

[厚生省]

(141) 民法（明 2 9 法 8 9）

【国の直接執行事務】

- ・ 社会保険庁の所管に係る公益法人の設立の許可等の事務（34条、38条、59条、67条、71条、72条、77条、83条：83条ノ2及び公益法人に係る主務官庁の権限の委任に関する政令1条による委任）（都道府県）

(142) 信託法（大 1 1 法 6 2）

【国の直接執行事務】

- ・ 社会保険庁の所管に係る公益信託の引き受けの許可等の事務（67条～73条：74条及び公益信託に係る主務官庁の権限の委任に関する政令1条による委任）（都道府県）

(143) 破産法（大 1 1 法 7 1）

【国の直接執行事務】

- ・ 社会保険庁の所管に係る公益法人の継続の認可の事務（311条1項：311条2項（348条において準用する場合を含む。）及び公益法人に係る主務官庁の権限の委任に関する政令1条による委任）（都道府県）

(144) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平 6 法 1 1 7）

【法定受託事務】

- ・ 被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当の支給・認定等の事務（2条、7～9条、24～28条、30～33条、47条、施行令2条～4条）（都道府県、広島市、長崎市）（メルクマール(3)③）
- ・ 医療費の支給、一般疾病医療費の支給、被爆者一般疾病医療機関の指定その他医療に関する事務（17、18条：51条及び施行令19条による委任、19条）（都道府県）（メルクマール(3)③）
- ・ 戸籍事務の無料証明（48条）（市町村）（メルクマール(3)③）

(145) 母体保護法（昭 2 3 法 1 5 6）

【自治事務】

- ・ 受胎調節の实地指導ができる者の指定等（15条）（都道府県）
- ・ 不妊手術等の届出の受理（25条）（都道府県）
- ・ 15条1項の規定による指定の取消し（39条）（都道府県）

- ・ 指定証の交付等（施行令 1 条）（都道府県）
- ・ 名簿の作成（施行令 2 条）（都道府県）
- ・ 指定証の訂正（施行令 3 条）（都道府県）
- ・ 住所変更をした場合の旧住所地への通知等（施行令 4 条）（都道府県）
- ・ 指定証又は標識の再交付（施行令 5 条）（都道府県）
- ・ 15 条 2 項の規定による講習の認定の取消し（施行令 6 条）（都道府県）

(146) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）

【自治事務】

- ・ 病院の指定（19 条の 8）（都道府県、指定都市）
- ・ 病院の指定の取消し（19 条の 9）（都道府県、指定都市）
- ・ 応急入院の病院の指定及びその取消し（33 条の 4 第 1 項、3 項）（都道府県、指定都市）

【法定受託事務】

- ・ 指定医が公務員として行う職務の指定（19 条の 4）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 保護者として医療保護入院に同意する事務（21 条）（市町村）（メルクマール(5)）
- ・ 精神障害者等に関する申請の受理（23 条）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 警察官の通報の受理（24 条）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 検察官の通報の受理（25 条）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 保護観察所の長の通報の受理（25 条の 2）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 矯正施設の長の通報の受理（26 条）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 精神病院の管理者からの届出の受理（26 条の 2）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 指定医による診察等（27 条）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 診察の通知（28 条）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 精神障害者等に対する入院措置等（29 条）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 精神障害者等に対する入院措置（29 条の 2）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 入院措置についての通知（29 条の 3）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 入院措置の解除（29 条の 4）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 自傷他害のおそれがない場合の届出の受理（29 条の 5）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）

- ・ 医療保護入院の届出の受理（33条）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 医療保護入院の退院の届出の受理（33条の2）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 応急入院の届出の受理（33条の4第2項）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 定期の報告の受理（38条の2）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 定期の報告等の審査等（38条の3）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 退院等の請求の受付（38条の4）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 退院等の命令等（38条の5）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 精神病院の管理者等からの報告徴収等（38条の6）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 精神病院の管理者に対する改善命令等（38条の7）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 措置入院者の一時退院の許可（40条）（都道府県、指定都市）（メルクマール(5)）
- ・ 指定医の指定の申請書の受理等（施行令2条の2）（都道府県、指定都市）（メルクマール(7)）

#### 【関与】

- ・ 緊急の必要がある場合における、病院の指定の取消しに係る厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(1)）
  - ・ 緊急の必要がある場合における、応急入院の病院の指定の取消しに係る厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(1)）
- ※ 都道府県が当該指示に従わず、かつ、入院患者の基本的な人権が不当に侵害されている場合、厚生大臣は当該指定の取消しを直接執行することができるものとする。
- ・ 国民の生命、健康、安全のため緊急の必要がある場合における、精神障害者社会復帰施設に対する報告徴収、立入検査等に係る厚生大臣の直接執行（新規）

#### (147) 栄養改善法（昭27法248）

##### 【自治事務】

- ・ 管理栄養士を置かなければならない集団給食施設の指定（9条の2）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設への指導（10条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 集団給食施設の管理者からの報告徴収等（11条）（都道府県、保健所設置市、特別区）

##### 【法定受託事務】

- ・ 国民栄養調査の執行に関する事務（2条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メ

ルクマール(7))

- ・ 国民栄養調査世帯の指定（3条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(7)）
- ・ 特別用途食品の表示許可の申請の経由（12条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(7)）
- ・ 特別用途食品の製造施設等への立入検査等（13条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)②）
- ・ 栄養表示がなされた食品の製造施設等への立入検査等（17条の2）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)②）

#### 【関与】

- ・ 国民栄養調査の執行に関する厚生大臣の指揮監督（2条3項）は廃止し、有効な調査結果が得られないような方法で都道府県（保健所設置市、特別区）が調査を実施する場合には指示をすることができる。（メルクマール(1)）

### (148) 栄養士法（昭22法245）

#### 【自治事務】

- ・ 栄養士の免許に関する事務（2条）（都道府県）
- ・ 栄養士の免許の取消し（5条）（都道府県）
- ・ 栄養士免許証の訂正及び再交付（施行令1条）（都道府県）
- ・ 栄養士名簿の作成（施行令2条）（都道府県）
- ・ 栄養士の免許の取消しについての厚生大臣等への通知（施行令2条の4）（都道府県）

#### 【法定受託事務】

- ・ 栄養士養成施設の厚生大臣への指定申請の経由（施行令3条）（都道府県）（メルクマール(7)）

### (149) 調理師法（昭33法147）

#### 【自治事務】

- ・ 調理師の免許の付与（3条）（都道府県）
- ・ 調理師試験の実施（3条の2）（都道府県）
- ・ 調理師免許証の交付（5条）（都道府県）
- ・ 調理師の氏名・住所等の届出の受理（5条の2）（都道府県）
- ・ 調理師免許の取消し（6条）（都道府県）
- ・ 試験事務規定変更の際の意見の提示（施行令3条）（都道府県）
- ・ 調理師名簿の訂正申請、登録消除申請の受理（施行令11条、12条）（都道府県）
- ・ 免許証の書換交付申請、再交付申請の受理（施行令13条、14条）（都道府県）

- ・ 名簿登録消除時等の免許証の返納の受理（施行令 15 条）（都道府県）
- ・ 他の都道府県への免許取消しの通知（施行令 17 条）（都道府県）

#### 【法定受託事務】

- ・ 調理師養成施設の指定及び指定取消しに係る調査に関する事務（施行令 16 条）（都道府県）（メルクマール(7)）

### (150) 伝染病予防法（明 30 法 36）

#### 【自治事務】

- ・ 病原体保有者等からの病原体の有無に関する検査請求を受けて行う病原体検査（2 条の 3）（都道府県、保健所設置市）
- ・ 伝染病予防委員の設置に係る市町村への指示（15 条）（都道府県）
- ・ 予防措置に係る市町村への指示（16 条）（都道府県）
- ・ 伝染病院等の設置に係る市町村への指示、設備及び管理の方法の決定（17 条）（都道府県）
- ・ 家用水の供給に係る市町村への指示（17 条の 2）（都道府県）
- ・ 建物に対する処分をした場合の手当金の交付等（19 条の 2 第 2 項）（市町村、特別区）
- ・ 諸官庁及び官立学校等から伝染病の予防方法等の協議を受けること（20 条）（都道府県、保健所設置市）
- ・ 清潔・消毒方法の代執行等（26 条）（市町村、特別区）
- ・ 私人の行うべき事務の代執行（16 条の 2 に係るものを除く。）（27 条 1 項）（都道府県、保健所設置市）
- ・ 市町村の行うべき事務の代執行（16 条の 2 に係るものを除く。）（27 条 1 項）（都道府県）

#### 【法定受託事務】

- ・ 伝染病予防法の対象とすべき伝染病が発生した旨の国への報告（1 条）（都道府県、保健所設置市）（メルクマール(4)①）
- ・ 伝染病患者等の届出の受理等（3 条）（都道府県、市町村、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 届出伝染病患者の届出の受理（3 条の 2）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 伝染病患者等に関する報告の受理（4 条）（都道府県、市町村、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 伝染病に汚染した家等の清潔方法及び消毒方法の施行の指示（5 条）（市町村、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 伝染病患者の収容（7 条）（市町村、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 伝染病に汚染した家等の交通の遮断及び隔離（8 条）（都道府県、保健所設置市）

(メルクマール(4)①)

- 患者又は死体の移動の認可(9条)(都道府県、市町村、特別区)(メルクマール(4)①)
- 汚染物件の使用等の認可(10条)(都道府県、市町村、特別区)(メルクマール(4)①)
- 死体の埋葬の認可等(11条)(都道府県、市町村、特別区)(メルクマール(4)①)
- 伝染病患者の死体の埋葬・改葬の許可(12条)(都道府県、保健所設置市、特別区)(メルクマール(4)①)
- 死体に対する更なる処分(13条)(市町村、特別区)(メルクマール(4)①)
- 立入検査(14条)(都道府県、市町村、特別区)(メルクマール(4)①)
- 鼠族、昆虫等の駆除等の指示(16条の2)(都道府県)(メルクマール(4)①)
- 検疫委員による検疫の実施等(18条)(都道府県、保健所設置市)(メルクマール(4)①)
- 健康診断、死体検案等都道府県等が行う予防上必要な措置(19条1項)(都道府県、保健所設置市)(メルクマール(4)①)
- 健康診断、死体検案等特別区が行う予防上必要な措置(19条2項)(特別区)(メルクマール(4)①)
- 伝染ウイルスに汚染した建物の処分等(19条の2第1項)(都道府県、保健所設置市)(メルクマール(4)①)
- 他の都道府県への防疫員の派遣(19条の3)(都道府県、保健所設置市)(メルクマール(4)①)
- 市町村の行うべき事務の代執行(16条の2に係るものに限る。)(27条)(都道府県)(メルクマール(4)①)
- 伝染病が流行するおそれがあると認めるときの国への報告等(施行令1条)(都道府県、保健所設置市)(メルクマール(4)①)
- 世帯主等からの届出の相互通知、伝染病患者発生の実態等の相互通知(施行令2条)(都道府県、保健所設置市、特別区)(メルクマール(4)①)
- 特別の必要がある者の認定等(施行令4条)(都道府県、保健所設置市)(メルクマール(4)①)
- 患者等の移動の認可をした場合の通知(施行令5条)(都道府県、市町村、特別区)(メルクマール(4)①)
- 検疫の施行の通知及び公示(施行令10条)(都道府県、保健所設置市)(メルクマール(4)①)

#### 【関与】

- 伝染病予防委員の設置に係る市町村に対する都道府県の指示(15条1項)(メルクマール(k))
- 予防措置に係る市町村に対する都道府県の指示(16条)(メルクマール(k))
- 鼠族、昆虫等の駆除等に係る市町村に対する都道府県の指示(16条の2第3項)

(メルクマール(k))

- ・ 伝染病院等の設置に係る市町村に対する都道府県の指示（17条1項）（メルクマール(k)）
- ・ 家用水の供給に係る市町村に対する都道府県の指示（17条の2）（メルクマール(k)）
- ・ 防疫員の派遣に係る厚生大臣の命令（19条の3）は、伝染病の発生を予防し又はまん延を防止するため特に必要がある場合の防疫員の派遣に係る指示とする。（メルクマール(k)）
- ・ 支出についての種目及び算定基準の定めに係る厚生大臣の承認（施行令11条）は、同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 伝染ウイルスに汚染した家等の交通の遮断に係る市町村及び予防委員に対する都道府県衛生吏員及び検疫委員の指示（施行規則29条2項の事務を施行令に規定）（メルクマール(j)）
- ・ 清潔方法及び消毒方法の実施、患者の収容、死体等の処分を行う市町村及び予防委員に対する都道府県衛生吏員、保健所設置市衛生吏員、検疫委員の指示（施行規則38条の事務を施行令に規定）（メルクマール(j)）

#### (151) 結核予防法（昭26法96）

##### 【自治事務】

- ・ 事業者が行う定期の健康診断に係る指示（4条2項）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 定期の健康診断（4条3項）（市町村、特別区）
- ・ 市町村が行う定期の健康診断に係る保健所長（都道府県）の指示（4条3項）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 健康診断の記録の作成、保存、交付（10条）（都道府県、市町村、特別区）
- ・ 定期の健康診断の実施者からの報告の受理等（11条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 定期の予防接種（13条）（市町村、特別区）
- ・ 市町村が行う定期の予防接種に係る保健所長（都道府県）の指示（13条4項）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 予防接種の記録の作成、保存、交付（19条）（都道府県、市町村、特別区）
- ・ 通院医療費の請求の受理等（34条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 従業禁止・命令入所者からの医療費の請求の受理等（35条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 医療機関の指定、指定医療機関に対する指導等（36条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 診療報酬の請求の審査等（38条）その他指定医療（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 指定医療機関に対する報告の徴収等（42条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 定期の健康診断等の代執行（65条）（都道府県、保健所設置市、特別区）

- ・ 定期の健康診断の指示に際しての労働基準監督署長との協議、教育委員会への定期の健康診断の通知等（66条）（都道府県、保健所設置市、特別区）

※ 20条（定期の予防接種の場合）の事務に係る事務区分については、準用される11条1項（定期の予防接種の場合）の整理によるものとする。

#### 【法定受託事務】

- ・ 定期外の健康診断（5条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 定期外の健康診断の実施者からの報告の受理等（11条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 定期外の予防接種（14条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 予防接種による健康被害に係る給付（21条の2）（市町村、特別区）
- ・ 医師からの結核患者の届出の受理等（22条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 病院管理者からの結核患者の届出の受理等（23条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 結核登録票の作成・記録等（24条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 結核登録票に登録されている者に対する精密検査（24条の2）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 結核登録票に登録されている者に対する家庭訪問指導（25条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 患者に対する従業の禁止等（28条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 患者に対する療養所への入所命令等（29条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 家屋の消毒等（30条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 物件の廃棄等（31条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 伝染防止に係る事務を実施するための質問調査（32条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 定期外の健康診断等の実施の際の労働基準局長等への協議等（66条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①）

※ 20条（定期外の予防接種の場合）の事務に係る事務区分については、準用される11条1項（定期外の予防接種の場合）の整理によるものとする。

#### 【関与】

- ・ 市町村が行う定期の健康診断に係る保健所長（都道府県）の指示（4条3項）（メル

クマール(1))

- ・ 市町村が行う定期の予防接種に係る保健所長（都道府県）の指示（13条4項）（メルクマール(1)）

#### (152) 予防接種法（昭23法68）

##### 【自治事務】

- ・ 定期の予防接種（3条1項）（市町村、特別区）
- ・ 市町村が行う定期の予防接種に係る保健所長（都道府県）の指示（3条1項）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 定期の予防接種が不要な地域の指定（3条2項）（都道府県）
- ・ 定期の予防接種を受けた者に対する実費の徴収（23条）（市町村、特別区）

##### 【法定受託事務】

- ・ 臨時の予防接種（6条1項）（都道府県、市町村、特別区）（メルクマール(4)①）
- ・ 予防接種による健康被害に係る医療費等の給付（11条1項）（市町村、特別区）（メルクマール(3)③）
- ・ 予防接種による健康被害に係る医療費等の給付の制限・返還（14条）（市町村、特別区）（メルクマール(3)③）
- ・ 不正に請求された予防接種による健康被害に係る医療費等の徴収（15条）（市町村、特別区）（メルクマール(3)③）
- ・ 年金給付を受けている者等に対する報告徴収等、年金給付の一時差し止め（施行令10条）（市町村、特別区）（メルクマール(3)③）

##### 【関与】

- ・ 市町村が行う定期の予防接種に係る保健所長（都道府県）の指示（3条1項）（メルクマール(1)）

#### (153) 性病予防法（昭23法167）

##### 【自治事務】

- ・ 届出の受理、健康診断受診命令、治療命令、入院・入所命令その他性病の予防に関する事務（6条、7条、10条、11条、12条、14条、15条、21条、22条、25条）（都道府県、保健所設置市、特別区）

#### (154) 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（平元法2）

##### 【自治事務】

- ・ 感染者に関する医師の報告の受理（5条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 感染者に関する医師の通報の受理（7条）（都道府県、指定都市、中核市）

- ・ 健康診断を受けるべきことの勧告又は命令（８条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 伝染の防止に関する指示（９条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 伝染の防止に関する質問（１０条）（都道府県、指定都市、中核市）

#### 【法定受託事務】

- ・ 国の命を受けて他の都道府県の応援のための防疫員を派遣すること。（１１条）（都道府県、指定都市、中核市）（メルクマール(4)①）

### (155) 老人保健法（昭５７法８０）

#### 【自治事務】

- ・ 老人保健施設の開設等の許可（４６条の６）（都道府県）
- ・ 老人保健施設の管理者の承認（４６条の７）（都道府県）
- ・ 老人保健施設の広告可能事項の許可（４６条の９）（都道府県）
- ・ 老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出の受理（４６条の１０）（都道府県）
- ・ 老人保健施設の開設者等に対する報告徴収等（４６条の１１）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 老人保健施設に対する設備の使用制限等（４６条の１２）（都道府県）
- ・ 老人保健施設の管理者の変更命令（４６条の１３）（都道府県）
- ・ 老人保健施設に対する業務運営の改善命令等（４６条の１４）（都道府県）
- ・ 老人保健施設の許可の取消し（４６条の１５）（都道府県）
- ・ 老人保健施設の休廃止等の届出の受理（４６条の１６において準用する医療法９条）（都道府県）
- ・ 処分に対する弁明の機会の付与（４６条の１６において準用する医療法３０条）（都道府県）
- ・ 指定老人訪問看護事業者の指定（４６条の１７の２）（都道府県）（なお、別紙３の４②参照）
- ・ 指定老人訪問看護事業者等に対する指導（４６条の１７の４）（都道府県）（なお、別紙３の４②参照）
- ・ 指定老人訪問看護事業者の変更の届出等の受理（４６条の１７の６）（都道府県）（なお、別紙３の４②参照）
- ・ 指定老人訪問看護事業者に対する報告徴収等（４６条の１７の７）（都道府県）（なお、別紙３の４②参照）
- ・ 指定老人訪問看護事業者の指定の取消し（４６条の１７の８）（都道府県）（なお、別紙３の４②参照）
- ・ 指定老人訪問看護事業者の指定等の公示（４６条の１７の９）（都道府県）（なお、別紙３の４②参照）

#### 【法定受託事務】

- ・ 医療の実施（２５条）（市町村）（メルクマール(3)②）

- ・ 保険医療機関等・保険医等に対する指導（２７条）（都道府県）（メルクマール(3)②)
- ・ 一部負担金の減額又は免除を受ける者の認定等（２８条）（市町村）（メルクマール(3)②)
- ・ 保険医療機関等に対する報告徴収等（３１条）（都道府県）（メルクマール(3)②)
- ・ 入院時食事療養費の支給（３１条の２）（市町村）（メルクマール(3)②)
- ・ 特定療養費の支給（３１条の３）（市町村）（メルクマール(3)②)
- ・ 医療費の支給（３２条）（市町村）（メルクマール(3)②)
- ・ 医療等の支給の制限（３９条、４０条）（市町村）（メルクマール(3)②)
- ・ 損害賠償請求権の取得等（４１条）（市町村）（メルクマール(3)②)
- ・ 不正利得の徴収等（４２条）（市町村）（メルクマール(3)②)
- ・ 医療等を受ける者等に対する文書提出等の要求等（４３条）（市町村）（メルクマール(3)②)
- ・ 医師等に対する報告徴収等（４４条）（都道府県）（メルクマール(3)②)
- ・ 老人保健施設療養費の支給（４６条の２）（市町村）（メルクマール(3)②)
- ・ 老人訪問看護療養費の支給（４６条の５の２）（市町村）（メルクマール(3)②)
- ・ 移送費の支給（４６条の５の４）（市町村）（メルクマール(3)②)
- ・ 保険者に対する滞納処分（６０条）（都道府県）（メルクマール(3)②)
- ・ 基金等に対する費用の額の通知（６３条）（市町村）（メルクマール(3)②)
- ・ 基金等に対する報告徴収等（７６条）（都道府県）（メルクマール(3)②)
- ・ 保険者等に対する報告徴収等（７９条）（都道府県）（メルクマール(3)②)
- ※ ３１条の２第１０項に係る事務区分については、準用される２７条、３１条の整理によるものとする。
- ※ ３１条の３第９項、１０項に係る事務区分については、準用される２５条、２７条、３１条の整理によるものとする。
- ※ ４６条の５に係る事務区分については、準用される３９条、４０条、４１条、４２条、４３条、４４条の整理によるものとする。
- ※ ４６条の５の３に係る事務区分については、準用される３９条、４０条、４１条、４２条、４３条、４４条、４６条の２の整理によるものとする。
- ※ ４６条の５の５に係る事務区分については、準用される３９条、４０条、４１条、４２条、４３条、４４条、４６条の２の整理によるものとする。

#### 【関与】

- ・ 老人保健施設の開設の許可及び指定老人訪問看護事業者の指定に関する国の関与のあり方については、社会福祉の制度体系全般の見直しを行うに際し、社会福祉関係の分野と同じ考えのもとに別途検討する。
- ・ 国民の生命、健康、安全のため緊急の必要がある場合又は老人保健施設療養費の不適切な請求を是正するため特に必要がある場合における老人保健施設に対する報告徴収、立入検査等に係る厚生大臣の直接執行（新規）
- ・ 犯罪等に起因する老人保健施設の管理者の変更命令に関して、国民の健康・生命に危

険が生じている場合（メルクマール(j)）又は老人保健施設療養費の不適切な請求を是正するため特に必要がある場合（メルクマール(1)）の厚生大臣の指示（新規）

- ・ 老人保健施設の許可の取消しに関して、国民の健康・生命に危険が生じている場合（メルクマール(j)）又は老人保健施設療養費の不適切な請求を是正するため特に必要がある場合（メルクマール(1)）の厚生大臣の指示（新規）
- ・ 国民の生命、健康、安全のため緊急の必要がある場合又は老人訪問看護療養費の不適切な請求を是正するため特に必要がある場合における指定老人訪問看護事業者に対する報告徴収、立入検査等に係る厚生大臣の直接執行（46条の17の7）
- ・ 指定老人訪問看護事業者の指定の取消しに関して、国民の健康・生命に危険が生じている場合（メルクマール(j)）又は老人訪問看護療養費の不適切な請求を是正するため特に必要がある場合（メルクマール(1)）の厚生大臣の指示（新規）

#### (156) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭33法76）

##### 【自治事務】

- ・ 免許の取消し等に関する意見の具申（8条）（都道府県）
- ・ 衛生検査所の登録（20条の3）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 衛生検査所の登録の変更等（20条の4）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 衛生検査所の開設者に対する報告徴収等（20条の5）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 衛生検査所の開設者に対する指示（20条の6）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 衛生検査所の登録の取消し等（20条の7）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 登録の取消し等に係る行政手続法15条1項又は30条の通知（20条の8）（都道府県、保健所設置市、特別区）

##### 【法定受託事務】

- ・ 免許の申請に関する書類の提出に係る経由事務（施行令3条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 名簿の訂正の申請に関する書類の提出に係る経由事務（施行令5条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 名簿の消除の申請に関する書類の提出に係る経由事務（施行令6条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 免許証の記載事項の変更に係る経由事務（施行令7条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 免許証の再交付の申請等に係る経由事務（施行令8条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 名簿の消除及び免許の取消処分の際の免許証の返納に係る経由事務（施行令9条）（都道府県）（メルクマール(7)）

(157) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）

【自治事務】

- ・ 一般廃棄物処理施設の設置許可等（8条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 一般廃棄物処理施設の構造等の変更の許可等（9条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 一般廃棄物処理施設の設置許可の取消し等（9条の2）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 一般廃棄物処理施設の設置届出の受理等（9条の3）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 一般廃棄物処理施設の承継の届出の受理（9条の5）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 産業廃棄物処理計画の作成（11条）（都道府県）
- ・ 事業者に対する産業廃棄物処理計画の作成の指示（12条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 事業者に対する特別管理産業廃棄物処理計画の作成の指示（12条の2）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 一般廃棄物処理施設の設置者に対する報告徴収（18条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 一般廃棄物処理施設の設置者に対する立入検査（19条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 廃棄物最終処分場に係る届出台帳の調製等（19条の5）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 廃棄物再生事業者の登録（施行令15条）（都道府県）
- ・ 廃棄物再生事業者の登録証明書の発行（施行令16条）（都道府県）
- ・ 廃棄物再生事業者の変更の届出の受理（施行令17条）（都道府県）
- ・ 廃棄物再生事業者の休廃止等の届出の受理（施行令18条）（都道府県）
- ・ 廃棄物再生事業者の登録の取消し（施行令19条）（都道府県）

【法定受託事務】

- ・ 特別管理産業廃棄物管理票に関する報告書の受理（12条の3）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）
- ・ 特別管理産業廃棄物の適正な処理に関する勧告（12条の4）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）
- ・ 産業廃棄物処理業の許可（14条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）
- ・ 産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可等（14条の2）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）
- ・ 産業廃棄物処理業の変更の届出等（14条の3において準用する7条の2及び7条の3）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）

- ・ 特別管理産業廃棄物処理業の許可（14条の4）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）
- ・ 特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可等（14条の5及び14条の5において準用する7条の2）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）
- ・ 特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消し等（14条の6）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）
- ・ 産業廃棄物処理施設の設置許可等（15条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）
- ・ 産業廃棄物処理施設の構造等の変更の許可等（15条の2及び15条の2において準用する9条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）
- ・ 産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し等（15条の3）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）
- ・ 産業廃棄物処理施設の承継の届出の受理（15条の4において準用する9条の5）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）
- ・ 廃棄物処理センターの事業計画書等の受理（15条の8：15条の16及び施行令7条による委任）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(7)）
- ・ 廃棄物処理センターに対する報告徴収等（15条の13：15条の16及び施行令7条による委任）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(7)）
- ・ 廃棄物処理センターに対する監督命令（15条の14：15条の16及び施行令7条による委任）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(7)）
- ・ 産業廃棄物を排出する事業者等に対する報告徴収（18条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）
- ・ 産業廃棄物を排出する事業者等に対する立入調査（19条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）
- ・ 産業廃棄物処理業者が産業廃棄物処理基準に違反した場合等の改善命令（19条の3）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）
- ・ 産業廃棄物処理基準に違反した処分を行った者等に対する措置命令（19条の4）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(8)）

#### 【関与】

- ・ 一般廃棄物処理施設の設置許可に係る緊急時の厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）
- ・ 一般廃棄物処理施設の設置許可申請の審査に係る緊急時の厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）
- ・ 一般廃棄物処理施設の設置許可に対する条件付与に係る緊急時の厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）
- ・ 一般廃棄物処理施設の使用前検査に係る緊急時の厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）
- ・ 一般廃棄物処理施設の構造等の変更の許可に係る緊急時の厚生大臣の指示（新規）

(メルクマール(j))

- ・ 一般廃棄物処理施設の構造等の変更の許可申請の審査に係る緊急時の厚生大臣の指示(新規) (メルクマール(j))
- ・ 一般廃棄物処理施設の構造等の変更の許可に対する条件付与に係る緊急時の厚生大臣の指示(新規) (メルクマール(j))
- ・ 一般廃棄物処理施設の設置許可の取消し等に係る緊急時の厚生大臣の指示(新規) (メルクマール(j))
- ・ 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出に係る計画の変更等の命令に係る緊急時の厚生大臣の指示(新規) (メルクマール(j))
- ・ 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の改善等の命令に係る緊急時の厚生大臣の指示(新規) (メルクマール(j))
- ・ 産業廃棄物処理計画が基準に適合していない場合の厚生大臣の当該計画の変更要求(新規) (メルクマール(1))
- ・ 一般廃棄物処理施設の設置者に対する報告徴収に係る厚生大臣の直接執行(新規)
- ・ 一般廃棄物処理施設の設置者に対する立入検査に係る厚生大臣の直接執行(新規)

#### (158) 浄化槽法(昭58法43)(建設省と共管)

##### 【自治事務】

- ・ 浄化槽の設置等に関する届出の受理、浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等(5条、12条)(都道府県、保健所設置市、特別区)
- ・ 浄化槽管理者等に係る報告徴収、立入検査等(53条)(都道府県)
- ・ 一の都道府県の区域において第7条及び第11条の検査の業務を行う者の指定(57条)(都道府県)

#### (159) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭50法31)

##### 【自治事務】

- ・ 市町村の定める一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の承認(3条)(都道府県)
- ・ 市町村の定める一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の変更の承認(4条)(都道府県)

#### (160) 旅館業法(昭23法138)

##### 【自治事務】

- ・ 旅館業の営業の許可等、営業者の合併に係る地位の承継の承認、営業者の死亡に係る地位の承継の承認、その他旅館業に関する事務(3条、3条の2、3条の3、7条、7条の2、8条)(都道府県、保健所設置市、特別区)

(161) 公衆浴場法（昭23法139）

【自治事務】

- ・ 公衆浴場の経営許可に関する事務等、営業者の地位の承継に関する届出の受理、療養のために利用される公衆浴場についての許可、その他浴場業に関する事務（2条、2条の2、4条、6条、7条）（都道府県、保健所設置市、特別区）

(162) 理容師法（昭22法234）

【自治事務】

- ・ 理容の業を行う場合に講ずべき措置の設定（8条）（都道府県）
- ・ 業務停止に関する事務（10条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 理容所の開設に関する届出の受理（11条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 構造設備の検査（11条の2）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 開設者の地位の承継に関する届出の受理（11条の3）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 管理理容師の講習会の指定（11条の4）（都道府県）
- ・ 理容所に講ずべき措置の設定（12条）（都道府県）
- ・ 理容所への立入検査（13条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 閉鎖処分に関する事務（14条）（都道府県、保健所設置市、特別区）

【法定受託事務】

- ・ 理容師養成施設の指定に関する事務（施行令1条：4条による委任）（都道府県）  
（メルクマール(7)）

(163) 美容師法（昭32法163）

【自治事務】

- ・ 美容の業を行う場合に講ずべき措置の設定（8条）（都道府県）
- ・ 業務停止に関する事務（10条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 美容所の開設に関する届出の受理（11条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 構造設備の検査（12条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 開設者の地位の承継に関する届出の受理（12条の2）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 管理美容師の講習会の指定（12条の3）（都道府県）
- ・ 美容所に講ずべき措置の設定（13条）（都道府県）
- ・ 美容所への立入検査（14条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 閉鎖処分に関する事務（15条）（都道府県、保健所設置市、特別区）

【法定受託事務】

- ・ 美容師養成施設に関する事務（施行令 1 条： 4 条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）

(164) クリーニング業法（昭 2 5 法 2 0 7）

【自治事務】

- ・ クリーニング所に講ずべき措置の設定、クリーニング師の免許に関する事務、クリーニング師の試験に関する事務、その他クリーニング業に関する事務（3 条、 6 条、 7 条、 7 条の 2、 7 条の 5、 7 条の 9、 7 条の 1 0、 7 条の 1 2、 7 条の 1 3、 7 条の 1 4、 7 条の 1 6、 7 条の 1 7、 8 条、 8 条の 2、 8 条の 3）（都道府県）
- ・ クリーニング所の位置に関する届出の受理、クリーニング所の構造設備の検査、営業者の地位の承継に関する届出の受理、その他クリーニング業に関する事務（5 条、 5 条の 2、 5 条の 3、 9 条、 1 0 条、 1 0 条の 2、 1 1 条、 1 2 条）（都道府県、保健所設置市、特別区）

(165) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭 4 5 法 2 0）

【自治事務】

- ・ 特定建築物についての届出の受理、報告徴収、改善命令等その他特定建築物に関する事務（5 条、 1 1 条、 1 2 条、 1 3 条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 建築物環境衛生管理技術者免状の返納命令に関する国への具申（7 条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録等建築物における衛生的環境の確保に関する事業に関する事務（1 2 条の 2、 1 2 条の 4、 1 2 条の 5）（都道府県）

(166) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭 4 8 法 1 1 2）

【法定受託事務】

- ・ 家庭用品の回収命令、家庭用品の製造を行う者に対する報告徴収等に関する事務（6 条、 7 条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマーク(4)）

(167) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭 3 2 法 1 6 4）

【自治事務】

- ・ 環境衛生同業組合の適正化規程の認可（9 条： 6 4 条及び施行令 1 3 条による委任）（都道府県）
- ・ 適正化規程の変更命令及び認可の取消し（1 1 条： 6 4 条及び施行令 1 3 条による委任）（都道府県）
- ・ 適正化規程の廃止の届出の受理（1 2 条： 6 4 条及び施行令 1 3 条による委任）（都

道府県)

- ・ 適正化規程の認可時における公正取引委員会との協議等（13条：64条及び施行令13条による委任）（都道府県）
  - ・ 組合事業の共済規程の認可等（14条の2：64条及び施行令13条による委任）（都道府県）
  - ・ 組合協約の認可（14条の10：64条及び施行令13条による委任）（都道府県）
  - ・ 組合協約に関するあっせん及び調停（14条の12：64条及び施行令13条による委任）（都道府県）
  - ・ 環境衛生同業組合の設立の認可（24条：64条及び施行令13条による委任）（都道府県）
  - ・ 環境衛生同業組合の定款の変更の認可等（28条：64条及び施行令13条による委任）（都道府県）
  - ・ 組合員による総会招集の承認（42条：64条及び施行令13条による委任）（都道府県）
  - ・ 環境衛生同業組合の解散の認可（50条：64条及び施行令13条による委任）（都道府県）
  - ・ 役員解任の勧告（52条の2：64条及び施行令13条による委任）（都道府県）
  - ・ 環境衛生同業組合の解散命令（52条の3：64条及び施行令13条による委任）（都道府県）
  - ・ 環境衛生同業小組合の設立の認可（52条の4：64条及び施行令13条による委任）（都道府県）
  - ・ 小組合の合併の認可（52条の7：64条及び施行令13条による委任）（都道府県）
  - ・ 環境衛生同業小組合の定款の変更等の認可（52条の10：64条及び施行令13条による委任）（都道府県）
  - ・ 適正化規程が実施された場合における、組合員以外の者に対する事業活動の改善の勧告（56条の6：64条及び施行令13条による委任）（都道府県）
  - ・ 都道府県環境衛生営業指導センターの指定等（57条の3）（都道府県）
  - ・ 都道府県指導センターの事業の委託の承認等（57条の4）（都道府県）
  - ・ 都道府県指導センターの事業計画及び収支予算の届出の受理等（57条の5）（都道府県）
  - ・ 都道府県指導センターの役員解任の勧告（57条の6）（都道府県）
  - ・ 都道府県指導センターの財産状況等の改善の命令（57条の7）（都道府県）
  - ・ 都道府県指導センターの指定の取消し（57条の8）（都道府県）
  - ・ 営業者等からの報告徴収等（60条）（都道府県）
  - ・ 役員解任を行おうとする場合の意見の聴取（62条）（都道府県）
- ※ 14条の10第3項に係る事務区分は、準用される13条の整理によるものとする。

#### 【法定受託事務】

- ・ 振興計画の認定申請及び振興計画の実施状況の報告の経由（56条の3）（都道府

県) (メルクマール(7))

- ・ 適正化規程が実施された場合における、料金等の制限に関する組合の申出の経由 (57条) (都道府県) (メルクマール(7))

## (168) 水道法 (昭32法177)

### 【自治事務】

- ・ 水道事業の認可、水道用水供給事業の認可、その他水道事業等の監督に関する事務 (6条、9条、10条、11条、13条、14条、26条、29条、30条、31条、35条、36条、37条、38条、41条及び42条：46条及び施行令7条による委任。水道事業については、給水人口5万人超の事業のうち水利調整が必要と認められるもの以外の事業の監督に関する事務を都道府県に委譲。別紙3の3(1)①、②参照) (都道府県)
- ・ 水道事業者又は水道用水供給業者に対する施設の改善の指示 (36条1項に規定する水道事業者等に対する水道施設の改善命令を指示に改正) (都道府県)
- ・ 水道事業者又は水道用水供給事業者に対する報告徴収等 (39条。水道事業については、給水人口5万人超の事業のうち水利調整が必要と認められるもの以外の事業に関する事務及び水道用水供給事業については1日最大給水量が25,000立方メートルを超えるもの以外の事業に関する事務を都道府県事務と整理。) (都道府県)
- ・ 災害の場合の他の事業者への供給命令等 (40条1項、2項) (都道府県)
- ・ 専用水道の布設工事の設計の確認、施設の改善命令その他専用水道及び簡易専用水道の監督に関する事務 (32条、33条、34条、36条、37条、39条) (都道府県、保健所設置市、特別区)

### 【廃止】

- ・ 申請及び届出の経由及び進達 (47条)

### 【関与】

- ・ 水道事業者又は水道用水供給事業者に対する施設の改善の指示 (都道府県が行うものに限る。)に係る厚生大臣の直接執行 (新規)
- ・ 水道事業者又は水道用水供給事業者に対する給水停止命令 (都道府県が行うものに限る。)に係る厚生大臣の直接執行 (新規)
- ・ 国民の生命・健康のため緊急の必要がある場合における、都道府県が行う災害等非常の場合の水道用水の供給命令に係る厚生大臣の指示 (新規) (メルクマール(j))
- ・ 都道府県が執行不能の場合における、都道府県が行う災害等非常の場合の水道用水の供給命令に係る厚生大臣の直接執行 (新規)
- ・ 都道府県の認可に係る水道事業に関する水道事業者又は水道用水供給事業者に対する合理化勧告に係る厚生大臣の直接執行 (新規)

## (169) 食品衛生法 (昭22法233)

### 【自治事務】

- ・ 施行令5条1号、2号、8号の2、9号、11号、18号の営業の許可に付随する義務の遵守状況の確認のために行う監視又は指導（19条3項）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 食品衛生管理者の設置又は変更の届出の受理（19条の17）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 管理運営基準の設定（19条の18）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 飲食店営業等の施設基準の設定（20条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 飲食店営業等の営業の許可（21条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 許可営業者の地位の承継の届出の受理（21条の2）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 販売を禁止される食品等を販売した営業者等に対する許可取消し等（22条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 基準に合わない表示の食品等を販売した営業者に対する許可取消し等（23条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 営業施設の基準に違反した営業者に対する許可取消し等（24条）（都道府県、保健所設置市、特別区）

### 【法定受託事務】

- ・ 食品等の検査等（14条）（都道府県）（メルクマール(4)②）
- ・ 食品等の検査命令等（15条）（都道府県）（メルクマール(4)②）
- ・ 営業者等に対する報告徴収等（17条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)②）
- ・ 施行令5条3号～8号、8号の3、10号、12号～17号、19号～30号の営業の許可に付随する義務の遵守状況の確認のために行う監視又は指導（19条3項）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)②）
- ・ 営業の許可に付随する義務の遵守状況の確認以外の不良品等の発見、排除等のために行う監視又は指導（19条3項）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)②）
- ・ 違反物品の廃棄命令等（22条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)②）
- ・ 中毒患者等についての届出の受理、調査、都道府県への報告（27条2項）（保健所設置市）（メルクマール(7)）
- ・ 中毒患者等についての保健所設置市からの報告の受理、国への報告（27条3項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 死体の解剖（28条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)②）
- ・ 中毒に関する届出の受理、報告書の作成及び提出（施行令7条）（保健所設置市）（メルクマール(7)）
- ・ 中毒に関する報告書の経由（施行令7条）（保健所設置市、特別区）（メルクマール

(7))

- ・ 中毒に関する報告書の受理、報告書の作成及び提出（施行令 7 条 1 項、3 項）（都道府県）（メルクマール(7)）

※ 29 条に係る事務区分については、準用される 14 条、15 条、17 条、19 条、19 条の 17、19 条の 18、20 条～24 条、27 条及び 28 条の整理によるものとする。

なお、準用される 19 条のうち、営業の許可に付随する義務の遵守状況の確認のために行う監視又は指導については、準用される 20 条に基づく業種によることとし、営業の許可に付随する義務の遵守状況の確認以外の不良品等の発見、排除等のために行う監視又は指導については法定受託事務とするものとする。

#### (170) 製菓衛生師法（昭 4 1 法 1 1 5）

##### 【自治事務】

- ・ 製菓衛生師の試験、免許等に関する事務（2 条、4 条、7 条、8 条、施行令 1 条、3 条～8 条、10 条）（都道府県）

#### (171) と畜場法（昭 2 8 法 1 1 4）

##### 【自治事務】

- ・ と畜場の設置の許可（3 条）（都道府県、保健所設置市）
- ・ と畜場使用料及びと殺解体料の認可（8 条）（都道府県、保健所設置市）
- ・ と畜場以外の場所におけると殺又は解体の届出の受理等（9 条）（都道府県、保健所設置市）
- ・ と殺又は解体の検査（10 条）（都道府県、保健所設置市）
- ・ と殺又は解体の禁止等（12 条）（都道府県、保健所設置市）
- ・ と畜場の設置の許可の取消し等（14 条）（都道府県、保健所設置市）
- ・ と畜場の構造設備基準の設定（施行令 1 条）（都道府県、保健所設置市）
- ・ と畜場以外の場所におけると殺の地域指定及びと殺の許可（施行令 3 条）（都道府県、保健所設置市）
- ・ 検査申請書の受理（施行令 4 条）（都道府県、保健所設置市）
- ・ 検査に合格した肉等の検印（施行令 6 条）（都道府県、保健所設置市）

##### 【法定受託事務】

- ・ と畜場の設置者等に対する報告徴収等（13 条）（都道府県、保健所設置市）（メルクマール(4)②）

#### (172) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平 2 法 7 0）

##### 【自治事務】

- ・ 食鳥処理の事業の許可（3条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 食鳥処理の事業の許可申請書の受理（4条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可（6条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 食鳥処理業者の地位の承継の届出の受理（7条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 食鳥処理の事業の許可の取消し等（8条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 食鳥処理場の整備改善命令等（9条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 食鳥処理衛生管理者の設置等の届出の受理（12条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 食鳥処理衛生管理者の解任命令（13条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 食鳥処理場の休廃止等の届出の受理（14条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 食鳥検査（15条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 小規模食鳥処理業者が作成する確認規程の認定等（16条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 食肉販売業者による届出の受理（17条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 食鳥のとさつの禁止等（20条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 指定検査機関への食鳥検査の委任（21条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 食鳥検査の委任の報告等（24条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 指定検査機関からの報告の受理（25条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 指定検査機関の業務規程の変更に関する意見（28条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 指定検査機関の業務計画等の変更に関する意見（29条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 指定検査機関に対する指示（31条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 指定検査機関の業務の休廃止に関する意見（32条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 食鳥検査の委任の解除の通知等（34条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 指定検査機関が検査を行わない場合の検査の実施（35条）（都道府県、保健所設置市、特別区）

#### 【法定受託事務】

- ・ 食鳥処理業者等に対する報告徴収（37条）（都道府県、保健所設置市、特別区）  
（メルクマール(4)②）
- ・ 食鳥処理場等への立入検査（38条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)②）

#### (173) 狂犬病予防法（昭25法247）

#### 【自治事務】

- ・ 犬の登録、鑑札の交付等（４条）（当該事務をすべての市町村に委譲。別紙３の１（６）②参照）（都道府県、市町村、特別区）
- ・ 予防注射済票の交付（５条）（当該事務をすべての市町村に委譲。別紙３の１（６）②参照）（都道府県、市町村、特別区）
- ・ 犬の抑留等（６条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 抑留所の設置等（２１条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 鑑札の再交付（施行令１条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 犬の登録の消除（施行令２条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 犬の登録の変更等（施行令２条の２）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 予防注射済票の再交付（施行令３条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 通常時の犬の処分前の評価（施行令５条）（都道府県、保健所設置市、特別区）

#### 【法定受託事務】

- ・ 犬以外の動物についての準用の必要性に関する報告（２条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール（４）①）
- ・ 発生時の届出の受理（８条１項）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール（４）①）
- ・ 発生時の都道府県への報告（８条２項）（保健所設置市、特別区）（メルクマール（４）①）
- ・ 発生時の報告の受理、国への報告、隣接都道府県への通報（８条２項、３項）（都道府県）（メルクマール（４）①）
- ・ 隔離についての必要な指示（９条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール（４）①）
- ・ 発生時の公示、犬のけい留命令等（１０条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール（４）①）
- ・ 犬の殺害の許可（１１条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール（４）①）
- ・ 死体の引渡が必要ない旨の許可（１２条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール（４）①）
- ・ 犬の一斉検診等（１３条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール（４）①）
- ・ 犬の死体の解剖等（１４条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール（４）①）
- ・ 犬又はその死体の移動の制限等（１５条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール（４）①）
- ・ 交通の遮断等（１６条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール（４）①）
- ・ 犬の集合施設の禁止命令（１７条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール（４）①）
- ・ 係留されていない犬の抑留（１８条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルク

マール(4)①)

- ・ 係留されていない犬の棄殺（18条の2）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①)
- ・ 発生時の犬の処分前の評価（施行令5条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①)
- ・ 報告の経由（施行令6条）（保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①)
- ・ 巡視及び毒えさの回収（施行令7条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)①)

#### 【関与】

- ・ 厚生大臣の措置の実施の命令（19条）は狂犬病の発生が県境を越え、又はそのおそれがある場合その他狂犬病のまん延防止及び撲滅のため緊急の必要があると認められた場合における指示とする。（メルクマール(k)）

### (174) 医療法（昭23法205）

#### 【自治事務】

- ・ 地域医療支援病院の承認（4条）（都道府県）
- ・ 往診医師等に対する報告徴収等（5条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 国立病院等に対する報告徴収等（6条及び施行令1条において適用する16条、25条、27条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 病院等の開設許可等（7条）（都道府県（診療所・助産所は保健所設置市、特別区））
- ・ 診療所療養型病床群の設置等の許可（7条）（都道府県）
- ・ 病院等の開設許可の制限等（7条の2）（都道府県）
- ・ 診療所等開設の届出受理（8条）（都道府県（保健所設置市、特別区））
- ・ 病院等の休廃止等の届出受理（9条）（都道府県（診療所・助産所は保健所設置市、特別区））
- ・ 病院等の管理に関する特例の許可（12条）（都道府県（診療所・助産所は保健所設置市、特別区））
- ・ 地域医療支援病院の業務報告の受理（12条の2）（都道府県）
- ・ 病院医師の宿直義務に関する特例の許可（16条）（都道府県）
- ・ 病院等の専属薬剤師に関する特例の許可（18条）（都道府県（診療所は保健所設置市、特別区））
- ・ 病院の法定人員及び施設の基準等に関する特例の許可（21条）（都道府県）
- ・ 病院等の施設の使用制限命令等（24条）（都道府県（診療所・助産所は保健所設置市、特別区））
- ・ 病院等の開設者等に対する報告徴収等（25条）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 診療所及び助産所に関する通知（25条の2）（保健所設置市、特別区）

- ・ 病院等の構造設備に関する使用許可（27条）（都道府県（診療所・助産所は保健所設置市、特別区））
- ・ 犯罪等に起因する管理者の変更命令（28条）（都道府県（診療所・助産所は保健所設置市、特別区））
- ・ 病院等の開設許可の取消し等（29条）（都道府県（診療所・助産所は保健所設置市、特別区））
- ・ 処分に対する弁明の機会の付与（30条）（都道府県（診療所・助産所は保健所設置市、特別区））
- ・ 公的医療機関に対する命令及び指示（35条）（都道府県）
- ・ 医療法人の設立認可（44条）（都道府県）
- ・ 医療法人の設立認可の際の意見の聴取（45条）（都道府県）
- ・ 医療法人の理事の特例認可（46条の2）（都道府県）
- ・ 医療法人の理事長の特例認可（46条の3）（都道府県）
- ・ 医療法人の管理者たる理事の特例認可（47条）（都道府県）
- ・ 医療法人の定款又は寄附行為の変更認可等（50条）（都道府県）
- ・ 医療法人の決算の届出受理（51条）（都道府県）
- ・ 医療法人の解散認可等（55条）（都道府県）
- ・ 医療法人の残余財産の帰属処分に関する認可（56条）（都道府県）
- ・ 医療法人の合併認可（57条）（都道府県）
- ・ 医療法人に対する報告徴収等（63条）（都道府県）
- ・ 医療法人の法令等違反に対する措置（64条）（都道府県）
- ・ 特別医療法人に対する収益業務の停止命令（64条の2）（都道府県）
- ・ 医療法人の設立認可の取消し（65条）（都道府県）
- ・ 医療法人の設立認可の取消し（66条）（都道府県）
- ・ 処分に対する弁明の機会の付与等（67条）（都道府県）
- ・ 民法の読替規定。医療法人の仮理事の選任等（68条）（都道府県）
- ・ 医療法人の設立認可等の申請に係る意見（68条の2）（都道府県）
- ・ 病院等の事項変更の届出受理（施行令4条）（都道府県（診療所・助産所は保健所設置市、特別区））
- ・ 病院等の開設後の届出受理（施行令4条の2）（都道府県（診療所・助産所は保健所設置市、特別区））
- ・ 医療法人台帳の整備等（施行令5条の2）（都道府県）

#### 【法定受託事務】

- ・ 医療法人の設立認可等の申請に係る経由等（68条の2）（都道府県）（メルクマール(7)）

#### 【廃止】

- ・ 病院等の構造設備に関する基準についての特例措置（24条の2）（都道府県）

## 【関与】

- ・ 緊急時における往診医師等に対する報告徴収等に係る厚生大臣の直接執行（新規）
- ・ 緊急時における病院等の施設の使用制限命令等に係る厚生大臣の直接執行（新規）
- ・ 緊急時における病院等の開設者等に対する報告徴収等に係る厚生大臣の直接執行（新規）
- ・ 国民の健康・生命に危険が生じている場合における犯罪等に起因する管理者の変更命令に係る厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）
- ・ 緊急時における病院等の開設許可の取消し等に係る厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）
- ・ 医療法人の法令等違反に対する措置に係る厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(1)）
- ・ 特別医療法人に対する収益業務の停止命令に係る厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(1)）
- ・ 医療法人の設立認可の取消しに係る厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(1)）

## (175) 医師法（昭23法201）

### 【自治事務】

- ・ 医師免許の取消し等の際の意見書等の提出（7条8項）（都道府県）
- ・ 弁明の聴取に係る聴取書の作成等（7条15項）（都道府県）

### 【法定受託事務】

- ・ 氏名等の厚生大臣への届出に係る経由事務（6条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 医師免許取消し等の際の意見の聴取（7条5項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 意見の聴取の再開命令（7条9項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 弁明の聴取（7条11項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 弁明の聴取の通知（7条12項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 免許の申請に関する書類の提出に係る経由事務（施行令1条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 免許の登録事項の変更に関する書類の提出に係る経由事務（施行令3条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 医籍の登録の抹消に関する書類の提出に係る経由事務（施行令4条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 免許証の書換えに関する経由事務（施行令5条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 免許証の再交付等に関する経由事務（施行令6条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 医籍の抹消等による免許証の返納に係る経由事務（施行令7条）（都道府県）（メルクマール(7)）

(176) 歯科医師法（昭23法202）

【自治事務】

- ・ 歯科医師免許取消し等の際の意見書等の提出（7条8項）（都道府県）
- ・ 弁明の聴取に係る聴取書の作成等（7条15項）（都道府県）

【法定受託事務】

- ・ 氏名等の厚生大臣への届出に係る経由事務（6条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 歯科医師免許取消し等の際の意見の聴取（7条5項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 意見の聴取の再開命令（7条9項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 弁明の聴取（7条11項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 弁明の聴取の通知（7条12項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 免許の申請に関する書類の提出に係る経由事務（施行令1条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 免許の登録事項の変更に関する書類の提出に係る経由事務（施行令3条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 歯科医籍の登録の抹消に関する書類の提出に係る経由事務（施行令4条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 免許証の書換えに関する経由事務（施行令5条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 免許証の再交付等に関する経由事務（施行令6条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 歯科医籍の抹消等による免許証の返納に係る経由事務（施行令7条）（都道府県）（メルクマール(7)）

(177) 診療放射線技師法（昭26法226）

【自治事務】

- ・ 免許の取消し等に関する意見の具申（9条）（都道府県）
- ・ 照射録の検査（28条）（都道府県）
- ・ 診療エックス線技師免許の交付に関する事務（附則9項）（都道府県）

【法定受託事務】

- ・ 免許の申請に関する書類の提出に係る経由事務（施行令1条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 診療放射線技師籍の記載事項の変更に関する書類の提出に係る経由事務（施行令1条の3）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 登録の消除に係る経由事務（施行令2条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 免許証の記載事項の変更に係る経由事務（施行令3条）（都道府県）（メルクマール(7)）

(7))

- ・ 免許証の再交付に係る経由事務（施行令 4 条）（都道府県）（メルクマール(7)）

(178) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭 2 2 法 2 1 7）

【自治事務】

- ・ 施術者に対する指示、報告徴収、業務の停止又は禁止等の事務（8 条、9 条の 2、10 条、11 条、12 条の 2、12 条の 3）（都道府県・保健所設置市・特別区）

【関与】

- ・ 国民の生命、健康を保護するための緊急時における施術者に対する指示に係る厚生大臣の直接執行（新規）

(179) 柔道整復師法（昭 4 5 法 1 9）

【自治事務】

- ・ 柔道整復師に対する指示、施術所の開設者等に対する報告徴収等の事務（18 条、19 条、21 条、22 条）（都道府県・保健所設置市・特別区）

【関与】

- ・ 国民の生命、健康を保護するための緊急時における施術者に対する指示に係る厚生大臣の直接執行（新規）

(180) 理学療法士及び作業療法士法（昭 4 0 法 1 3 7）

【自治事務】

- ・ 免許の取消し等に関する意見の具申（7 条）（都道府県）

【法定受託事務】

- ・ 免許の申請に関する書類の提出に係る経由事務（施行令 1 条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 名簿の訂正の申請に関する書類の提出に係る経由事務（施行令 3 条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 名簿の消除の申請に関する書類の提出に係る経由事務（施行令 4 条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 免許証の書換え交付に係る経由事務（施行令 5 条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 免許証の再交付の申請等に係る経由事務（施行令 6 条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 名簿の消除及び免許の取消処分の際の免許証の返納に係る経由事務（施行令 7 条）

(都道府県) (メルクマール(7))

(181) 視能訓練士法 (昭46法64)

【自治事務】

- ・ 免許の取消し等に関する意見の具申 (8条) (都道府県)

【法定受託事務】

- ・ 免許の申請に関する書類の提出に係る経由事務 (施行令1条) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 名簿の訂正の申請に関する書類の提出に係る経由事務 (施行令3条) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 名簿の消除の申請に関する書類の提出に係る経由事務 (施行令4条) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 免許証の書換え交付に係る経由事務 (施行令5条) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 免許証の再交付の申請等に係る経由事務 (施行令6条) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 名簿の消除及び免許の取消処分の際の免許証の返納に係る経由事務 (施行令7条) (都道府県) (メルクマール(7))

(182) 歯科衛生士法 (昭23法204)

【自治事務】

- ・ 氏名等の届出受理 (7条) (都道府県)

(183) 歯科技工士法 (昭30法168)

【自治事務】

- ・ 氏名等の届出受理 (7条) (都道府県)
- ・ 免許の取消し等に関する意見の具申 (8条) (都道府県)
- ・ 歯科技工所の開設時及び休廃止時の届出受理 (21条) (都道府県、保健所設置市、特別区)
- ・ 歯科技工所の構造設備の改善命令 (24条) (都道府県、保健所設置市、特別区)
- ・ 歯科技工所の使用禁止命令 (25条) (都道府県、保健所設置市、特別区)
- ・ 歯科技工所の開設者等に対する報告徴収等 (27条) (都道府県、保健所設置市、特別区)
- ・ 特例技工士に対する業務の禁止 (附則2条) (都道府県)
- ・ 歯科技工士等の届出事項の変更届出の受理 (附則6条) (都道府県)

### 【法定受託事務】

- ・ 歯科技工士試験の実施（12条、昭57法1附則2条）（都道府県）（メルクマール（7））
- ・ 免許の申請に関する書類の提出に係る経由事務（施行令1条）（都道府県）（メルクマール（7））
- ・ 名簿の訂正の申請に関する書類の提出に係る経由事務（施行令3条）（都道府県）（メルクマール（7））
- ・ 名簿の消除の申請に関する書類の提出に係る経由事務（施行令4条）（都道府県）（メルクマール（7））
- ・ 免許証の書換え交付に係る経由事務（施行令5条）（都道府県）（メルクマール（7））
- ・ 免許証の再交付の申請等に係る経由事務（施行令6条）（都道府県）（メルクマール（7））
- ・ 名簿の消除及び免許の取消処分の際の免許証の返納に係る経由事務（施行令7条）（都道府県）（メルクマール（7））

### (184) 保健婦助産婦看護婦法（昭23法203）

#### 【自治事務】

- ・ 准看護婦の免許（8条）（都道府県）
- ・ 准看護婦籍への登録（12条）（都道府県）
- ・ 准看護婦免許証の交付（13条）（都道府県）
- ・ 准看護婦の免許の取消し等（14条）（都道府県）
- ・ 准看護婦試験委員の意見の聴取（15条2項）（都道府県）
- ・ 看護婦等の免許取消しに係る意見書等の提出等（15条6項）（都道府県）
- ・ 看護婦等の業務停止に係る報告書の提出等（15条13項）（都道府県）
- ・ 准看護婦の業務停止に係る弁明の聴取の委任等（15条16項）（都道府県）
- ・ 准看護婦の業務停止に係る弁明の聴取の通知等（15条17項において準用する15条10項、12項、13項）（都道府県）
- ・ 准看護婦試験の実施（18条）（都道府県）
- ・ 准看護婦養成所の指定等（22条）（都道府県）
- ・ 看護婦等の業務に関する届出受理（33条）（都道府県）
- ・ 准看護婦の免許申請書の受理（施行令1条2項）（都道府県）
- ・ 准看護婦籍の登録事項の変更（施行令3条2項）（都道府県）
- ・ 准看護婦籍への変更申請書の経由（施行令3条4項）（都道府県）
- ・ 准看護婦籍の登録の抹消（施行令4条2項）（都道府県）
- ・ 准看護婦籍の登録抹消申請書の経由（施行令4条3項）（都道府県）
- ・ 准看護婦籍の登録抹消申請書の経由（施行令5条2項）（都道府県）
- ・ 准看護婦免許証の書換え交付（施行令6条2項）（都道府県）
- ・ 准看護婦免許証の書換え交付申請書の経由（施行令6条4項）（都道府県）

- ・ 准看護婦免許証の再交付（施行令 7 条 2 項）（都道府県）
  - ・ 返納された准看護婦免許証の受理（施行令 7 条 5 項）（都道府県）
  - ・ 准看護婦免許証の再交付申請書等の経由（施行令 7 条 6 項）（都道府県）
  - ・ 登録の抹消に係る返納された准看護婦免許証の受理（施行令 8 条 2 項）（都道府県）
  - ・ 免許の取消処分に係る返納された准看護婦免許証の受理（施行令 8 条 4 項）（都道府県）
  - ・ 返納された准看護婦免許証の経由（施行令 8 条 5 項）（都道府県）
  - ・ 准看護婦の行政処分に関する通知（施行令 9 条）（都道府県）
  - ・ 旧規則による看護婦等の返納された看護婦免状等の受理（施行令附則 3 項）（都道府県）
  - ・ 旧規則による看護婦等の返納された看護婦免状等の経由（施行令附則 4 項）（都道府県）
  - ・ 厚生大臣の免許を受けた旧規則による看護婦等の籍の登録抹消（施行令附則 6 項）（都道府県）
- ※ 施行令附則 2 項に係る事務区分については、準用される施行令中の准看護婦に関する規定の整理によるものとする。

#### 【法定受託事務】

- ・ 看護婦等の免許取消しに係る意見の聴取（15 条 3 項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 看護婦等の免許取消しに係る意見の聴取の通知等（15 条 4 項において準用する行政手続法第 3 章第 2 節（25 条、26 条及び 28 条を除く。））（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 看護婦等の免許取消しに係る意見の聴取の再開命令等（15 条 7 項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 看護婦等の業務停止に係る弁明の聴取（15 条 9 項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 看護婦等の業務停止に係る弁明の聴取の通知（15 条 10 項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 看護婦等の免許申請書の経由（施行令 1 条 1 項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 看護婦等の籍の変更申請書の経由（施行令 3 条 4 項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 看護婦等の籍の登録抹消申請書の経由（施行令 4 条 3 項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 看護婦等の籍の登録抹消申請書の経由（施行令 5 条 2 項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 看護婦等免許証の書換え交付申請書の経由（施行令 6 条 4 項）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 看護婦等免許証の再交付申請書等の経由（施行令 7 条 6 項）（都道府県）（メルクマール(7)）

- ・ 返納された看護婦等免許証の経由（施行令 8 条 5 項）（都道府県）（メルクマール（7））

#### 【廃止】

- ・ 旧規則による保健婦の免許（5 4 条）（都道府県）
- ・ 旧規則による助産婦の名簿登録（5 5 条）（都道府県）
- ・ 旧規則による看護婦の免許（5 6 条）（都道府県）
- ・ 内地以外の地で免許を得た者等に対する看護婦等の免許等（5 6 条の 2）（都道府県）

#### 【関与】

- ・ 准看護婦試験に関する厚生大臣の指示等（2 6 条 1 項）は廃止する。

### (185) 看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平 4 法 8 6）（文部省・労働省と共管）

#### 【自治事務】

- ・ 看護婦等確保推進者の設置等の届出受理等、都道府県ナースセンターの指定等、都道府県ナースセンターの事業計画書等の受理その他都道府県ナースセンターに関する事務（1 2 条、1 4 条、1 7 条～1 9 条）（都道府県）

### (186) 死体解剖保存法（昭 2 4 法 2 0 4）

#### 【自治事務】

- ・ 監察医による検案又は解剖（8 条）（都道府県）
- ・ 引取者のない死体の交付（1 2 条）（市町村）
- ・ 死体交付証明書の交付（1 3 条）（市町村）
- ・ 死体の保存に係る許可（1 9 条に規定する都道府県の死体の保存に係る許可事務を保健所設置市、特別区にも委譲。別表 3 の 1 (2)③、(3)④参照）（都道府県、保健所設置市、特別区）
- ・ 死体解剖認定医の認定の取消しに関する申出（施行令 2 条）（都道府県）
- ・ 認定者の住所変更の届出受理及び通知（施行令 5 条）（都道府県）
- ・ 認定者の名簿の作成に係る事務（施行令 6 条）（都道府県）

#### 【法定受託事務】

- ・ 死体解剖認定医の申請に関する書類の提出に係る経由事務（施行令 1 条）（都道府県）（メルクマール（7））
- ・ 認定証明書の再交付の申請及び返納に係る経由事務（施行令 3 条）（都道府県）（メルクマール（7））
- ・ 認定の取消し等による認定証明書の返納に係る経由事務（施行令 4 条）（都道府県）

(メルクマール(7))

(187) 薬事法(昭35法145) (農林水産省と共管)

【自治事務】

- ・ 薬局開設の許可(5条) (都道府県)
- ・ 薬局の管理者の兼任に関する許可(8条) (都道府県)
- ・ 薬局の休廃止等の届出の受理(10条) (都道府県)
- ・ 一般販売業の許可(26条1項) (都道府県、保健所設置市、特別区)
- ・ 卸売一般販売業における販売等の特例の許可(26条3項) (都道府県)
- ・ 薬種商販売業の許可(28条) (都道府県)
- ・ 配置販売業の許可(30条) (都道府県)
- ・ 配置従事の届出の受理(32条) (都道府県)
- ・ 配置従事者の身分証明書の発行、交付(33条) (都道府県)
- ・ 特例販売業の許可(35条) (都道府県、保健所設置市、特別区)
- ・ 医療用具の販売業又は賃貸業の届出の受理(39条) (都道府県)
- ・ 薬局、販売業の許可及び医療用具の販売業・賃貸業の届出並びにこれらに付随する義務の遵守状況の確認のために行う権限の行使、並びに薬局開設者、医薬品等の販売業者、医療用具の賃貸業者に対する法72条、72条の2、73条、74条、75条の規定による命令等の遵守状況等の確認のために行う権限の行使(69条) (都道府県、保健所設置市、特別区)
- ・ 薬局開設者、販売業者、医療用具の賃貸業者に対する構造設備の改善等の命令(72条) (都道府県、保健所設置市、特別区)
- ・ 薬局・一般販売業における薬剤師の増員命令(72条の2) (都道府県、保健所設置市、特別区)
- ・ 薬局・医薬品等の販売業者、医療用具の賃貸業者における管理者の変更命令(73条) (都道府県、保健所設置市、特別区)
- ・ 配置販売の配置員による業務の停止命令(74条) (都道府県)
- ・ 薬局開設者、販売業者、医療用具の賃貸業者の許可取消し等(75条1項) (都道府県、保健所設置市、特別区)
- ・ 医薬品の製造業者・輸入販売業者について、許可の取消し等が必要な場合における国への具申(75条2項) (都道府県)
- ・ 薬局開設・医薬品販売業の許可の更新を拒否する場合の手続(76条) (都道府県、保健所設置市、特別区)
- ・ 記録の作成等の事務についての指導及び助言(77条の6) (都道府県)
- ・ 薬局開設・医薬品販売業の許可証の交付等(施行令2条1項) (都道府県、保健所設置市、特別区)
- ・ 法26条3項ただし書に規定する許可を行った時の許可証の交付等(施行令2条2項) (都道府県)
- ・ 薬局開設・医薬品の販売業の許可証の書換え交付(施行令3条) (都道府県、保健所)

設置市、特別区)

- ・ 薬局開設・医薬品販売業の許可証の再交付（施行令４条）（都道府県、保健所設置市特別区）
  - ・ 薬種商として必要な知識経験を有する者の認定（施行令６条）（都道府県）
  - ・ 配置販売業者として必要な知識経験を有する者の認定（施行令７条）（都道府県）
- ※ ２７条に係る事務区分については、準用される８条の整理によるものとする。
- ※ ３８条、４０条に係る事務区分については、準用される１０条の整理によるものとする。

#### 【法定受託事務】

- ・ 施行令１５条の４第２項第２号に規定する医薬品等の製造業の許可（１２条：８１条及び施行令１５条の４による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤)
- ・ 施行令１５条の４に規定する医薬品等を製造する製造業者又は輸入販売する輸入販売業者が、製造又は輸入販売を実地に管理するために置く技術者（製造業者、輸入販売業者が自ら行う場合を含む。）の承認（１５条２項、２３条において準用する１５条２項：８１条及び施行令１５条の４による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤)
- ・ 施行令１５条の４第２項第２号に規定する医薬品等の製造業又は輸入販売業における管理者に関する許可（１５条３項において準用する８条、２３条において準用する１５条３項：８１条及び施行令１５条の４による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤)
- ・ 施行令１５条の４に規定する医薬品等の製造承認（１４条：８１条及び施行令１５条の４による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤)
- ・ 施行令１５条の４に規定する医薬品等の製造品目及び輸入販売品目の変更等の許可（１８条、２３条において準用する１８条：８１条及び施行令１５条の４による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤)
- ・ 施行令１５条の４に規定する製造業及び輸入販売業の休廃止等の届出（１９条、２３条において準用する１９条：８１条及び施行令１５条の４による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤)
- ・ 薬事法第４章第１節に規定する許可等の手続（２３条において準用する場合を含む。）に係る都道府県知事の経由（２０条、２３条）（都道府県）（メルクマール(2)⑤)
- ・ 施行令１５条の４に規定する医薬品等の輸入販売業の許可（２２条：８１条及び施行令１５条の４による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤)
- ・ 施行令１５条の４に規定する医薬品等の輸入承認（２３条において準用する１４条：８１条及び施行令１５条の４による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤)
- ・ 検定に関する経由事務（施行令８条～１１条）（都道府県）（メルクマール(2)⑤)
- ・ 医薬品等の製造業・輸入販売業の許可に付随する義務の遵守状況の確認のために行う権限の行使、並びに医薬品等の製造業者・輸入販売業者に対する法７２条、７２条の３、７３条、７５条の規定による命令等の遵守状況等の確認のために行う権限の行使等（６９条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(2)⑤)

- ・ 自治事務及び上記に掲げた 69 条に関する記述以外で、不良品等を発見・排除する等のため、医薬品等を業務上取り扱う者又は法 77 条の 5 第 4 項の委託を受けた者に対して行われる権限の行使（69 条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)②）
- ・ 医薬品等を業務上取り扱う者に対して医薬品等の廃棄、回収等の措置をとるべきことを命じ、又は職員をして廃棄、回収等の処分をさせること（70 条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(4)②）
- ・ 医薬品等の製造業者又は輸入販売業者に対して医薬品等の検査を受けること（検査機関の指定を含む）を命ずること（71 条）（都道府県）（メルクマール(2)⑤）
- ・ 製造業者、輸入販売業者に対する構造設備の改善等の命令（72 条）（都道府県）（メルクマール(2)⑤）
- ・ 医薬品等の製造業者又は輸入販売業者に対してその製造管理若しくは品質管理の方法の改善を命じること等（72 条の 3：81 条及び施行令 15 条の 4 による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤）
- ・ 医薬品等の製造業、輸入販売業に対する管理者等の変更命令（73 条：81 条及び施行令 15 条の 4 による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤）
- ・ 施行令 15 条の 4 第 2 項第 2 号に規定する製造業者又は輸入販売業者の許可の取消し、又は業務の停止命令（75 条 1 項：81 条及び施行令 15 条の 4 による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤）
- ・ 医薬品等の回収の報告（77 条の 4 の 3：81 条及び施行令 15 条の 4 による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤）
- ・ 輸出用医薬品等の届出に係る経由（施行令 15 条）（都道府県）（メルクマール(2)⑤）

#### 【関与】

- ・ 国民の利益を保護する緊急の必要がある場合における、薬局、販売業の許可及び医療用具の販売業・賃貸業の届出並びにこれらに付随する義務の遵守状況の確認のために行う権限の行使、並びに薬局開設者、医薬品等の販売業者、医療用具の賃貸業者に対する法 72 条、72 条の 2、73 条、74 条、75 条の規定による命令等の遵守状況等の確認のために行う権限の行使（69 条 1 項）に係る厚生大臣の直接執行
- ・ 国民の利益を保護する緊急の場合における、薬局開設者、販売業者、医療用具の賃貸業者に対する構造設備の改善等の命令（72 条）に係る厚生大臣の直接執行

#### (188) 薬剤師法（昭 35 法 146）

#### 【自治事務】

- ・ 免許の取消し等が行われる必要があると認めるときの、その旨の具申（8 条 3 項）（都道府県）

#### 【法定受託事務】

- ・ 厚生省令で定める事項の届出に係る経由（9条）（都道府県）
- ・ 免許の申請に係る経由（施行令1条）（都道府県）
- ・ 薬剤師名簿の登録事項の訂正申請に係る経由（施行令3条2項）（都道府県）
- ・ 薬剤師名簿の登録の削除の申請に係る経由（施行令4条1項）（都道府県）
- ・ 免許証の書換え交付の申請に係る経由（施行令5条2項）（都道府県）
- ・ 免許証の再交付等に係る経由（施行令6条2項及び5項）（都道府県）
- ・ 免許証の返納に係る経由（施行令7条1項及び2項）（都道府県）

**(189) 覚せい剤取締法（昭26法252）**

**【自治事務】**

- ・ 覚せい剤施用機関等の指定（3条）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤施用機関等の指定の申請の受理（4条2項）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤施用機関等の指定証の交付（5条1項）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤施用機関等の業務停止等（8条）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤施用機関等の業務の廃止等の届出の受理（9条2項、3項）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤施用機関等の指定証の返納（10条1項）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤施用機関等の指定証の提出（10条2項）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤施用機関等への指定証の返還（10条3項）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤施用機関等の指定証の再交付の申請の受理（11条1項）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤施用機関等の旧指定証の返納（11条2項）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤施用機関の名称変更の届出の受理（12条2項）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤研究者の氏名等の変更の届出の受理（12条3項）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤施用機関の名称変更等の際の指定証の返還（12条4項）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤原料取扱者等の指定（30条の2）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤原料取扱者等の業務等の停止等（30条の3）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤原料取扱者等の業務の廃止等に係る届出の受理（30条の4第1項）（都道府県）
  - ・ 覚せい剤製造業者等の指定の取消し等の場合の国への具申（34条）（都道府県）
  - ・ 都道府県の開設する覚せい剤施用機関の指定（35条）（都道府県）
  - ・ 地方公共団体が開設する覚せい剤施用機関の届出等の受理等（36条）（都道府県）
- ※ 30条の5に係る事務区分は準用される4条2項、5条1項、9条2項、3項、11条1項、2項、12条2項、3項の整理によるものとする。

**【法定受託事務】**

- ・ 覚せい剤製造業者の指定の申請の経由（4条1項）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 覚せい剤製造業者に対する指定証の交付に係る経由（5条2項）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 覚せい剤製造業者の業務の廃止等の届出の経由（9条1項）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）

ール(2)⑥)

- ・ 覚せい剤製造業者の指定証の返納に係る経由(10条1項)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤製造業者の指定証の提出に係る経由(10条2項)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤製造業者の指定証の再交付の申請に係る経由(11条1項)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤製造業者の旧指定証の返納に係る経由(11条2項)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤製造業者の氏名又は住所等の変更届に係る経由(12条1項)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤製造業者の覚せい剤の保管等の届出に係る経由(22条)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤の廃棄の届出の受理等(22条の2)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤製造業者の事故の届出に係る経由等(23条)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤施用機関等の指定が失効した場合の覚せい剤の品名等の報告の受理等(24条)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤製造業者の覚せい剤の数量等に関する報告の経由(29条)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤施用機関等の管理者等の覚せい剤の数量等に関する定期報告の受理(30条)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤原料輸入業者等の業務の廃止等に係る届出の経由(30条の4第1項)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤原料輸入業者等の覚せい剤原料の保管に関する届出の経由等(30条の12)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤原料輸入業者等の覚せい剤原料の廃棄の届出の受理等(30条の13)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤原料輸入業者等の覚せい剤原料の事故の届出の経由等(30条の14)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤原料輸入業者等が指定失効時に保有していた覚せい剤原料の品名、数量等の報告の経由等(30条の15)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤製造業者等からの報告の徴収(31条)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 覚せい剤製造業者の製造所等への立入検査等(32条)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)
- ・ 国が開設する覚せい剤施用機関の届出等に関する経由(36条)(都道府県)(メルクマール(2)⑥)

※ 30条の5に係る事務区分は、準用される4条1項、5条2項、9条1項、10条1項、2項、11条1項、2項、12条1項の整理によるものとする。

(190) 毒物及び劇物取締法（昭 2 5 法 3 0 3）

【自治事務】

- ・ 製剤製造業者等の登録（4条1項：23条の2及び施行令36条の4による委任）（都道府県）
- ・ 販売業者の登録（4条1項）（当該事務を指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に委譲。別紙3の1(2)②、(3)③参照）（都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）
- ・ 特定毒物研究者の許可（6条の2）（都道府県）
- ・ 製剤製造業者等の毒物劇物取扱責任者設置、変更届の受理（7条：23条の2及び施行令36条の4による委任）（都道府県）
- ・ 販売業者の毒物劇物取扱責任者設置、変更届の受理（7条）（当該事務を指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に委譲。別紙3の1(2)②、(3)③参照）（都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）
- ・ 毒物劇物取扱者試験の実施（8条）（都道府県）
- ・ 製剤製造業者等の登録の変更（9条：23条の2及び施行令36条の4による委任）（都道府県）
- ・ 製剤製造業者等の変更、廃止届の受理（10条1項：23条の2及び施行令36条の4による委任）（都道府県）
- ・ 販売業者の変更、廃止届の受理（10条1項）（当該事務を指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に委譲。別紙3の1(2)②、(3)③参照）（都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）
- ・ 特定毒物研究者の変更、廃止届の受理（10条2項）（都道府県）
- ・ 廃棄物の回収等の命令（15条の3）（当該事務を指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に委譲。別紙3の1(2)②、(3)③参照）（都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）
- ・ 製剤製造業者等、販売業者及び特定毒物研究者に対する報告徴収等（17条1項）（当該事務を指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に委譲。別紙3の1(2)②、(3)③参照）（都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）
- ・ 製剤製造業者等に対する必要な措置命令（19条1項：23条の2及び施行令36条の4による委任）（都道府県）
- ・ 販売業者に対する必要な措置命令（19条1項）（当該事務を指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に委譲。別紙3の1(2)②、(3)③参照）（都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）
- ・ 製剤製造業者等の登録の取消し等（19条2項、4項及：23条の2及び施行令36条の4による委任）（都道府県）
- ・ 販売業者の登録の取消し等（19条2項、4項）（当該事務を指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に委譲。別紙3の1(2)②、(3)③参照）（都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）
- ・ 特定毒物研究者の許可の取消し等（19条2項、4項）（都道府県）

- ・ 製剤製造業者等の毒物劇物取扱責任者の変更命令（19条3項：23条の2及び施行令36条の4による委任）（都道府県）
- ・ 販売業者の毒物劇物取扱責任者の変更命令（19条3項）（当該事務を指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に委譲。別紙3の1(2)②、(3)③参照）（都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）
- ・ 製造業者等の登録の取消し等を必要と認める際の国への具申（19条5項）（都道府県）
- ・ 聴聞の期日及び場所の公示（20条2項）（当該事務を指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に委譲。別紙3の1(2)②、(3)③参照）（都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）
- ・ 製剤製造業者等の登録等が失効した場合の届出の受理（21条：23条の2及び施行令36条の4による委任）（都道府県）
- ・ 販売業者の登録等が失効した場合の届出の受理（21条）（当該事務を指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に委譲。別紙3の1(2)②、(3)③参照）（都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）
- ・ 業務上取扱者の届出の受理等（22条）（都道府県）
- ・ モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用者の指定等（施行令11条、13条）（都道府県）
- ・ ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の使用者の指定等（施行令16条、18条）（都道府県）
- ・ モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の使用者の指定等（施行令22条、24条）（都道府県）
- ・ 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用者の指定等（施行令28条、30条）（都道府県）
- ・ 製剤製造業者等及び販売業者の登録票の交付等（施行令33条：23条の2及び施行令36条の4による委任）（当該事務を指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に委譲。別紙3の1(2)②、(3)③参照）（都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）
- ・ 特定毒物研究者の許可（施行令33条の2）（都道府県）
- ・ 特定毒物研究者の許可証の交付（施行令34条）（都道府県）
- ・ 製剤製造業者等及び販売業者の登録票並びに特定毒物研究者の許可証の書換え交付（施行令35条）（当該事務を指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に委譲。別紙3の1(2)②、(3)③参照）（都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）
- ・ 製剤製造業者等及び販売業者の登録票並びに特定毒物研究者の許可証の再交付（施行令36条）（当該事務を指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に委譲。別紙3の1(2)②、(3)③参照）（都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）
- ・ 特定毒物研究者の届出の受理等（施行令36条の2）（都道府県）
- ・ 他の都道府県の許可を受けた特定毒物研究者への行政処分に関する当該都道府県への通知（施行令36条の3）（都道府県）

#### 【法定受託事務】

- ・ 製剤製造業者等を除く製造・輸入業者に対する報告徴収等（17条1項）（都道府県）（メルクマール(2)⑤）
- ・ 製剤製造業者等を除く製造・輸入業者の申請・届出に関する経由事務（4条2項、施行令36条の4、36条の5）（都道府県）（メルクマール(2)⑤）

#### 【関与】

- ・ 緊急時における製剤製造業者等に対する報告徴収等（17条1項）に係る厚生大臣の直接執行
- ・ 緊急時における製剤製造業者等に対する報告徴収等に係る厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）
- ・ 製剤製造業者等に対する必要な措置命令に係る緊急時の厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）
- ・ 販売業者に対する必要な措置命令に係る緊急時の厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）
- ・ 製剤製造業者等の登録の取消し等に係る緊急時の厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）
- ・ 販売業者の登録の取消し等に係る緊急時の厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）
- ・ 特定毒物研究者の許可の取消し等に係る緊急時の厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）
- ・ 製剤製造業者等の毒物劇物取扱責任者の変更命令に係る緊急時の厚生大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）

### (191) 大麻取締法（昭23法124）（農林水産省と共管）

#### 【自治事務】

- ・ 大麻取扱者に対する免許（5条）（都道府県）
- ・ 大麻取扱者の大麻取扱者への免許証の交付等（7条）（都道府県）
- ・ 大麻取扱者の免許の取消し等（10条）（都道府県）
- ・ 大麻栽培者からの報告の受理（15条）（都道府県）
- ・ 大麻研究者からの報告の受理（17条）（都道府県）
- ・ 大麻取扱者が犯罪を起こした時等の免許の取消し（18条）（都道府県）

#### 【法定受託事務】

- ・ 大麻の栽培地外への持出しの許可（14条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 大麻栽培地等への立入検査等（21条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）

### (192) 麻薬及び向精神薬取締法（昭28法14）

## 【自治事務】

- ・ 麻薬卸売業者等の免許（3条）（都道府県）
  - ・ 麻薬卸売業者等に対する免許証の交付（4条）（都道府県）
  - ・ 麻薬卸売業者等の業務の廃止等の届出の受理等（7条）（都道府県）
  - ・ 麻薬卸売業者等の免許証の返納（8条）（都道府県）
  - ・ 麻薬卸売業者等の免許証の記載事項の変更届の受理等（9条）（都道府県）
  - ・ 麻薬卸売業者等の免許証の再交付等（10条）（都道府県）
  - ・ 向精神薬卸売業者等の免許（50条）（都道府県）
  - ・ 向精神薬試験研究施設設置者の登録等（50条の5）（都道府県）
  - ・ 向精神薬卸売業者等の向精神薬取扱責任者に関する届出の受理（50条の20）（都道府県）
  - ・ 薬局開設者又は医薬品の一般販売業の許可を受けた者の別段の申出の受理等（50条の26）（都道府県）
  - ・ 特定麻薬等原料卸小売業者の業務の届出の受理（50条の27）（都道府県）
  - ・ 特定麻薬等原料卸小売業者の業務廃止等の届出の受理（50条の28）（都道府県）
  - ・ 構造設備の改善等の命令（50条の40）（都道府県）
  - ・ 向精神薬取扱責任者の変更命令（50条の41）（都道府県）
  - ・ 麻薬卸売業者等の業務等の停止等（51条）（都道府県）
  - ・ 向精神薬取扱責任者の変更命令等にかかる聴聞の期日等の公示（52条）（都道府県）
- ※ 50条の4における事務区分は、準用される4条、7条、8条、9条及び10条の整理によるものとする。
- ※ 50条の7における事務区分は、準用される4条、7条、8条、9条及び10条の整理によるものとする。

## 【法定受託事務】

- ・ 麻薬卸売業者等の麻薬の事故に関する届出の受理等及び厚生大臣への報告等（35条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 麻薬卸売業者等の免許が失効した場合の麻薬の品名等の届出等の受理等（36条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 麻薬卸売業者の所有した麻薬の品名等の定期届出の受理等（46条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 麻薬小売業者の所有する麻薬の品名等の定期届出の受理（47条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 麻薬管理者の管理する麻薬の品名等の定期届出の受理（48条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 麻薬研究者の管理する麻薬の品名等の定期届出の受理（49条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 向精神薬卸売業者等の向精神薬の事故に関する届出の受理及び厚生大臣への報告（50条の22）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）

- ・ 向精神薬試験研究施設設置者の輸入等した向精神薬の品名等の定期届出の受理及び厚生大臣への報告（５０条の２４）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 麻薬等原料卸小売業者の所有する麻薬向精神薬原料の事故の届出の受理等（５０条の３３）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 麻薬業務所等に対する報告徴収等（５０条の３８）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 向精神薬卸売業者等に対する向精神薬の保管等措置命令（５０条の３９）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 医師の麻薬中毒者診断の届出の受理等（５８条の２）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 麻薬取締官等の通報の受理（５８条の３）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 検察官の通報の受理（５８条の４）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 矯正施設の長の通報の受理（５８条の５）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 麻薬中毒者の診察等（５８条の６）（都道府県）（メルクマール(5)）
- ・ 麻薬中毒者に対する入院措置等（５８条の８）（都道府県）（メルクマール(5)）
- ・ 措置入院者の所持品の保管（５８条の１１）（都道府県）（メルクマール(5)）
- ・ 麻薬中毒者の退院等（５８条の１２）（都道府県）（メルクマール(5)）
- ・ 麻薬中毒者医療施設の管理者に対しての報告の徴収等（５８条の１６）（都道府県）（メルクマール(5)）

#### 【廃止】

- ・ 麻薬の廃棄の許可（２９条）に関する事務は廃止し、麻薬の廃棄の際には、都道府県の麻薬取締員その他の職員が立ち会うこととする。

### (193) あへん法（昭２９法７１）

#### 【自治事務】

- ・ けし栽培の許可の申請に係る意見（１２条４項）（都道府県）
- ・ けし栽培者の許可の取消しの際の国への具申（４４条６項）（都道府県）

#### 【法定受託事務】

- ・ けし栽培地等変更の申請書を受理した際の経由等（１２条３項、４項）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ けし栽培者の所有するあへん等の事故の届出の経由（２０条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ けし栽培者のけしがらの廃棄等の届出等（２１条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ けし栽培許可証の記載事項変更の届出の経由（２２条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 栽培許可証の再交付の申請等の経由（２３条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ けし栽培許可の失効の届出の経由（２４条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）

- ・ 廃止の届出の経由（25条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ けし栽培許可証の返納の経由（27条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ けし栽培許可が失効した場合等の措置に係る経由（28条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 麻薬研究者からのあへん等の数量の届出の受理（40条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ 麻薬研究施設の設置者の免許が失効した場合等のあへん等に関する届出の受理等（41条）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ・ けし栽培地等への立入検査等（44条2項）（都道府県）（メルクマール(2)⑥）
- ※ 18条2項に係る事務区分は、準用される12条の整理によるものとする。
- ※ 28条4項に係る事務区分は、準用される21条の整理によるものとする。
- ※ 37条に係る事務区分は、準用される20条の整理によるものとする。
- ※ 38条に係る事務区分は、準用される21条の整理によるものとする。
- ※ 41条4項に係る事務区分は、準用される21条の整理によるものとする。

#### (194) 採血及び供血あっせん業取締法（昭31法160）

##### 【法定受託事務】

- ・ 採血業者に対する報告徴収等（12条）（都道府県）（メルクマール(7)）

##### 【廃止】

- ・ 供血あっせん業の許可（6条）（都道府県）
- ・ 供血あっせん業の業務の停止（11条）（都道府県）
- ・ 供血あっせん業者に対する報告徴収、立入検査等（12条）（都道府県）

#### (195) 社会福祉事業法（昭26法45）

##### 【自治事務】

- ・ 町村の福祉事務所の設置の承認（13条9項）（都道府県）
- ・ 必要な計画の樹立、実施（19条）（都道府県）
- ・ 市町村の職員の訓練の実施（20条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 社会福祉施設の設置許可等（57条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 社会福祉施設の変更の認可等（58条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 社会福祉事業の廃止の届出の受理（59条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 施設を必要としない第1種社会福祉事業の開始の届出受理等（62条1～5項）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 施設を必要としない第1種社会福祉事業の開始の届出受理（63条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 第2種社会福祉事業の開始・変更・廃止の届出受理（64条）（都道府県、指定都市、中核市）

- ・ 社会福祉事業の経営者に対する報告徴収等（65条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 社会福祉施設の経営者に対する改善命令（66条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 社会福祉施設の設置許可の取消し、社会福祉事業の制限又は停止等（67条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 寄附金募集の許可（第69条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 都道府県福祉人材センターの指定等（70条の6）（都道府県）
- ・ 事業計画書及び収支予算書の提出の受付等（70条の9）（都道府県）
- ・ 都道府県福祉人材センターに対する監督命令（70条の10）（都道府県）
- ・ 都道府県福祉人材センターの指定の取り消し等（70条の11）（都道府県）

#### 【法定受託事務】

- ・ 社会福祉法人の設立、定款の認可（29条）（都道府県、指定都市、中核市）（メルクマール(1)）
- ・ 社会福祉法人の設立、定款の認可（30条）（都道府県、指定都市、中核市）（メルクマール(1)）
- ・ 社会福祉法人の定款変更の認可（41条）（都道府県、指定都市、中核市）（メルクマール(1)）
- ・ 仮理事の選任（43条）（都道府県、指定市、中核市）（メルクマール(1)）
- ・ 社会福祉法人の解散の認可等（44条）（都道府県、指定都市、中核市）（メルクマール(1)）
- ・ 社会福祉法人の合併の認可（47条）（都道府県、指定都市、中核市）（メルクマール(1)）
- ・ 就職した精算人の届出、清算終了の届出の受理（53条）（都道府県、指定都市、中核市）（メルクマール(1)）
- ・ 社会福祉法人に対する報告徴収（54条）（都道府県、指定都市、中核市）（メルクマール(1)）
- ・ 社会福祉法人に対する事業の停止命令等（55条）（都道府県、指定都市、中核市）（メルクマール(1)）
- ・ 社会福祉法人からの事業等に関する報告徴収（56条）（都道府県、指定都市、中核市）（メルクマール(1)）
- ・ 共同募金会の認可の際の審査事項の追加（73条）（都道府県、指定都市、中核市）（メルクマール(1)）
- ・ 共同募金会に係る解散命令の特例（80条）（都道府県、指定都市、中核市）（メルクマール(1)）

#### 【関与】

- ・ 社会福祉施設の設置許可に係る国の関与の在り方については、社会福祉の制度体系全般の見直しの中で別途検討する。

(196) 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭36法155）

【法定受託事務】

- ・ 社会福祉施設等への立入検査（23条1項）（都道府県）（メルクマール(7)）

(197) 生活保護法（昭25法144）

【自治事務】

- ・ 被保護者の自立助長のための相談、助言等の援助事務（都道府県、市、福祉事務所設置町村）については、自治事務とし、この旨を法令等で明確にする。

【法定受託事務】

- ・ 生活保護の決定・実施に関する事務等（19条1項～5項、23条、24条1項、5項、25条1項、2項、26条～29条、30条～37条、48条、61条～63条、65条、76条、77条、80条、81条）（都道府県、市、福祉事務所設置町村）（メルクマール(3)①）
  - ・ 応急的処置としての保護等（19条6項、7項、24条6項、25条3項）（福祉事務所を設置しない町村）（メルクマール(3)①）
  - ・ 保護施設の設置認可、監督に関する事務（40条、41条2項～5項、42条～46条、48条、74条）（都道府県、指定都市、中核市）（メルクマール(3)①）
  - ・ 指定医療機関の指定、監督に関する事務（49条～51条、53条、54条）（都道府県、指定都市、中核市）（メルクマール(3)①）
- ※ 55条に係る事務区分については、準用される49条、50条、51条及び53条の整理によるものとする。
- ※ 74条の2に係る事務区分については、準用される社会福祉事業法56条2項から4項までの整理によるものとする。

【関与】

- ・ 厚生大臣及び都道府県知事の指揮監督（20条1項）は廃止する。

【その他】

- ・ 事務監査の内容については見直しを行う。（措置済み）
- ・ 生活保護事務に従事する現業職員の資質向上のため、国においても研修の充実を図るほか、国は地方公共団体に対し適切な情報提供を行う。（措置済み）

(198) 民生委員法（昭23法198）

【自治事務】

- ・ 民生委員の定数決定事務、民生委員の定数に関する意見、民生委員の推薦事務、民生委員の指揮監督、民生委員の指導訓練の実施、民生委員協議会を組織すべき区域の設定

(4条、5条、7条、11条、17条1項、18条、20条1項) (都道府県、指定都市、中核市)

- ・ 民生委員の定数に関する意見、資料の作製、命令等必要な指示等、民生委員協議会を組織すべき区域の設定に関する意見(4条、17条2項、20条1項)(市町村)
- ・ 民生委員推薦会委員の解嘱、その他民生委員推薦会に関し必要な事項の決定(令1条、6条、7条)(市町村)

【その他】

- ・ 民生委員の定数決定事務に係る国の定数基準については、全国的に一定水準を確保するとともに、都道府県が地域の実情等に配慮して定数決定を行えるよう弾力的なものとする。

(199) 老人福祉法(昭38法133)

【自治事務】

- ・ 老人居宅生活支援事業の届出の受理、老人デイサービスセンター等の設置の届出の受理その他老人福祉事業に関する事務(14条、14条の2、15条、16条、18条、18条の2、19条、附則6条の2)(都道府県、指定都市、中核市)
- ・ 有料老人ホームの設置の届出の受理等(29条)(都道府県)

【関与】

- ・ 国民の生命、健康、安全のため緊急の必要がある場合における、養護老人ホーム等に対する立入検査等に係る厚生大臣の直接執行(18条2項)
- ・ 国民の生命、健康、安全のため緊急の必要がある場合における、養護老人ホーム等の事業の廃止等に係る厚生大臣の直接執行(19条1項)
- ・ 国民の利益を保護する緊急の必要がある場合における、有料老人ホームの設置者に対する報告徴収等に係る厚生大臣の直接執行(29条3項、4項)
- ・ 養護老人ホーム等の設置認可に係る国の関与のあり方については、社会福祉の制度体系全般の見直しの中で別途検討する。

(200) 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平元法64)

【自治事務】

- ・ 軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者からの届出の受理(15条1項)(都道府県)
- ※ 15条2項に係る事務区分については、準用される社会福祉事業法58条、59条、66条、67条の整理によるものとする。

(201) 身体障害者福祉法(昭24法283)

#### 【自治事務】

- ・ 身体障害者手帳の交付等に関する事務、指定医療機関の指定等、身体障害者居宅生活支援事業を行う者及び身体障害者更生援護施設を設置する者に対する報告徴収等、事業の停廃止命令等（15条、16条、19条の2、19条の5、19条の6、26条、27条、39～41条、施行令1条～5条、8条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 身体障害者手帳の返還を命ずべき事由があるときの通告（18条）（市町村）

#### 【関与】

- ・ 国民の利益を保護する緊急の必要がある場合における、指定医療機関に対する報告徴収等及び診療報酬の一時差止め等に係る厚生大臣の直接執行（19条の6第1項、第2項）
- ・ 身体障害者手帳の交付に係る障害程度の認定について疑義があるときの厚生大臣の直接執行（身体障害者福祉法施行規則第5条の関与を身体障害者福祉法施行令に規定）
- ・ 身体障害者更生援護施設の設定に係る国の関与の在り方については、社会福祉の制度体系の見直しの中で検討する。
- ・ 緊急時における、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設に対する報告徴収等（39条2項）及び事業の停廃止命令（41条1項）に係る厚生大臣の直接執行（新規）

### (202) 精神薄弱者福祉法（昭35法37）

#### 【自治事務】

- ・ 精神薄弱者居宅生活支援事業の開始の届出の受理（18条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 精神薄弱者居宅生活支援事業の休廃止の届出の受理（20条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 精神薄弱者居宅生活支援事業を行う者に対する報告徴収等（21条の2）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 精神薄弱者居宅生活支援事業を行う者に対する事業の停止命令等（21条の3）（都道府県、指定都市、中核市）

#### 【関与】

- ・ 国民の生命、健康、安全のため緊急の必要がある場合における精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設に対する報告徴収、立入検査等に係る厚生大臣の直接執行（新規）

### (203) 消費生活協同組合法（昭23法200）

#### 【自治事務】

- ・ 消費生活協同組合の設立の認可、報告徴収等、消費生活協同組合の設立及び監督に関する事務（12条、43条、58条、59条、64条、65条、93条、93条の2、93条の3、94条、94条の2、95条、95条の2、95条の3、96条、108条）（都道府県）

#### (204) 災害救助法（昭22法118）

##### 【自治事務】

- ・ 必要な計画の樹立等（22条）（都道府県）

##### 【法定受託事務】

- ・ 救助の実施に関する事務（2条）（都道府県）（メルクマール(6)）
- ・ 都道府県の判断による金銭の支給（23条2項）（都道府県）（メルクマール(6)）
- ・ 医療関係者等に対する救急業務への従事命令（24条）（都道府県）（メルクマール(6)）
- ・ 救助を要する者等に対する救急業務への協力命令（25条）（都道府県）（メルクマール(6)）
- ・ 病院等の施設の管理等（26条）（都道府県）（メルクマール(6)）
- ・ 通信設備の優先的利用等（28条）（都道府県、市町村）（メルクマール(6)）
- ・ 扶助金の支給（29条）（都道府県）（メルクマール(6)）
- ・ 委任に基づく災害救助に関する事務の実施等（2条、23条、28条：30条による委任）（市町村）（メルクマール(6)）
- ・ 主任大臣の指示に基づく応援の実施（31条）（都道府県）（メルクマール(6)）
- ・ 都道府県の行う救助に関する補助（施行令8条）（市町村）（メルクマール(6)）
- ・ 救助の程度、方法及び期間の決定（施行令9条の2）（都道府県）（メルクマール(6)）
- ・ 実費弁償に関して必要な事項の決定（施行令11条）（都道府県）（メルクマール(6)）
- ・ 扶助金の支給基礎額の決定（施行令14条）（都道府県）（メルクマール(6)）

##### 【関与】

- ・ 主任大臣の応援命令（31条）は廃止し、救助の実施において他の都道府県の応援が必要な場合に他の都道府県に対して主任大臣は応援の実施を指示するものとする。（メルクマール(1)）

#### (205) 児童福祉法（昭22法164）

##### 【自治事務】

- ・ 児童委員の指揮監督（12条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 児童福祉司又は児童委員に対する状況通報及び資料提供の要求等（13条）（市町村、

特別区)

- ・ 指定育成医療機関の診療報酬の審査等（21条の3）（都道府県、指定都市、中核市）
  - ・ 指定育成医療機関の管理者に対する報告徴収等（21条の4）（都道府県、指定都市、中核市）
  - ・ 指定療育機関の指定等（21条の9）（都道府県、指定都市、中核市）
  - ・ 児童居宅生活支援事業の開始等の届出の受理（34条の3）（都道府県、指定都市、中核市）
  - ・ 児童居宅生活支援事業を行う者に対する報告徴収等（34条の4）（都道府県、指定都市、中核市）
  - ・ 児童居宅生活支援事業を行う者に対する事業の停止命令等（34条の5）（都道府県、指定都市、中核市）
  - ・ 児童福祉施設の設置の認可等（35条）（都道府県、指定都市、中核市）
  - ・ 児童福祉施設の長等に対する報告徴収等（46条）（都道府県、指定都市、中核市）
  - ・ 児童福祉施設の設置認可の取消し（58条）（都道府県、指定都市、中核市）
  - ・ 無認可児童福祉施設に対する報告徴収等（59条）（都道府県、指定都市、中核市）
  - ・ 児童福祉施設の実地検査（施行令12条の2）（都道府県、指定都市、中核市）
  - ・ 保母試験の実施等（施行令13条）（都道府県）
- ※ 21条の9第8項に係る事務区分については、準用される21条の3及び21条の4の整理によるものとする。

#### 【法定受託事務】

- ・ 措置に要する費用の徴収に係る本人又はその扶養義務者の負担能力認定の事務（56条）（都道府県、指定都市）（メルクマール(7)）

#### 【関与】

- ・ 指定育成医療機関の管理者に対する報告徴収等、監督上必要な措置については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合に限り、厚生大臣は権限を行使する。（21条の4第1項）
- ・ 指定育成医療機関に対する診療報酬の一時差止め等、監督上必要な措置については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合に限り、厚生大臣は権限を行使する。（21条の4第2項）
- ・ 指定療育機関の取消し等、監督上必要な措置については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合に限り、厚生大臣は権限を行使する。（21条の9第7項）
- ・ 緊急の必要がある場合には、厚生大臣は、従来どおり児童居宅生活支援事業に対する報告徴収等（34条の4第1項）及び事業停止命令等（34条の5）の指導監督を行うことができることとする。
- ・ 緊急の必要がある場合における、児童福祉施設等に対する報告徴収等に係る厚生大臣の直接執行（46条1項）
- ・ 緊急の必要がある場合における、児童福祉施設等に対する改善命令等に係る厚生大臣

の直接執行（４６条３項）

- ・ 緊急の必要がある場合における、児童福祉施設等に対する事業停止命令等に係る厚生大臣の直接執行（４６条４項）
  - ・ 緊急の必要がある場合における、無認可児童福祉施設等に対する報告徴収等に係る厚生大臣の直接執行（５９条１項）
  - ・ 緊急の必要がある場合における、無認可児童福祉施設等に対する事業停止命令等に係る厚生大臣の直接執行（５９条３項）
  - ・ 都道府県による、児童相談所等の用に供する建物の建築、買収又は改造に要する費用の負担に係る国の承認（施行令１５条）は、同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
  - ・ 児童福祉施設の設置認可に係る国の関与の在り方については、社会福祉の制度体系の見直しの中で検討する。
- ※ ２１条の９第８項に係る厚生大臣の直接執行については、準用される２１条の４の整理によるものとする。

#### 【その他】

- ・ 少子化時代の到来の中で、子どもや家庭の多様なニーズに的確に応えるため、地域の実情に応じ、幼稚園・保育所の連携強化及びこれらに係る施設の総合化を図る方向で、幼稚園・保育所の施設の共用化等、弾力的な運用を確立する。（平成１０年３月１０日付文部省・厚生省共同通知発出（措置済み））

### (206) 児童扶養手当法（昭３６法２３８）

#### 【法定受託事務】

- ・ 児童扶養手当の支給、受給資格の認定その他児童扶養手当の支給に関する事務（４条、６条、１７条、１８条、２３条、２８条、２９条、３０条）（当該事務をすべての市及び福祉事務所を設置する町村へ委譲。別紙３の１(5)②参照）（都道府県、すべての市及び福祉事務所設置町村）（メルクマール(3)①）
- ・ 戸籍事項の無料証明（２７条）（市町村、特別区、指定都市の区）（メルクマール(3)①）
- ・ 児童扶養手当の受給資格の認定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務等（施行令６条）（市町村、特別区）（メルクマール(3)①）

### (207) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭３９法１３４）

#### 【法定受託事務】

- ・ 特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定、その他特別児童扶養手当の支給に関する事務（５条、２４条、２７条、２９条、３０条、３６条、３７条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 障害児福祉手当の支給、障害児福祉手当の受給資格の認定その他障害児福祉手当の支

給に関する事務、特別障害者手当の支給、特別障害者手当の受給資格の認定その他特別障害者手当の支給に関する事務（17条、19条、24条、26条の2、26条の5、27条、29条、30条、36条、37条）（都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村、特別区）（メルクマール(3)①）

- ・ 戸籍事項の無料証明（34条）（市町村、特別区、指定都市の区）（メルクマール(3)①・(7)）
- ・ 特別児童扶養手当の受給資格の認定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務等（施行令13条）（市町村、特別区）（メルクマール(7)）

#### (208) 母子及び寡婦福祉法（昭39法129）

##### 【自治事務】

- ・ 母子家庭居宅介護等事業の開始の届出の受理等（15条、15条の2、15条の3、15条の4）（都道府県、指定都市、中核市）
- ※ 19条の3に係る事務区分については、準用される15条、15条の2、15条の3及び15条の4の整理によるものとする。

#### (209) 母子保健法（昭40法141）

##### 【自治事務】

- ・ 指定養育医療機関の指定（20条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ※ 20条6項に係る指定養育医療機関の事務区分については、準用される児童福祉法21条の9の整理による。
- また、20条6項に係る指定養育医療機関の診療報酬の審査等の事務区分については、準用される児童福祉法21条の3及び21条の4の整理によるものとする。

##### 【関与】

- ※ 20条6項に係る厚生大臣の直接執行については、準用される児童福祉法21条の4の整理によるものとする。

#### (210) 健康保険法（大11法70）

##### 【法定受託事務】

- ・ 社会保険庁長官の指定する地域に居住する日雇特例被保険者手帳の交付及び收受等（69条の9：69条の10及び施行令4条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 社会保険庁長官の指定する地域に居住する日雇特例被保険者に対する受給資格者票の発行等（69条の12：69条の10及び施行令4条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 社会保険庁長官の指定する地域に居住する日雇特例被保険者に対する特別療養費受給

票の交付等（69条の26第4項：69条の10及び施行令4条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）

- ・ 社会保険庁長官の指定する地域に居住する日雇特例被保険者に対する保険給付を行うために必要な保険料の納付状況の確認等に関する事務（施行令4条）（市町村）（メルクマール(7)）

#### 【国の直接執行事務】

- ・ 現物給与の標準価額の決定（2条）
- ・ 標準報酬の決定及び改定等（3条：24条及び施行令2条による委任）
- ・ 事業主からの報告徴収等（8条：24条及び施行令2条による委任）
- ・ 被保険者の申出等の受理（8条ノ2：24条及び施行令2条による委任）
- ・ 事業主に対する物件提出命令、質問、検査（9条）
- ・ 医師等に対する報告徴収等（9条ノ2）
- ・ 健康保険組合の保険料滞納処分の認可等（11条ノ2：10条及び施行令1条の2による委任）
- ・ 任意包括加入の認可（14条：10条及び施行令1条の2による委任）
- ・ 任意包括脱退の認可（19条：10条及び施行令1条の2による委任）
- ・ 任意継続被保険者の資格取得に関する事務（20条：24条及び施行令2条による委任）
- ・ 任意継続被保険者の資格喪失に関する事務（21条：24条及び施行令2条による委任）
- ・ 資格の得喪の確認（21条ノ2：24条、69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 保健事業及び福祉事業の実施（23条：24条及び施行令2条による委任（ただし、69条の11により準用される場合は69条の10及び施行令2条による委任））
- ・ 健康保険組合の規約変更の認可等（36条：10条及び施行令1条の2による委任）
- ・ 健康保険組合に対する監督（37条：10条及び施行令1条の2による委任）
- ・ 健康保険組合に対する保健事業等実施命令（37条ノ2：10条及び施行令1条の2による委任）
- ・ 健康保険組合役員の職務代行者の指定（38条：10条及び施行令1条の2による委任）
- ・ 健康保険組合の決議取消し、役員解職（39条：10条及び施行令1条の2による委任）
- ・ 事業主医局等の指定（43条：24条及び施行令2条による委任）
- ・ 保険医療機関等の指定等（43条ノ3、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（以下「登録政令」という。）2条、2条の2）
- ・ 保険医等の登録等（43条ノ5、登録政令4条～10条）
- ・ 保険医療機関、保険医等の指導（43条ノ7）
- ・ 療養の給付に関する事務（43条ノ9：10条、24条、施行令1条の2及び施行令2条による委任（ただし、69条の31により準用される場合は69条の10及び施行

令 2 条による委任) )

- ・ 保険医療機関等に対する報告徴収等 ( 4 3 条ノ 1 0 )
- ・ 保険医療機関等の指定の取消し ( 4 3 条ノ 1 2 )
- ・ 保険医等の登録の取消し ( 4 3 条ノ 1 3 )
- ・ 地方社会保険医療協議会への諮問 ( 4 3 条ノ 1 4 )
- ・ 保険医療機関若しくは保険薬局の指定の拒否又は保険医若しくは保険薬剤師の登録の拒否に対する処分に対する弁明の機会の付与・通知 ( 4 3 条ノ 1 5 )
- ・ 入院時食事療養費の支給 ( 4 3 条ノ 1 7 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任 (ただし、6 9 条の 3 1 により準用される場合は 6 9 条の 1 0 及び施行令 2 条による委任) )
- ・ 特定療養費の支給 ( 4 4 条 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任 (ただし、6 9 条の 3 1 により準用される場合は 6 9 条の 1 0 及び施行令 2 条による委任) )
- ・ 特定承認保険医療機関の承認等 ( 4 4 条、登録政令 2 条)
- ・ 療養費の支給 ( 4 4 条ノ 2、4 4 条ノ 3 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任 (ただし、6 9 条の 3 1 により準用される場合は 6 9 条の 1 0 及び施行令 2 条による委任) )
- ・ 指定訪問看護療養費の支給 ( 4 4 条ノ 4 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任 (ただし、6 9 条の 3 1 により準用される場合は 6 9 条の 1 0 及び施行令 2 条による委任) )
- ・ 指定訪問看護事業者の指定等 ( 4 4 条ノ 5 )
- ・ 指定訪問看護事業者及びその従業者への指導 ( 4 4 条ノ 7 )
- ・ 訪問看護事業所の変更の届出の受理 ( 4 4 条ノ 9 )
- ・ 指定訪問看護事業者等に対する報告徴収等 ( 4 4 条ノ 1 0 )
- ・ 指定訪問看護事業者の指定の取消し ( 4 4 条ノ 1 1 )
- ・ 指定訪問看護事業者の指定等に係る公示 ( 4 4 条ノ 1 2 )
- ・ 移送費の支給 ( 4 4 条ノ 1 4 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任 (ただし、6 9 条の 3 1 により準用される場合は 6 9 条の 1 0 及び施行令 2 条による委任) )
- ・ 傷病手当金の支給 ( 4 5 条 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任)
- ・ 埋葬料の支給 ( 4 9 条 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任)
- ・ 出産育児一時金及び出産手当金の支給 ( 5 0 条 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任)
- ・ 出産手当金と傷病手当金の支給の調整 ( 5 4 条 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任 (ただし、6 9 条の 3 1 により準用される場合は 6 9 条の 1 0 及び施行令 2 条による委任) )
- ・ 資格喪失後の継続給付 ( 5 5 条 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任)
- ・ 傷病手当金、出産手当金の継続給付 ( 5 5 条ノ 2 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任)
- ・ 資格喪失後の死亡に関する給付 ( 5 6 条 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任)
- ・ 資格喪失後の分娩に関する給付 ( 5 7 条 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任)
- ・ 資格喪失後に船員保険の被保険者になった場合の保険給付の停止 ( 5 7 条ノ 2 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任)
- ・ 傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整 ( 5 8 条 : 2 4 条及び施行令 2 条による委任 (ただし、6 9 条の 3 1 により準用される場合は 6 9 条の 1 0 及び施行令 2 条による委任) )

- ・ 傷病手当金又は出産手当金と報酬等との差額支給（５９条：２４条及び施行令２条による委任（ただし、６９条の３１により準用される場合は６９条の１０及び施行令２条による委任））
- ・ 家族療養費の支給（５９条ノ２：２４条及び施行令２条による委任（ただし、６９条の３１により準用される場合は６９条の１０及び施行令２条による委任））
- ・ 家族訪問看護療養費の支給（５９条ノ２ノ２：２４条及び施行令２条による委任（ただし、６９条の３１により準用される場合は６９条の１０及び施行令２条による委任））
- ・ 家族移送費の支給（５９条ノ２ノ３：２４条及び施行令２条による委任）
- ・ 家族埋葬料の支給（５９条ノ３：２４条及び施行令２条による委任）
- ・ 配偶者出産育児一時金の支給（５９条ノ４：２４条及び施行令２条による委任）
- ・ 高額療養費の支給（５９条ノ４ノ２：２４条及び施行令２条による委任（ただし、６９条の３１により準用される場合は６９条の１０及び施行令２条による委任））
- ・ 日雇特例被保険者に対する給付と家族給付との調整（５９条ノ５：２４条、６９条の１０及び施行令２条による委任）
- ・ 通勤災害に関する保険給付との調整（５９条ノ６：２４条及び施行令２条による委任）
- ・ 療養に関する指揮に従わない者への保険給付の制限（６３条：２４条及び施行令２条による委任（ただし、６９条の３１により準用される場合は６９条の１０及び施行令２条による委任））
- ・ 詐欺等による傷病手当金又は出産手当金の支給制限（６４条：２４条及び施行令２条による委任（ただし、６９条の３１により準用される場合は６９条の１０及び施行令２条による委任））
- ・ 診断の強制等（６５条：２４条及び施行令２条による委任（ただし、６９条の３１により準用される場合は６９条の１０及び施行令２条による委任））
- ・ 損害賠償請求権の代位取得（６７条：２４条及び施行令２条による委任（ただし、６９条の３１により準用される場合は６９条の１０及び施行令２条による委任））
- ・ 日雇特例被保険者に係る現物による報酬の価額の決定（６９条の５）
- ・ 日雇特例被保険者の適用除外承認（６９条の８：１０条及び施行令１条の２による委任）
- ・ 日雇特例被保険者手帳の交付及び收受等（６９条の９：６９条の１０及び施行令２条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する受給資格者票の発行等（６９条の１２：６９条の１０及び施行令２条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する入院時食事療養費の支給（６９条の１２の２：６９条の１０及び施行令２条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する特定療養費の支給（６９条の１３：６９条の１０及び施行令２条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する療養費の支給（６９条の１４：６９条の１０及び施行令２条による委任）

- ・ 日雇特例被保険者に対する訪問看護療養費の支給（69条の14の2：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する移送費の支給（69条の14の3：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する傷病手当金の支給（69条の15：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する埋葬料の支給（69条の16：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する出産育児一時金の支給（69条の17：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する出産手当金の支給（69条の18：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に係る出産手当金と傷病手当金の支給の調整（69条の19：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する家族療養費の支給（69条の20：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する家族訪問看護療養費の支給（69条の21：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する家族移送費の支給（69条の22：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する家族埋葬料の支給（69条の23：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する配偶者出産育児一時金の支給（69条の24：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する特別療養費の支給等（69条の26：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者の適用除外に係る特別療養費の不支給（69条の27：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に対する高額療養費の支給（69条の28：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 日雇特例被保険者に係る他の医療保険による給付等との調整（69条の30：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 健康保険組合の保険料率の認可（71条ノ4：10条及び施行令1条の2による委任）
- ・ 健康保険印紙の受払等の報告の受理（79条ノ7：69条の10及び施行令2条による委任）
- ・ 承認法人等の承認（附則10条：10条及び施行令1条の2による委任）
- ・ 一部負担金の特例の届出の受理（59年附則4条）
- ・ 被保険者の資格の取得及び喪失その他被保険者の資格に関する事務（24条及び施行令2条）

- ・ 被保険者証の作成及び交付等（２４条及び施行令２条）
- ・ 健康保険組合の規約の変更の告示（施行令第１５条：施行令７３条による委任）
- ・ 健康保険組合の組合会議員の選挙に関する異議申立の受理及び審査並びに裁決（施行令２３条：施行令７３条による委任）
- ・ 健康保険組合の理事が行う処置に関する指揮（施行令第３９条：施行令７３条による委任）
- ・ 健康保険組合の毎会計年度収入支出予算の認可（施行令４５条：施行令７３条による委任）
- ・ 健康保険組合の保険料率の変更の認可（施行令４９条：施行令７３条による委任）
- ・ 健康保険組合の組合債の起債等の認可（施行令５４条：施行令７３条による委任）
- ・ 健康保険組合の重要財産の処分の認可（施行令５５条：施行令７３条による委任）
- ・ 健康保険組合の組合会の解散命令（施行令７１条：施行令７３条による委任）
- ※ ４３条ノ１７第９項に係る事務区分については、準用される４３条ノ７、４３条ノ９、４３条ノ１０の整理によるものとする。
- ※ ４４条１３項に係る事務区分については、準用される４３条ノ３、４３条ノ７、４３条ノ９、４３条ノ１０、４３条ノ１２、４３条ノ１４、４３条の１５の整理によるものとする。
- ※ ４４条１４項に係る事務区分については、準用される４３条ノ７、４３条ノ９、４３条ノ１０の整理によるものとする。
- ※ ５９条ノ２第８項に係る事務区分については、準用される４３条、４３条ノ７、４３条ノ９、４３条ノ１０、４３条ノ１７、４４条、４４条ノ２、４４条ノ３、５５条の整理によるものとする。
- ※ ５９条ノ２ノ２第３項に係る事務区分については、準用される４４条ノ４、４４条ノ７、４４条ノ１０、５５条の整理によるものとする。
- ※ ６９条の１１に係る事務区分については、準用される２３条の整理によるものとする。
- ※ ６９条ノ２に係る事務区分については、準用される６３条及び６５条の整理によるものとする。
- ※ ６９条の３１に係る事務区分については、準用される４３条ノ７、４３条ノ９、４３条ノ１０、４３条ノ１７、４４条、４４条ノ３、４４条ノ４、４４条ノ７、４４条ノ１０、４４条ノ１４、５４条、５８条～５９条ノ２ノ２、５９条ノ４ノ２、６３条～６５条、６７条の整理によるものとする。
- ※ 附則３条及び附則５条に係る事務区分については、準用される２条の整理によるものとする。

## (211) 社会保険診療報酬支払基金法（昭２３法１２９）

### 【国の直接執行事務】

- ・ 審査委員会の学識経験者たる委員の推薦（１４条）
- ・ 診療担当者に対する診療録等の提示請求等の承認（１４条の３）
- ・ 診療報酬の支払の一時差止の承認（１４条の４）

- ・ 基金の従たる事務所又は出張所の役員に対する報告徴収等（20条：20条及び施行規則2条による委任）
- ・ 基金の従たる事務所又は出張所の役員に対する監督上必要な命令（21条：21条及び施行規則2条による委任）

## (212) 国民健康保険法（昭33法192）

### 【自治事務】

- ・ 国民健康保険団体連合会の設立の認可（84条）（都道府県）
- ・ 国民健康保険団体連合会の解散の認可等（86条において準用する25条、27条、31条、32条）（都道府県）
- ・ 国民健康保険団体連合会に対する報告徴収等（108条）（都道府県）
- ・ 国民健康保険団体連合会に対する監督等（109条）（都道府県）
- ・ 都道府県が設立等を認可した国民健康保険団体連合会に関する事項の告示等（施行令26条において準用する7条、23条及び25条）（都道府県）

### 【法定受託事務】

- ・ 市町村の条例において一部負担金の引下げ、保険料の料率並びに保険給付の種類及び内容を決定又は変更する際に協議を受けること（12条に規定する市町村の条例の協議を改正）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 国民健康保険組合の設立の認可（17条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 国民健康保険組合における理事の専決処分の指揮（25条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 国民健康保険組合の組合会の議決事項等の認可等（27条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 理事が欠けた場合の仮理事の選任（31条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 国民健康保険組合の解散の認可（32条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 解散した国民健康保険組合の財産処分の許可等（34条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 保険者が行う診療報酬に関する別段の定め認可（45条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 療養の給付に関する保険医療機関・保険医等に対する指導・報告徴収等（46条において準用する健康保険法43条ノ7及び43条ノ10）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 入院時食事療養費の支給に関する保険医療機関・保険医等に対する指導・報告徴収等（52条において準用する健康保険法43条ノ7及び43条ノ10）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 特定療養費の支給に関する保険医療機関・保険医等に対する指導・報告徴収等（53条において準用する健康保険法43条ノ7及び43条ノ10）（都道府県）（メルクマール(3)②）

- ・ 指定訪問看護事業者等に対する指導・報告徴収等（54条の2において準用する健康保険法44条ノ7及び44条ノ10）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 特別療養費に係る療養等に関する保険医療機関・保険医等に対する指導・報告徴収等（54条の3において準用する健康保険法43条ノ7及び43条ノ10）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 国民健康保険組合に対する保険料の滞納処分の認可（80条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 国民健康保険団体連合会に設置された診療報酬審査委員会の委員の委嘱等（88条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 国民健康保険団体連合会に設置された診療報酬審査委員会による保険医療機関等に対する診療録等の提示請求等の承認（89条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 保険者等からの報告徴収等（108条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 国民健康保険組合に対する監督等（109条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 医師等に対する報告徴収等（114条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ※ 81条の8及び81条の12の事務区分については、準用される老人保健法60条、76条及び79条の整理によるものとする。
- ・ 都道府県が設立等を認可した国民健康保険組合に関する事項の告示（施行令7条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 国民健康保険組合の事業報告の受理（施行令23条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 解散した国民健康保険組合の告示（施行令25条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 確保すべき収入を不当に確保しない市町村に対する勧告等（国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（以下「算定政令」という。）3条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ※ 算定政令4条の4及び5条の事務区分については、準用される3条の整理によるものとする。

#### 【その他】

- ・ 国と都道府県が保険医療機関等の指定等や指導監査に当たり相互に必要な情報を交換し、連携して事務を処理する観点から、保険医療機関等の指定等の取消しを都道府県が厚生大臣に求めることができる旨等相互の連絡調整に関する規定を設けることとする。

### (213) 厚生年金保険法（昭29法115）

#### 【国の直接執行事務】

- ・ 任意適用事業所の適用の認可及び適用取消しの認可に関する事務その他任意単独被保険者の認可に関する事務（6条、8条、10条、11条、18条、21条、22条、23条、24条、24条の2、25条、27条、29条、30条、31条、82条の2、98条、100条、附則4条の3、附則4条の5、昭和60年改正法附則43条、昭和

60年改正法附則44条、昭和60年改正法附則46条、旧厚生年金保険法33条、旧厚生年金保険法69条、厚生年金保険法施行令1条、厚生年金保険法施行令1条の2、厚生年金保険法施行令6条、厚生年金基金令15条)

- ・ 厚生年金基金の規約の変更の認可、厚生年金基金掛金の滞納処分等、厚生年金基金の監督に関する事務(115条、141条、148条、178条、179条：180条及び厚生年金基金令56条による委任)

#### (214) 船員保険法(昭14法73)

##### 【国の直接執行事務】

- ・ 被保険者の資格及び被保険者の種別、標準報酬、被保険者証及び被扶養者証、保険給付及び船舶所有者の仮住所の承認に関する事務その他現物報酬の価額の決定に関する事務(3条、4条、4条ノ2、8条、9条、9条ノ2、9条ノ3、19条ノ2、19条ノ3、19条ノ4、21条ノ2、21条ノ3、21条ノ4、21条ノ5、27条ノ2、28条、28条ノ4、28条ノ5、28条ノ7、29条、29条ノ2、29条ノ3、29条ノ4、29条ノ5、29条ノ6、30条、30条ノ2、31条、31条ノ2、31条ノ3、31条ノ4、31条ノ5、31条ノ6、32条、32条ノ3、32条ノ6、33条、33条ノ2ノ2、33条ノ9、33条ノ10、33条ノ12、33条ノ12ノ2、33条ノ12ノ3、33条ノ13、33条ノ13ノ2、33条ノ14、33条ノ15、33条ノ15ノ2、33条ノ16、33条ノ16ノ2、33条ノ16ノ3、34条、35条、36条、37条、40条、42条、42条ノ2、42条ノ3、44条、44条ノ2、45条ノ2、46条、49条ノ2、49条ノ3、49条ノ5、49条ノ6、49条ノ7、50条、50条ノ3、50条ノ3ノ2、50条ノ4、50条ノ5、50条ノ6、50条ノ7、50条ノ9、50条ノ10、51条ノ2、52条ノ2、52条ノ3、53条、54条、55条、56条、56条ノ2、56条ノ3、57条、57条ノ2、57条ノ3、附則24項、附則27項、旧船員保険法23条ノ7、旧船員保険法27条ノ2、旧船員保険法34条、旧船員保険法36条、旧船員保険法37条、旧船員保険法38条、旧船員保険法38条ノ2、旧船員保険法39条ノ2、旧船員保険法39条ノ4、旧船員保険法39条ノ5、旧船員保険法39条ノ6、旧船員保険法40条、旧船員保険法41条ノ2、旧船員保険法44条、旧船員保険法44条ノ2、旧船員保険法44条ノ3、旧船員保険法45条、旧船員保険法45条ノ2、旧船員保険法45条ノ3、旧船員保険法46条、旧船員保険法50条、旧船員保険法50条ノ3、旧船員保険法50条ノ3ノ2、旧船員保険法50条ノ4、旧船員保険法50条ノ5、旧船員保険法50条ノ6、旧船員保険法50条ノ7、旧船員保険法50条ノ7ノ2、旧船員保険法50条ノ7ノ3、旧船員保険法50条ノ8ノ2、旧船員保険法50条ノ8ノ4、旧船員保険法50条ノ8ノ5、船員保険法施行令1条、船員保険法施行令1条の3、船員保険法施行令2条)

#### (215) 国民年金法(昭34法141)

##### 【法定受託事務】

- ・ 被保険者の任意脱退の承認の申請の受理（10条：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 被保険者等の資格等の届出の受理等（12条）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 年金たる給付の裁定請求の受理及び事実の審査（16条：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 第1号又は第3号被保険者期間中に初診のある者等の障害基礎年金等の未支給年金の裁定請求に関する事務等（19条：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 第2号被保険者期間を有しない者の老齢基礎年金等の併給の調整に係る届出に関する事務（20条：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 第2号被保険者期間を有しない者等の老齢基礎年金等の裁定請求に関する事務（26条、附則9条の3：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 第1号又は第3号被保険者期間中に初診のある者等の障害基礎年金の給付の裁定請求に関する事務（30条、30条の2、30条の3、30条の4、31条：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 第1号又は第3号被保険者期間中に初診のある者等の障害基礎年金の額の改定請求に関する事務（33条の2、34条：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 第1号又は第3号被保険者期間中に初診のある者等の障害基礎年金の支給停止に関する事務（36条、36条の2：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 20歳前障害による障害基礎年金受給権者の所得等の届出に関する事務（36条の3、36条の4：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 遺族厚生年金等の受給権を有しない者等に係る遺族基礎年金の裁定請求に関する事務（37条：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 遺族厚生年金等の受給権を有しない者等に係る遺族基礎年金の額の改定請求に関する事務（39条：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 遺族厚生年金等の受給権を有しない者等に係る遺族基礎年金の受給権の消滅等の届出に関する事務（40条：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 遺族厚生年金等の受給権を有しない者等に係る遺族基礎年金の支給停止の届出に関する事務（41条、41条の2、42条：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 寡婦年金の給付の裁定請求に関する事務（49条：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 寡婦年金の受給権の消滅の届出に関する事務（51条：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 寡婦年金の支給停止等の届出に関する事務（52条：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 死亡一時金の給付の裁定請求に関する事務（52条の2：3条及び施行令2条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）

委任) (市町村) (メルクマール(7))

- ・ 付加保険料の納付の申出及び脱退の申出の受理等 (87条の2:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 保険料免除の申請受理及び事実の審査 (90条:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 被保険者及び受給権者が行う届出の受理等 (105条:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 任意加入被保険者の資格取得及び喪失の申出の受理等 (附則5条:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 共済組合、日本私立学校振興・共済事業団等への資料要求 (附則8条) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 特別一時金の給付の裁定請求に関する事務 (昭和60年改正法附則94条:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 任意加入被保険者の資格取得及び喪失の申出の受理等 (平成6年改正法附則11条:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 未支給年金の裁定請求に関する事務 (旧法19条:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 年金の併給の調整に係る届出に関する事務 (旧法20条:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 老齢年金の裁定請求に関する事務 (旧法26条、旧法78条:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 通算老齢年金の裁定請求に関する事務 (旧法29条の3:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 障害年金の裁定請求に関する事務 (旧法30条、旧法30条の2、旧法31条:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 障害年金の支給停止の届出に関する事務 (旧法32条、旧法36条:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 旧国民年金法の障害年金の額の改定請求の受理 (旧国民年金法34条:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 母子年金の裁定請求の受理等 (旧法37条:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 母子年金及び準母子年金の額の改定請求に関する事務 (旧法39条、旧法39条の2、旧法41条の3、旧法41条の4、旧法41条の5:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 母子年金及び準母子年金の受給権の消滅の届出に関する事務 (旧法40条、旧法41条の3:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 母子年金及び準母子年金の支給停止の届出に関する事務 (旧法41条、旧法41条の3、旧法41条の5:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- ・ 準母子年金の裁定請求に関する事務 (旧法41条の2:3条及び施行令2条による委任) (市町村) (メルクマール(7))

任) (市町村) (メルクマール(7))

- 遺児年金の裁定請求に関する事務 (旧法 4 2 条 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 遺児年金の額の改定の届出に関する事務 (旧法 4 4 条 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 遺児年金の受給権の消滅の届出に関する事務 (旧法 4 5 条 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 遺児年金の支給停止の届出に関する事務 (旧法 4 6 条、旧法 4 7 条、旧法 4 8 条 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 寡婦年金の裁定請求に関する事務 (旧法 4 9 条 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 寡婦年金の受給権の消滅の届出の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 (旧法 5 1 条 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 寡婦年金の支給停止の届出に関する事務 (旧法 5 2 条 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 死亡一時金の裁定に関する事務 (旧法 5 2 条の 2 : 3 条及び施行令 1 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 障害福祉年金の裁定請求に関する事務 (旧法 5 6 条、旧法 5 6 条の 2、旧法 5 7 条 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 障害福祉年金の支給停止の届出に関する事務 (旧法 6 5 条、旧法 6 6 条、旧法 6 7 条 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 母子福祉年金の裁定請求に関する事務 (旧法 6 1 条、旧法 8 3 条 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額の改定の届出に関する事務 (旧法 6 1 条、旧法 6 3 条、旧法 3 9 条の 2、旧法 6 4 条の 4、旧法 4 1 条の 4 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 母子年金及び準母子年金の支給停止の届出に関する事務 (旧法 6 4 条の 6、旧法 6 5 条、旧法 6 6 条、旧法 6 7 条 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 準母子福祉年金の裁定請求に関する事務 (旧法 6 4 条の 3 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 老齢福祉年金の裁定請求に関する事務 (旧法 7 9 条の 2 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 老齢福祉年金の特別支給の裁定請求に関する事務 (旧法 8 0 条、旧法 8 3 条 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 障害福祉年金の特別支給の裁定請求に関する事務 (旧法 8 1 条、旧法 8 3 条 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))
- 母子福祉年金の特別支給の裁定請求に関する事務 (旧法 8 2 条、旧法 8 3 条 : 3 条及び施行令 2 条による委任) (市町村) (メルクマール(7))

- ・ 準母子福祉年金の特別支給の裁定請求に関する事務（旧法 82 条の 2、旧法 83 条：3 条及び施行令 2 条による委任）（市町村）（メルクマール(7)）
  - ・ 老齢福祉年金の証書の記載事項の訂正に関する事務（施行令 2 条）（市町村）（メルクマール(7)）
- ※ これらの事務については、できる限り市町村の事務負担を軽減する方向で見直すものとする。

#### 【国の直接執行事務】

- ・ 被扶養配偶者の認定（7 条：施行令 4 条の 3 による委任）
- ・ 被保険者の任意脱退の承認（10 条）
- ・ 国民年金手帳の作成及び交付（13 条）
- ・ 老齢基礎年金等の未支給年金の裁定請求に関する事務（19 条：3 条及び施行令 1 条による委任）
- ・ 年金の併給の調整に係る届出に関する事務（20 条：3 条及び施行令 1 条による委任）
- ・ 繰上げ請求者等の老齢基礎年金等の裁定請求に関する事務（26 条、28 条、附則 9 条の 2、附則 9 条の 3、60 年改正法附則 15 条：3 条及び施行令 1 条による委任）
- ・ 第 2 号被保険者期間中に初診のある者等の障害基礎年金の裁定請求に関する事務（30 条、30 条の 2、30 条の 3、30 条の 4、31 条：3 条及び施行令 1 条による委任）
- ・ 第 2 号被保険者期間中に初診のある者等の障害基礎年金の額の改定請求に関する事務（33 条の 2、34 条：3 条及び施行令 1 条による委任）
- ・ 第 2 号被保険者期間を有する者等の障害基礎年金の支給停止の届出に関する事務（36 条：3 条及び施行令 1 条による委任）
- ・ 遺族基礎年金の裁定に関する事務（37 条：3 条及び施行令 1 条による委任）
- ・ 遺族厚生年金等の受給権を有する者等の遺族基礎年金の額の改定請求に関する事務（39 条、60 年改正法附則 28 条：3 条及び施行令 1 条による委任）
- ・ 遺族厚生年金等の受給権を有する者等に係る遺族基礎年金の受給権の消滅の届出に関する事務（40 条：3 条及び施行令 1 条による委任）
- ・ 遺族厚生年金等の受給権を有する者等に係る遺族基礎年金の支給停止の届出に関する事務（41 条、41 条の 2、42 条：3 条及び施行令 1 条による委任）
- ・ 寡婦年金の裁定に関する事務（49 条：3 条及び施行令 1 条による委任）
- ・ 死亡一時金の裁定に関する事務（52 条の 2：3 条及び施行令 1 条による委任）
- ・ 付加保険料の納付の申出及び脱退の申出の受理（87 条の 2）
- ・ 保険料の免除（90 条）
- ・ 保険料の追納の承認（94 条：施行令 11 条による委任）
- ・ 被保険者及び受給権者が行う届出の受理等（105 条：3 条及び施行令 1 条による委任）
- ・ 被保険者に関する調査（106 条）
- ・ 受給権者に関する調査等（107 条）

- ・ 年金給付又は保険料の処分に関する関係人からの資料の提供等（108条）
- ・ 国民年金事務組合が被保険者の行うべき届出の委託を受けることの認可等（109条の2）
- ・ 地域型基金の代議員等に関する規約変更の認可（120条：142条の2及び国民年金基金令53条による委任）
- ・ 地域型基金が行う滞納処分の認可（134条の2：142条の2及び国民年金基金令53条による委任）
- ・ 基金の加入員に係る資格の取得等の届出の受理（139条）
- ・ 地域型基金又は地域型解散基金に対する報告徴収等（141条：142条の2及び国民年金基金令53条による委任）
- ・ 地域型基金、役員又は解散基金の清算人に対する是正措置命令等（142条：142条の2及び国民年金基金令53条による委任）
- ・ 任意加入被保険者の資格取得の申出の受理等（附則5条）
- ・ 第2号被保険者に係る国民年金手帳の作成及び交付（附則7条の4）
- ・ 共済組合、日本私立学校振興・共済事業団等への資料要求（附則8条、平成6年経過措置政令5条）
- ・ 老齢基礎年金の額の改定請求等に関する事務（60年改正法附則14条、17条、18条：3条及び施行令1条による委任）
- ・ 老齢基礎年金の支給停止等の届出に関する事務（60年改正法附則14条、16条、18条、19条、6年改正法附則7条：3条及び施行令1条による委任）
- ・ 特別一時金の裁定請求に関する事務（昭和60年改正法附則94条：3条及び施行令1条による委任）
- ・ 高齢任意加入の申出の受理（平成6年改正法附則11条）
- ・ 被保険者の任意脱退の承認（旧法10条）
- ・ 障害年金等の未支給年金の裁定に関する事務（旧法19条：3条及び施行令1条による委任）
- ・ 障害年金の裁定に関する事務（旧法30条、旧法30条の2、旧法31条：3条及び施行令1条による委任）
- ・ 障害年金の額の改定に係る疾病の程度の診査及び額の改定に関する事務（旧法34条：3条及び施行令1条による委任）
- ・ 母子年金の裁定に関する事務（旧法37条：3条及び施行令1条による委任）
- ・ 準母子年金の裁定に関する事務（旧法41条の2：3条及び施行令1条による委任）
- ・ 遺児年金の裁定に関する事務（旧法42条：3条及び施行令1条による委任）
- ・ 寡婦年金の裁定に関する事務（旧法49条：3条及び施行令1条による委任）
- ・ 死亡一時金の裁定に関する事務（旧法52条の2：3条及び施行令1条による委任）
- ・ 障害福祉年金の裁定に関する事務（旧法56条、旧法56条の2、旧法57条、旧法79条の3：3条及び施行令1条による委任）
- ・ 母子福祉年金の裁定に関する事務（旧法61条、旧法79条の4：3条及び施行令1条による委任）
- ・ 準母子福祉年金の裁定に関する事務（旧法64条の3、旧法79条の5：3条及び施

行令 1 条による委任)

- ・ 老齢福祉年金の特別支給の裁定 (旧法 8 0 条、旧法 8 3 条)
- ・ 障害福祉年金の特別支給の裁定 (旧法 8 1 条、旧法 8 3 条)
- ・ 母子福祉年金の特別支給の裁定 (旧法 8 2 条、旧法 8 3 条)
- ・ 準母子福祉年金の特別支給の裁定 (旧法 8 2 条の 2、旧法 8 3 条)
- ・ 年金証書の作成及び交付に関する事務、国民年金に関する証書の作成に関する事務等 (施行令 1 条)

#### 【廃止】

- ・ 国民年金手帳の交付の経由 (1 3 条)
- ・ 国民年金印紙の検認 (9 2 条)
- ・ 保険料の前納に係る国民年金印紙の検認 (9 3 条)
- ・ 遺族基礎年金に関する証書の交付に関する事務 (施行令 2 条)
- ・ 国民年金に関する証書の交付に関する事務 (施行令 2 条)
- ・ 年金受給者の現況届に係る市町村の生存証明事務 (措置済み)
- ・ 現年度保険料の納付案内書の送付の事務
- ・ 未適用者に対する市町村の適用促進事務

#### 【その他】

※ 市町村の事務については、平成 1 1 年の年金制度改正の際に、個人情報保護及び市町村事務の簡素効率化に十分配慮し、見直すものとする。

### (216) 戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭 2 7 法 1 2 7)

#### 【法定受託事務】

- ・ 障害年金、遺族年金等に関する請求書等の受理に関する事務等 (6 条 : 5 0 条及び施行令 1 1 条による委任) (都道府県) (メルクマール(3))

### (217) 戦傷病者特別援護法 (昭 3 8 法 1 6 8)

#### 【法定受託事務】

- ・ 戦傷病者手帳の交付、指定医療機関の指導、更生医療の給付その他戦傷病者の援護に関する事務 (4 条~6 条、1 3 条、1 5 条~2 1 条、2 4 条、施行令 5 条、6 条 : 2 8 条及び施行令 1 3 条による委任) (都道府県) (メルクマール(3))

### (218) 未帰還者留守家族等援護法 (昭 2 8 法 1 6 1)

#### 【法定受託事務】

- ・ 留守家族手当の支給、葬祭料の支給その他未帰還者留守家族等の援護に関する事務 (5 条、1 6 条、1 7 条、2 6 条、附則 9 項、附則 1 0 項、附則 2 0 項、附則 4 5 項 :

34条及び施行令4条による委任) (都道府県) (メルクマール(3))

(219) 未帰還者に関する特別措置法(昭34法7)

【法定受託事務】

- ・ 民法30条の宣告の請求(2条:14条及び施行令1条の2による委任(都道府県)(メルクマール(3)))
- ・ 本邦に居住する遺族に係る弔慰料の支給(3条:14条及び施行令2条による委任(都道府県)(メルクマール(3)))

(220) 引揚者給付金等支給法(昭32法109)

【法定受託事務】

- ・ 引揚者給付金及び遺族給付金を受ける権利の認定(3条:23条及び施行令9条による委任)(都道府県)(メルクマール(3))

(221) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭38法61)

【法定受託事務】

- ・ 特別給付金を受ける権利の裁定(3条:12条及び施行令2条による委任)(都道府県)(メルクマール(3))

(222) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100)

【法定受託事務】

- ・ 特別弔慰金を受ける権利の裁定(4条:14条及び施行令2条による委任)(都道府県)(メルクマール(3))

(223) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭41法109)

【法定受託事務】

- ・ 特別給付金を受ける権利の裁定(3条:12条及び施行令3条による委任)(都道府県)(メルクマール(3))

(224) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭42法57)

【法定受託事務】

- ・ 特別給付金を受ける権利の裁定(4条:15条及び施行令2条による委任)(都道府県)(メルクマール(3))

(225) 社会保険労務士法（昭43法89）

【国の直接執行事務】

- ・ 開業社会保険労務士がその事務所を2以上設ける場合の許可に関する事務その他開業社会保険労務士に対する報告徴収等に関する事務（18条、24条、25条の6、25条の7、25条の12、25条の20、25条の21）

(226) 農業者年金基金法（昭45法78）（農林水産省と共管）

【国の直接執行事務】

- ・ 農業者年金基金業務の一部の受託者からの報告徴収、立入検査（93条）

(227) 工場立地法（昭34法24）（大蔵省・農林水産省・通商産業省・運輸省と共管）

【自治事務】

- ・ 特定工場の届出の受理、勧告、変更命令、実施制限期間短縮に関する事務（6条、7条、8条、9条、10条、11条、12条、13条、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則3条。別紙3の3(1)④、3(2)参照）（都道府県、指定都市）

(228) エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平5法18）（大蔵省・通商産業省・農林水産省・運輸省・建設省と共管）

【自治事務】

- ・ 中小企業者及び組合等の事業計画の承認、承認の取消し、変更の承認、実施状況の報告徴収（20条）（4条、5条、28条：29条及び施行令22条による委任）

(229) 中小企業団体の組織に関する法律（昭32法185）（大蔵省・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省と共管）

【自治事務】

- ・ 協業組合の事業転換の認可（5条の7：101条の3及び施行令10条による委任）（都道府県）
- ・ 協業組合の設立の認可（5条の17：101条の3及び施行令10条による委任）（都道府県）
- ・ 公正取引委員会から請求を受けて行う協業組合の業務又は会計に関する報告の徴収・検査（5条の22：101条の3及び施行令10条による委任）（都道府県）
- ・ 商工組合の特別の地域を地区とすることの承認（9条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）

- ・ 商工組合の員外利用制限の特例の認可、商工組合の員外利用制限の特例の認可の取消し（17条の2：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
  - ・ 商工組合（商工組合連合会）の設立の認可等（42条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
  - ・ 商工組合（商工組合連合会）の業務等の改善命令（調整事業に係らないもの）（67条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
  - ・ 商工組合の組合員構成の要件を欠いた場合の解散命令、商工組合連合会が会員構成の要件を欠いた場合の解散命令、商工組合（商工組合連合会）の業務等の改善命令に違反した場合等の解散命令（調整事業に係らないもの）、商工組合（商工組合連合会）の解散命令の通知の特例（官報掲載）（調整事業に係らないもの）（69条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
  - ・ 報告書の徴収（商工組合、商工組合連合会）（調整事業に係らないもの）（92条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
  - ・ 組合員の有する工場、事業場、事務所又は倉庫へ立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料についての検査（調整事業に係らないもの）、組合の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況についての検査（調整事業に係らないもの）（93条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
  - ・ 事業協同組合、事業協同小組合若しくは企業組合から協業組合への組織変更の認可（95条：101条の3及び施行令10条による委任）（都道府県）
  - ・ 商工組合から事業協同組合への組織変更の認可、商工組合から事業協同組合への組織変更の届出（96条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
  - ・ 命令、認可、承認の際の通商産業大臣への通知等（101条の2：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
- ※ 5条の23、33条、47条、54条、71条、97条に係る事務区分については、準用される17条の2、96条、中小企業等協同組合法35条の2、48条、51条、62条、63条、97条、104条、105条、105条の2、105条の3、105条の4、106条、106条の2の整理によるものとする。

#### 【法定受託事務】

- ・ 商工組合の調整規程の認可、商工組合の調整規程の変更の認可（18条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 商工組合の調整規程の認可に関する通知、商工組合に対する調整規程の認可に関する証明、商工組合の調整規程の認可の申請に関し、組合に報告請求又は関係行政機関に照会を発したときの組合に対する通知（20条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 商工組合の調整規程が適合しなくなった場合の調整規程の変更命令及び認可の取消し（21条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 商工組合の調整規程の廃止の届出（22条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）

- ・ 商工組合の組合協約の認可、商工組合の組合協約変更の認可等（28条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
  - ・ 組合協約の締結に関する勧告（商工組合）（30条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
  - ・ 商工組合連合会の総合調整規程の認可、商工組合連合会の総合調整規程変更の認可（32条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
  - ・ 商工組合（商工組合連合会）の業務等の改善命令（調整事業に係るもの）（67条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
  - ・ 商工組合（商工組合連合会）の業務等の改善命令に違反した場合等の解散命令（調整事業に係るもの）商工組合（商工組合連合会）の解散命令の通知の特例（官報掲載）（調整事業に係るもの）（69条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
  - ・ 商工組合（商工組合連合会）の組合員から組合に対する不服の申出の必要な措置（調整事業に係るもの）（71条において準用する中小企業等協同組合法104条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
  - ・ 商工組合（商工組合連合会）の組合員からの組合の検査請求に対する業務又は会計状況等の検査（調整事業に係るもの）（71条において準用する中小企業等協同組合法105条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
  - ・ 商工組合（商工組合連合会）の決算関係書類の提出（調整事業に係るもの）（71条において準用する中小企業等協同組合法105条の2：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
  - ・ 調整規程、総合調整規程、組合協約の認可時における公正取引委員会への同意の請求、調整規程、総合調整規程、組合協約の認可時における公正取引委員会との協議、調整規程等の変更命令等の処分をしたときの公正取引委員会への通知、公正取引委員会が商工組合等の調整規程等が法律の定める要件に適合しなくなったときに行う調整規程等の変更命令及び認可の取消請求を受けて行う調整規程等の変更命令及び認可取消し（90条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
  - ・ 報告書の徴収（商工組合、商工組合連合会）（調整事業に係るもの）（92条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
  - ・ 組合員の有する工場、事業場、事務所又は倉庫へ立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料についての検査（調整事業に係るもの）、組合の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況についての検査（調整事業に係るもの）（93条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ※ 33条に係る事務区分については、準用される20条、21条、22条、28条、30条の整理によるものとする。

(230) 中小企業等協同組合法（昭24法181）（大蔵省・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省と共管）

【自治事務】

- ・ 事業協同組合の設立の認可、定款変更の認可その他、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、火災共済協同組合、企業組合及び都道府県中央会に関する事務（9条の2の2、9条の2の3、9条の6の2、9条の9、27条の2、31条、35条の2、48条、51条、57条の2、57条の5、62条、63条、69条、82条の2、82条の8、82条の10、82条の13、82条の18、97条、104条、105条、105条の2、105条の3、105条の4、105条の5、106条、106条の2）（9条の6の2、9条の9、27条の2、31条、35条の2、48条、51条、57条の5、62条、63条、97条、104条、105条、105条の2、105条の3、105条の4第1項、2項、3項、105条の5、106条1項、2項、3項、4項、106条の2：111条及び施行令2条による委任）（27条の2、31条、35条の2、48条、51条、57条の2、62条、63条、97条、104条、105条、105条の2、105条の3、105条の4第1項、106条1項：111条及び施行令3条による委任）（都道府県）

(231) 死産の届出に関する規程（昭21厚42）

【自治事務】

- ・ 死産の届出の受理、死産に関する航海日誌謄本の送付の受理等（4条、9条）（市町村、特別区、指定都市の区）

(232) 検疫法（昭26法201）

【法定受託事務】

- ・ 航行中に、外国を発航し又は外国に寄航した他の船舶等から人を乗り移らせる等した船舶等が特例的に国内の港に入港等した場合の通報の受理、検査等の実施、上陸等の許可等（22条）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(7)）
  - ・ 急迫した危難を避けるために港に入港した船舶等について、危難が去ったにもかかわらず、検疫区域等に入れられない場合等の通報の受理、検査等の実施、上陸等の許可（23条2項～5項）（都道府県、保健所設置市、特別区）（メルクマール(7)）
  - ・ 急迫した危難を避けるために上陸等した場合の届出の受理（23条7項）（都道府県、市町村、特別区）（メルクマール(7)）
- ※ 23条6項に係る事務区分は、準用される23条2項～5項の整理によるものとする。

(233) 墓地、埋葬等に関する法律（昭23法48）

【自治事務】

- ・ 埋葬又は火葬等の許可等、死体の埋葬等を行う者がいないとき等の火葬、墓地等の管理者の報告の受理その他墓地、埋葬等に関する事務（5条、8条、9条、12条、17

条) (市町村、特別区)

(234) 児童手当法 (昭 4 6 法 7 3)

【法定受託事務】

- ・ 児童手当の受給資格及び児童手当額の認定、児童手当の支給及び支払等の児童手当の支給に関する事務 (7 条、8 条、14 条、26 条、27 条、28 条、附則 6 条) (市町村、特別区) (メルクマール(3)②)
- ・ 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員 (都道府県) に対する児童手当の支給 (17 条) (都道府県) (メルクマール(3)②)
- ・ 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員 (市町村、特別区) に対する児童手当の支給 (17 条) (市町村、特別区) (メルクマール(3)②)

(235) 人口動態調査令 (昭 2 1 勅 4 4 7)

【法定受託事務】

- ・ 人口動態調査票の作成 (3 条、6 条) (市町村、特別区、指定都市の区) (メルクマール(1))
- ・ 人口動態調査票の提出 (5 条、6 条) (市町村、特別区、指定都市の区、都道府県) (メルクマール(1))

(236) 社会保険医療協議会法 (昭 2 5 法 4 7)

【国の直接執行事務】

- ・ 保険医療機関等の指定等についての諮問 (2 条)

(237) 国民年金法等の一部を改正する法律 (昭 6 0 法 3 4)

【法定受託事務】

- ・ 経過的福祉手当の支給に関する事務 (附則 9 7 条) (都道府県、市、福祉事務所を設置する市町村、特別区) (メルクマール(3)①)

(238) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 (平 4 法 6 2) (農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省・自治省と共管)

【法定受託事務】

- ・ 特定施設整備計画の認定の申請の経由 (4 条) (都道府県) (メルクマール(7))

(239) らい予防法の廃止に関する法律 (平 8 法 2 8)

【法定受託事務】

- ・ 親族の援護の決定及び実施（6条1項）（都道府県）（メルクマール(3)①）
- ・ 親族の援護に係る費用の徴収（8条1項）（都道府県）（メルクマール(3)①）
- ・ 援護の要否、種類、程度及び方法の決定及び通知等（施行令2条）（都道府県）（メルクマール(3)①）
- ・ 不正な手段により援護を受け又は受けさせた者からの費用の徴収（施行令3条）（都道府県）（メルクマール(3)①）

[農林水産省]

(240) 農住組合法（昭55法86）（国土庁・建設省と共管）

【自治事務】

- ・ 農住組合の定める交換分合計画の認可（9条に規定する都道府県の農住組合の定める交換分合計画の認可を指定都市、中核市にも委譲。別紙3の2(2)⑤、2(3)⑥参照）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 農住組合の定める交換分合計画について同意を与えること及び都道府県の認可についての意見申述（11条（土地改良法99条の準用））（農業委員会を置かない市町村）
- ・ 農住組合の定める交換分合計画に関する農業委員会（農業委員会が設置されていない市町村にあつては市町村長）からの意見聴取、交換分合計画の認可申請の旨の公告、計画書の縦覧その他農住組合の定める交換分合計画に関する事務（11条（土地改良法99条、109条の準用）に規定する都道府県の農住組合の定める交換分合計画に関する事務を指定都市、中核市にも委譲。別紙3の2(2)⑤、2(3)⑥参照）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 農住組合の設立の認可、定款及び事業基本方針の変更の認可その他農住組合の設立・管理に関する事務（48条、68条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 農住組合の解散の決議の認可、農住組合の合併の認可その他農住組合の解散及び清算に関する事務（71条、72条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ・ 農住組合の業務又は財産状況の報告の聴取、業務又は会計状況の検査、組合の解散命令その他農住組合に対する監督に関する事務（81条、82条、83条、84条、85条）（都道府県、指定都市、中核市）

(241) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平4法76）（国土庁・通商産業省・郵政省・建設省・自治省と共管）

【自治事務】

- ・ 基本計画の作成に係る関係市町村との同意を要する協議（6条に規定する都道府県の承認を同意を要する協議に改正）（都道府県）
  - ・ 拠点整備促進区域内における土地の形質の変更等の許可等（21条）（都道府県、指定都市、中核市）
- ※ 7条に係る事務区分については、準用される6条の整理によるものとする。

(242) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭45法139）（環境庁と共管）

【自治事務】

- ・ 農用地土壌汚染対策計画の策定等（5条）（都道府県）
- ・ 農用地土壌汚染対策計画の変更等（6条）（都道府県）
- ・ 農作物等の作付け等に関する勧告（10条）（都道府県）

- ・ 農用地への立入調査（13条）
- ・ 関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力要請等（14条）（都道府県）

#### 【関与】

- ・ 農用地土壌汚染対策計画の策定に係る環境庁長官及び農林水産大臣の承認（5条4項）は、同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
  - ・ 農作物等の作付け等に関する都道府県の勧告に係る国民の健康被害の発生を防止するために緊急の必要がある場合の、環境庁長官及び農林水産大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）
  - ・ 関係行政機関の長等に対する協力要請等に係る国民の健康被害の発生を防止するために緊急の必要がある場合の、環境庁長官及び農林水産大臣の指示（新規）（メルクマール(j)）
- ※ 6条2項に係る関与については、準用される5条4項の整理によるものとする。

#### (243) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭46法107）（大蔵省・厚生省・通商産業省・運輸省と共管）

##### 【自治事務】

- ・ 公害防止統括者等の選任、死亡・解任の届出を受理する事務、特定事業者の地位の承継に関する届出を受理する事務、公害防止統括者等の解任命令その他特定事業者に対する報告徴収、立入検査に関する事務（3条、4条、5条、6条、6条の2、10条、11条）（都道府県、政令で定める市、市町村）

#### (244) 薬事法（昭35法145）（厚生省と共管）

##### 【自治事務】

- ・ 薬局開設の許可（5条）（都道府県）
- ・ 薬局の管理者の兼任に関する許可（8条）（都道府県）
- ・ 薬局の休廃止等の届出の受理（10条）（都道府県）
- ・ 一般販売業の許可（26条1項）（都道府県）
- ・ 卸売一般販売業における販売等の特例の許可（26条3項）（都道府県）
- ・ 薬種商販売業の許可（28条）（都道府県）
- ・ 配置販売業の許可（30条）（都道府県）
- ・ 配置従事の届出の受理（32条）（都道府県）
- ・ 配置従事者の身分証明書の発行、交付（33条）（都道府県）
- ・ 特例販売業の許可（35条）（都道府県）
- ・ 医療用具の販売業又は賃貸業の届出の受理（39条）（都道府県）
- ・ 薬局、販売業の許可及び医療用具の販売業・賃貸業の届出並びにこれらに付随する義務の遵守状況の確認のために行う権限の行使、並びに薬局開設者、医薬品等の販売業者、

- 医療用具の賃貸業者に対する法72条、72条の2、73条、74条、75条の規定による命令等の遵守状況等の確認のために行う権限の行使（69条）（都道府県）
- ・ 薬局開設者、販売業者、医療用具の賃貸業者に対する構造設備の改善等の命令（72条）（都道府県）
  - ・ 薬局・一般販売業における薬剤師の増員命令（72条の2）（都道府県）
  - ・ 薬局・医薬品等の販売業者、医療用具の賃貸業者における管理者の変更命令（73条）（都道府県）
  - ・ 配置販売の配置員による業務の停止命令（74条）（都道府県）
  - ・ 薬局開設者、販売業者、医療用具の賃貸業者の許可取消し等（75条1項）（都道府県）
  - ・ 医薬品の製造業者・輸入販売業者について、許可の取消し等が必要な場合における国への具申（75条2項）（都道府県）
  - ・ 薬局開設・医薬品販売業の許可の更新を拒否する場合の手続（76条）（都道府県）
  - ・ 記録の作成等の事務についての指導及び助言（77条の6）（都道府県）
  - ・ 薬局開設・医薬品販売業の許可証の交付等（施行令2条1項）（都道府県）
  - ・ 法26条3項ただし書に規定する許可を行った時の許可証の交付等（施行令2条2項）（都道府県）
  - ・ 薬局開設・医薬品の販売業の許可証の書換え交付（施行令3条）（都道府県）
  - ・ 薬局開設・医薬品販売業の許可証の再交付（施行令4条）（都道府県）
  - ・ 薬種商として必要な知識経験を有する者の認定（施行令6条）（都道府県）
  - ・ 配置販売業者として必要な知識経験を有する者の認定（施行令7条）（都道府県）
- ※ 27条に係る事務区分については、準用される8条の整理によるものとする。
- ※ 38条、40条に係る事務区分については、準用される10条の整理によるものとする。

#### 【法定受託事務】

- ・ 施行令15条の4第2項第2号に規定する医薬品等の製造業の許可（12条：81条及び施行令15条の4による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤）
- ・ 施行令15条の4に規定する医薬品等を製造する製造業者又は輸入販売する輸入販売業者が、製造又は輸入販売を実地に管理するために置く技術者（製造業者、輸入販売業者が自ら行う場合を含む。）の承認（15条2項、23条において準用する15条2項：81条及び施行令15条の4による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤）
- ・ 施行令15条の4第2項第2号に規定する医薬品等の製造業又は輸入販売業における管理者に関する許可（15条3項において準用する8条、23条において準用する15条3項：81条及び施行令15条の4による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤）
- ・ 施行令15条の4に規定する医薬品等の製造承認（14条：81条及び施行令15条の4による委任）（都道府県）（メルクマール(2)⑤）
- ・ 施行令15条の4に規定する医薬品等の製造品目及び輸入販売品目の変更等の許可（18条、23条において準用する18条：81条及び施行令15条の4による委任）

- (都道府県) (メルクマール(2)⑤)
- ・ 施行令15条の4に規定する製造業及び輸入販売業の休廃止等の届出(19条、23条において準用する19条:81条及び施行令15条の4による委任) (都道府県) (メルクマール(2)⑤)
  - ・ 薬事法第4章第1節に規定する許可等の手続(23条において準用する場合を含む。)に係る都道府県知事の経由(20条、23条) (都道府県) (メルクマール(2)⑤)
  - ・ 施行令15条の4に規定する医薬品等の輸入販売業の許可(22条:81条及び施行令15条の4による委任) (都道府県) (メルクマール(2)⑤)
  - ・ 施行令15条の4に規定する医薬品等の輸入承認(23条において準用する14条:81条及び施行令15条の4による委任) (都道府県) (メルクマール(2)⑤)
  - ・ 検定に関する経由事務(施行令8条~11条) (都道府県) (メルクマール(2)⑤)
  - ・ 医薬品等の製造業・輸入販売業の許可に付随する義務の遵守状況の確認のために行う権限の行使、並びに医薬品等の製造業者・輸入販売業者に対する法72条、72条の3、73条、75条の規定による命令等の遵守状況等の確認のために行う権限の行使等(69条) (都道府県) (メルクマール(2)⑤)
  - ・ 自治事務及び上記に掲げた69条に関する記述以外で、不良品等を発見・排除する等のため、医薬品等を業務上取り扱う者又は法77条の5第4項の委託を受けた者に対して行われる権限の行使(69条) (都道府県) (メルクマール(4)②)
  - ・ 医薬品等を業務上取り扱う者に対して医薬品等の廃棄、回収等の措置をとるべきことを命じ、又は職員をして廃棄、回収等の処分をさせること(70条) (都道府県) (メルクマール(4)②)
  - ・ 医薬品等の製造業者又は輸入販売業者に対して医薬品等の検査を受けること(検査機関の指定を含む)を命ずること(71条) (都道府県) (メルクマール(2)⑤)
  - ・ 製造業者、輸入販売業者に対する構造設備の改善等の命令(72条) (都道府県) (メルクマール(2)⑤)
  - ・ 医薬品等の製造業者又は輸入販売業者に対してその製造管理若しくは品質管理の方法の改善を命じること等(72条の3:81条及び施行令15条の4による委任) (都道府県) (メルクマール(2)⑤)
  - ・ 医薬品等の製造業、輸入販売業に対する管理者等の変更命令(73条:81条及び施行令15条の4による委任) (都道府県) (メルクマール(2)⑤)
  - ・ 施行令15条の4第2項第2号に規定する製造業者又は輸入販売業者の許可の取消し、又は業務の停止命令(75条1項:81条及び施行令15条の4による委任) (都道府県) (メルクマール(2)⑤)
  - ・ 医薬品等の回収の報告(77条の4の3:81条及び施行令15条の4による委任) (都道府県) (メルクマール(2)⑤)
  - ・ 輸出用医薬品等の届出に係る経由(施行令15条) (都道府県) (メルクマール(2)⑤)

【関与】

- ・ 国民の利益を保護する緊急の必要がある場合における、薬局、販売業の許可及び医療用具の販売業・賃貸業の届出並びにこれらに付随する義務の遵守状況の確認のために行う権限の行使、並びに薬局開設者、医薬品等の販売業者、医療用具の賃貸業者に対する法72条、72条の2、73条、74条、75条の規定による命令等の遵守状況等の確認のために行う権限の行使（69条1項）に係る農林水産大臣の直接執行
- ・ 国民の利益を保護する緊急の場合における、薬局開設者、販売業者、医療用具の賃貸業者に対する構造設備の改善等の命令（72条）に係る農林水産大臣の直接執行

(245) 訪問販売等に関する法律（昭51法57）（厚生省・通商産業省・運輸省と共管）

【自治事務】

- ・ 訪問販売に係る販売業者若しくは役務提供事業者に対する必要な措置を取るべきことの指示（5条の3：21条の2及び施行令12条による委任）（都道府県）
- ・ 訪問販売に係る販売業者若しくは役務提供事業者に対する業務の全部若しくは一部を停止すべきことの命令（5条の4：21条の2及び施行令12条による委任）（都道府県）
- ・ 連鎖販売取引に係る統括者等に対する必要な措置を取るべきことの指示（15条：21条の2及び施行令12条による委任）（都道府県）
- ・ 連鎖販売取引に係る統括者等に対する業務の全部若しくは一部を停止すべきことの命令（16条：21条の2及び施行令12条による委任）（都道府県）
- ・ 主務大臣への訪問販売及び連鎖販売取引に係る申出の受理（18条の2：21条の2及び施行令12条による委任）（都道府県）
- ・ 訪問販売及び連鎖販売取引に係る販売業者等への報告徴収及び立入検査（20条の2：21条の2及び施行令12条による委任）

(246) 卸売市場法（昭46法35）

【自治事務】

- ・ 中央卸売市場の開設者若しくは卸売業者からの報告聴取、事務所等への立入検査（48条：76条及び施行令9条による委任）（都道府県）

(247) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭30法136）（大蔵省と共管）

【自治事務】

- ・ 被害農林漁業者及び特別被害農林漁業者並びにこれらの損失額の認定（2条）（市町村）
- ・ 特別被害地域の指定（2条）（都道府県）
- ・ 資金を貸し付けた農業協同組合等からの報告徴収、事務所への立入検査（7条：8条）

及び施行令 12 条による委任) (都道府県)

【関与】

- ・ 特別被害地域の指定に対する農林水産大臣の承認(2条5項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(c))
- ・ 農林水産大臣は、組合又は連合会で都道府県の区域の全部又は一部をその地区とするものに係るものにおいて、法令に違反する疑いがある場合、都道府県から検査の要請があった場合等に資金を貸し付けた農業協同組合等に対して直接報告徴収及び立入検査することができる。(7条:8条及び施行令12条による委任)

(248) 農業信用保証保険法(昭36法204)(大蔵省と共管)

【法定受託事務】

- ・ 農業信用基金協会に対する検査、報告徴収(55条、56条:72条及び施行令7条による委任)(都道府県)(メルクマール(7))

(249) 農業者年金基金法(昭45法78)(厚生省と共管)

【法定受託事務】

- ・ 農業者年金基金業務に係る報告聴取・立入検査(93条:94条及び施行令20条による委任)(都道府県)(メルクマール(7))

(250) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平6法46)

【自治事務】

- ・ 都道府県基本方針の作成等(4条)(都道府県)

(251) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平5法72)(国土庁・通商産業省・建設省・自治省と共管)

【自治事務】

- ・ 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更に係る市町村との同意を要する協議(4条に規定する都道府県の承認を同意を要する協議に改正)(都道府県)

【その他】

- ・ 所有権移転等促進計画の策定に係る承認(8条)(都道府県)については、農地法の整理に従って事務区分を検討する。

(252) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

### 【自治事務】

- ・ 都道府県農業振興地域整備基本方針の作成等（４条）（都道府県）
- ・ 都道府県農業振興地域整備基本方針の変更等（５条）（都道府県）
- ・ 農業振興地域の指定等（６条）（都道府県）
- ・ 農業振興地域の変更又は解除等（７条）（都道府県）
- ・ 市町村農業振興地域整備計画の作成に係る市町村との協議（農用区域に関する事項については同意を要する協議）（８条に規定する都道府県の認可を協議（農用区域に関する事項については同意を要する協議）に改正）（都道府県）
- ・ 農用地利用計画の案についての審査の申立の裁決（１１条）（都道府県）
- ・ 市町村農業振興地域整備計画のうち農用区域に関する事項についての変更の指示（１３条２項に規定する都道府県の指示を市町村農業振興地域整備計画のうち農用区域に関する事項についての変更の指示に改正）（都道府県）
- ・ 市町村農業振興地域整備計画の変更に係る市町村との協議（農用区域に関する事項については同意を要する協議）（１３条３項において準用する８条に規定する都道府県の認可を協議（農用区域に関する事項については同意を要する協議）に改正）（都道府県）
- ・ 市町村が定める交換分合計画の認可（１３条の２）（都道府県）
- ・ 交換分合計画の公告等（１３条の５）（都道府県）
- ・ 市町村長の勧告に係る農用地利用計画において指定した用途に供するための土地の所有権の移転等に関する調停等（１５条）（都道府県）
- ・ 農用区域内の開発行為の許可（１５条の１５）（都道府県）
- ・ 許可を受けずに開発行為を行ったものに対する中止命令等（１５条の１６）（都道府県）
- ・ 農業振興地域の区域のうち農用区域以外の区域内における開発行為について必要な措置を講ずべきことの勧告等（１５条の１７）（都道府県）

### 【法定受託事務】

- ・ 特定利用権の設定の協議の承認等（１５条の７）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 裁定の申請の受理（１５条の８）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 裁定の申請があったときの公告等（１５条の９）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 特定利用権の設定を求める協議に関する裁定等（１５条の１０）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 裁定の申請者等への通知等（１５条の１１）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 特定利用権に係る賃貸借の解除の承認（１５条の１３）（都道府県）（メルクマール(8)）

### 【関与】

- ・ 都道府県の農業振興地域整備基本方針の作成に係る農林水産大臣の承認（４条５項）は協議とする。なお、都道府県の農業振興地域整備基本方針のうち農業振興地域の指定の基準、位置及び規模、農用区域に関する事項（以下「指定基準等に関する事項」と

いう。)については農林水産大臣の同意を要する協議とする。(メルクマール(c))

- ・ 農林水産大臣は、国の基本指針の変更又は経済事情の変動その他情勢の推移により、特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、当該都道府県が定めた農業振興地域整備基本方針のうち指定基準等に関する事項について変更するための必要な措置をとるべきことを指示することができることとする。(新規) (メルクマール(1))

※ 5条2項に係る関与については、準用される4条5項の整理によるものとする。

#### 【その他】

- ・ 農林水産大臣は、農地確保の方針その他の農業振興地域の整備についての基本指針を作成する。(新規)
- ・ 都道府県は、農業振興地域整備基本方針に即して、農業振興地域を指定(変更、解除を含む。以下同じ。)しなければならないこととし、農業振興地域の指定に当たり、地方農政局長との協議を定めている通達(昭和45年1月28日農政局長通達)を廃止する。

### (253) 肥料取締法(昭25法127)

#### 【自治事務】

- ・ 事故肥料等の譲渡許可(19条)(都道府県)
- ・ 施用上の注意等の表示命令(21条)(都道府県)
- ・ 販売業務の届出の受理等(23条)(都道府県)
- ・ 販売業者からの報告の徴収(29条)(都道府県)
- ・ 販売業者に対する立入検査等(30条)(都道府県)
- ・ 販売業者が法律等の規定に違反した場合の販売業者に対する譲渡制限等(31条2項)(都道府県)
- ・ 植物に害があると認められる肥料に係る販売業者に対する譲渡制限等(31条3項)(都道府県)
- ・ 販売業者に対し処分を行った旨の農林水産大臣及びすべての都道府県への通知(31条5項)(都道府県)
- ・ 販売業者に対し譲渡制限等を行おうとする場合の聴聞の実施(33条)(都道府県)
- ・ 法の適用除外肥料の指定(35条)(都道府県)

#### 【法定受託事務】

- ・ 一部の普通肥料に係る生産の登録(4条)(都道府県)(メルクマール(4)②)
- ・ 一部の普通肥料に係る生産の登録申請書等の受理(6条)(都道府県)(メルクマール(4)②)
- ・ 一部の普通肥料に係る生産の登録(7条)(都道府県)(メルクマール(4)②)
- ・ 登録証の交付(10条)(都道府県)(メルクマール(4)②)
- ・ 登録を受けた者からの変更届出、書替交付申請の受理等(13条)(都道府県)(メルクマール(4)②)

- ・ 登録失効届出の受理（15条）（都道府県）（メルクマール(4)②）
- ・ 登録、登録の更新、登録の失効に関する公告等（16条）（都道府県）（メルクマール(4)②）
- ・ 一部の指定配合肥料の生産業者の届出の受理等（16条の2）（都道府県）（メルクマール(4)②）
- ・ 特殊肥料の生産業者、輸入業者の届出の受理等（22条）（都道府県）（メルクマール(4)②）
- ・ 生産業者又は輸入業者等からの報告の徴収（29条）（都道府県）（メルクマール(4)②）
- ・ 生産業者、輸入業者等に対する立入検査等（30条）（都道府県）（メルクマール(4)②）
- ・ 生産業者、輸入業者が法律等の規定に違反した場合のこれらの者に対する譲渡制限等（31条2項）（都道府県）（メルクマール(4)②）
- ・ 植物に害があると認められる肥料に係る生産業者、輸入業者に対する譲渡制限等（31条3項）（都道府県）（メルクマール(4)②）
- ・ 登録を取り消された者からの登録証の返納（31条4項）（都道府県）（メルクマール(4)②）
- ・ 生産業者、輸入業者に対し処分を行った旨の農林水産大臣及びすべての都道府県への通知（31条5項）（都道府県）（メルクマール(4)②）
- ・ 生産業者、輸入業者に対し譲渡制限等を行おうとする場合の聴聞の実施（33条）（都道府県）（メルクマール(4)②）

#### 【関与】

- ・ 有害な肥料の販売により農業生産への広域的な被害又は人の健康への影響が生ずるおそれがある緊急時における、都道府県の販売業者からの報告の徴収に係る農林水産大臣の指示（新規）（メルクマール(k)）
- ・ 有害な肥料の販売により農業生産への広域的な被害又は人の健康への影響が生ずるおそれがある緊急時における、都道府県の販売業者に対する立入検査に係る農林水産大臣の指示（新規）（メルクマール(k)）
- ・ 有害な肥料の販売により農業生産への広域的な被害又は人の健康への影響が生ずるおそれがある緊急時における、都道府県の販売業者に対する立入検査結果の公表に係る農林水産大臣の指示（新規）（メルクマール(k)）
- ・ 有害な肥料の販売により農業生産への広域的な被害又は人の健康への影響が生ずるおそれがある緊急時における、都道府県の販売業者が法律等の規定に違反した場合の販売業者に対する譲渡制限等に係る農林水産大臣の指示（新規）（メルクマール(k)）
- ・ 有害な肥料の販売により農業生産への広域的な被害又は人の健康への影響が生ずるおそれがある緊急時における、都道府県の植物に害があると認められる肥料に係る販売業者に対する譲渡制限等に係る農林水産大臣の指示（新規）（メルクマール(k)）
- ・ 有害な肥料の販売により農業生産への広域的な被害又は人の健康への影響が生ずるおそれがある緊急時における、都道府県の販売業者に対し処分を行った旨の農林水産大臣

及びすべての都道府県への通知に係る農林水産大臣の指示（新規）（メルクマール(k)）

- ・ 有害な肥料の販売により農業生産への広域的な被害又は人の健康への影響が生ずるおそれがある緊急時における、都道府県の販売業者に対し譲渡制限等を行おうとする場合の聴聞の実施に係る農林水産大臣の指示（新規）（メルクマール(k)）
- ・ 都道府県の肥料取締法の適用除外肥料の指定に対する農林水産大臣の承認は協議とする。

#### (254) 農山漁村電気導入促進法（昭27法358）

##### 【自治事務】

- ・ 農山漁村電気導入計画の作成及び農林水産大臣への提出（2条）（都道府県）

#### (255) 植物防疫法（昭25法151）

##### 【自治事務】

- ・ 指定有害動植物の防除計画の策定及び農林水産大臣への報告（24条）（都道府県）

##### 【法定受託事務】

- ・ 緊急防除に関する報告（21条）（都道府県）（メルクマール(7)）

##### 【関与】

- ・ 農林水産大臣は、防除計画の大綱を定めたときは、指定有害動植物の防除の緊急性に鑑み、関係都道府県に対し防除計画策定を指示（24条1項）する。（メルクマール(k)）
- ・ 防除計画の策定についての農林水産大臣の承認（24条4項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

#### (256) 種苗法（昭22法115）

##### 【自治事務】

- ・ 同一都道府県内にのみ営業所を有する種苗業者に対し、稻等の指定種苗についての表示に関する基準を遵守すべきことの勧告（3条：6条の2及び施行令3条による委任）（都道府県）
- ・ 同一都道府県内にのみ営業所を有する種苗業者に対し、稻等の指定種苗についての表示等の命令又は販売の禁止及び表示に関する基準の遵守の命令（4条：6条の2及び施行令3条による委任）（都道府県）
- ・ 生産業者及び同一都道府県内にのみ営業所を有する種苗業者に対し、稻等の指定種苗の生産等に関する基準遵守の勧告等（5条：6条の2及び施行令3条による委任）（都道府県）

- ・ 稲等の種苗業者から必要な数量の指定種苗の集取（５条の２：６条の２及び施行令３条による委任）（都道府県）
- ・ 稲等の種苗業者から必要な報告の徴収等（６条：６条の２及び施行令３条による委任）（都道府県）

【関与】

- ・ 都道府県の権限行使の過程で、違反行為に係る種苗業者が複数の都道府県に営業所を有するものであることが判明し、農林水産大臣がその業者に対する勧告・命令等の権限を行使する上で必要な場合及び農林水産大臣の指定種苗の集取等の権限行使の過程で、問題となる主要農作物の種子を発見し、緊急やむを得ない場合に農林水産大臣自ら指定種苗の集取、報告の徴収等に関する事務を行うことができる（種苗法６条の２及び施行令３条２項）。

(257) 野菜生産出荷安定法（昭４１法１０３）

【自治事務】

- ・ 野菜指定産地の生産出荷近代化計画の策定（８条）（都道府県）
- ・ 指定野菜を指定消費地域に出荷する者に対する必要な勧告（５９条）（都道府県）

(258) 果樹農業振興特別措置法（昭３６法１５）

【自治事務】

- ・ 果樹農業者等の果樹園経営計画の認定（４条）（都道府県）
- ・ 事業者等からの必要な報告徴収（８条）（都道府県）

(259) 甘味資源特別措置法（昭３９法４１）

【自治事務】

- ・ 甘味資源作物生産振興計画の樹立（９条）（都道府県）
- ・ 甘味資源作物生産振興計画の変更（１０条）（都道府県）

【関与】

- ・ 甘味資源作物生産振興計画の樹立に対する農林水産大臣の承認（９条１項）は協議とする。
- ・ 甘味資源作物生産振興計画の変更に対する農林水産大臣の承認（１０条１項）は協議とする。

(260) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭２５法１７５）

【自治事務】

- ・ 登録格付機関の登録及びその行う格付の停止に関する事務を行い、登録格付機関等に対して格付の改善又は格付の表示の除去若しくはまっ消を命じ、製造業者等に対して品質に関する表示の基準を守るべき旨を指示し、並びに製造業者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所内等に立入検査させる等の事務を行うこと（16条、17条の2、19条の2、19条の9、20条、21条：23条及び施行令5条による委任）（都道府県）

#### (261) 農薬取締法（昭23法82）（環境庁と共管）

##### 【自治事務】

- ・ 販売業者からの届出の受理（8条）（都道府県）
- ・ 防除業者からの届出の受理（11条：13条の2及び施行令6条による委任）（都道府県）
- ・ 作物残留性農薬等の使用の指導に係る改良普及員・病虫害防除員に準ずる者の指定（12条の5）（都道府県）
- ・ 販売業者等に対する報告徴収・立入検査（不良品等の発見、排除のための権限行使以外のもの）（13条）（都道府県）
- ・ 防除業者その他の農薬の使用者に対する報告徴収・立入検査（不良品等の発見、排除のための権限行使以外のもの）（13条：13条の2及び施行令6条による委任）（都道府県）

##### 【法定受託事務】

- ・ 防除方法の変更命令等（12条：13条の2及び施行令6条による委任）（都道府県）
- ・ 販売業者等に対する報告徴収・立入検査（不良品等の発見、排除のための権限行使に係るもの）（13条）（都道府県）（メルクマール(4)②）
- ・ 防除業者その他の農薬の使用者に対する報告徴収・立入検査（不良品等の発見、排除のための権限行使に係るもの）（13条：13条の2及び施行令6条による委任）（都道府県）（メルクマール(4)②）

#### (262) 農業災害補償法（昭22法185）

##### 【自治事務】

- ・ 病虫害を共済事故としない地域等の指定について意見を述べる事務（85条、106条、120条の6、120条の14、150条の5、150条の6）（都道府県）
- ・ 共済事業を市町村が行うことについて協議が調わないときのあつせんを行う事務（施行令2条の3）

※ 85条の7に係る事務区分については、準用される85条の整理によるものとする。

##### 【法定受託事務】

- ・ 農業共済組合の加入資格となる業務の規模の基準を定める事務（16条：施行令1条の6による委任）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 農業共済組合の設立、定款の変更、合併及び解散等の認可等（24条、25条、26条、43条、46条、48条、58条）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 市町村へ共済事業の実施の申出を行った農業共済組合からの届出の受理（85条の2）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 市町村の行う共済事業の実施、条例の変更、共済事業の全部廃止等の認可等（85条の3、85条の4、85条の6、85条の9、85条の10）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 農業共済組合の行う滞納処分の認可（87条の2）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 当然加入制の例外事由等の存する旨の認定（104条の3、150条の2）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 組合等の農作物危険段階基準共済掛金率等の認可並びに危険階級別及び危険程度を表示する指数を決定する事務（107条、108条、115条、120条の7、120条の15、120条の23）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 農業共済団体又は市町村から必要な報告を徴し、これらの者の業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置（142条の2、142条の3、142条の4、142条の5、142条の6、142条の7）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 農業共済組合の事務費賦課額及び賦課方法の承認等（施行令2条の4）（都道府県）（メルクマール(3)②）

## (263) 農業協同組合法（昭22法132）（大蔵省と共管）

### 【自治事務】

- ・ 信用事業を行わない組合（都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合に限る。以下同じ。）の共済規程等の承認（11条の4）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合の宅地等供給事業実施規程等の承認（11条の14）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合の農業経営規程等の承認（11条の15の3）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合の模範定款例の制定（28条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合の役員欠けた場合の措置（40条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合の定款変更等の認可（44条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合の共済事業の全部譲渡の届出の受理（50条の3において準用する50条の2）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合の設立の認可等（59条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合の設立発起人に対する認可又は不認可の通知等（61条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合の設立認可の取消し（63条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合の解散の認可（64条）（都道府県）

- ・ 信用事業を行わない組合同士の合併の認可（65条）（都道府県）
- ・ 解散した農業協同組合連合会の権利義務の信用事業を行わない組合による承継の認可等（70条において準用する65条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合の清算人の選任（71条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合の清算に係る裁判所に対する行政庁の意見陳述等（72条の2の2において準用する非訟事件手続法135条の25）（都道府県）
- ・ 農事組合法人（都道府県の区域を超えない区域を地区とするものに限る。以下同じ。）の定款変更等の届出の受理（72条の13）（都道府県）
- ・ 農事組合法人の設立の届出の受理（72条の16）（都道府県）
- ・ 農事組合法人の解散の届出の受理（72条の17）（都道府県）
- ・ 農事組合法人の合併の届出の受理（72条の18）（都道府県）
- ・ 農事組合法人の清算終了の届出の受理、仮理事の選任、監事からの報告の受理、裁判所に対する意見の陳述（73条において準用する民法56条、59条、83条、非訟事件訴訟法135条の25）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合及び連合会（都道府県の区域に満たない区域を地区とする農業協同組合連合会に限る。以下同じ。）の業務又は会計の状況に関する報告徴収等（93条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合及び連合会の業務又は会計の状況の検査等（94条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わず共済事業を行う組合に対する監督上必要な命令（94条の2第2項）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合及び連合会、農事組合法人等に対する措置命令（95条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合及び農事組合法人に対する解散命令（95条の2）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合に対し処分等をする際の中央会からの意見の聴取（95条の3）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合及び連合会に対する総会議決、選挙、当選等の取消し（96条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合及び連合会の施設の専用契約の取消し（97条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない組合及び連合会に対する農業協同組合法の規定による認可又は承認の際の条件の付加及び変更（97条の2）（都道府県）

#### 【法定受託事務】

- ・ 信用事業を行う組合（都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合及び都道府県の区域に満たない区域を地区とする農業協同組合連合会に限る。以下同じ。）の国債等の募集取扱い事業の認可等、員外利用規制の特例を受ける組合の指定等（10条）（都道府県）（メルクマール(2)④）
- ・ 信用事業を行う組合の信用事業規程の承認等（11条）（都道府県）（メルクマール

(2)④)

- ・ 信用事業を行う組合の大口信用供与の承認（11条の3）（都道府県）（メルクマール(2)④)
- ・ 信用事業を行う組合の信託規程の承認等（11条の8）（都道府県）（メルクマール(2)④)
- ・ 信用事業を行う組合の信託の引受事業に係る信託財産の管理の方法の請求の認容等（11条の11）（都道府県）（メルクマール(2)④)
- ・ 信用事業を行う組合の役員の兼職又は兼業の認可（31条の2）（都道府県）（メルクマール(2)④)
- ・ 信用事業を行う組合の信用事業の全部譲渡の届出の受理（50条の2）（都道府県）（メルクマール(2)④)
- ・ 信用事業を行う組合に係る11条の4、11条の14、11条の15の3、28条、40条、44条、50条の3、59条、61条、63条、64条、65条、70条、71条、72条の2の2、93条、94条、94条の2第1項、2項、95条、95条の2、95条の3、96条、97条、97条の2に規定する事務（都道府県）（メルクマール(2)④)

#### (264) 農業協同組合合併助成法（昭36法48）

##### 【自治事務】

- ・ 合併する組合が信用事業を行う組合以外の組合のみである場合の合併経営計画の認定（4条2項）（都道府県）

##### 【法定受託事務】

- ・ 合併する組合に信用事業を行う組合が含まれている場合の合併経営計画の認定（4条2項）（都道府県）（メルクマール(2)④)
- ・ 都道府県農業協同組合合併推進法人の指定、住所等の公示等（6条）（都道府県）（メルクマール(2)④)
- ・ 都道府県農業協同組合合併推進法人の事業計画及び収支予算の認可、事業報告書及び収支決算書の提出の受理（8条）（都道府県）（メルクマール(2)④)
- ・ 都道府県農業協同組合合併推進法人からの報告の徴収、指定の取消し等（9条）（都道府県）（メルクマール(2)④)

#### (265) 農水産業協同組合貯金保険法（昭48法53）（大蔵省と共管）

##### 【法定受託事務】

- ・ 農水産業協同組合の解散の認可をした場合等の貯金保険機構への通知に関する事務（57条、58条、61条）（都道府県）（メルクマール(2)④)
- ・ 農水産業協同組合の合併等の適格性の認定等に関する事務（63条、64条、65条、66条、67条、附則6条の3、附則6条の4、附則6条の5、附則6条の6、附則6

条の7、附則6条の8、附則7条) (都道府県) (メルクマール(2)④)

- ・ 主務大臣が行う貯金等債権の買取りの決定等について協議する等の事務(68条の2、68条の3、附則8条) (都道府県) (メルクマール(2)④)
- ・ 農水産業協同組合に対して必要な命令をする事務(69条) (都道府県) (メルクマール(2)④)

## (266) 農業委員会等に関する法律(昭26法88)

### 【自治事務】

- ・ 都道府県農業会議からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、検査を行いその他監督上必要な命令を行うこと(53条) (都道府県)
- ・ 都道府県農業会議の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は会則に違反すると認めるとき、これに対する必要な措置をとるべき旨の命令(54条) (都道府県)

### 【廃止】

- ・ 農業委員会が業務を処理するにつき法令の規定に違反しているときの、当該農業委員会に対する解散命令(19条) (都道府県)
- ・ 農業委員会から請求があったときの助言、資料の提示その他必要な協力(31条) (都道府県、市町村)
- ・ 農業委員会の総会又は部会の会議の議決が法令に違反し、又は著しく不当であるときの再議命令、再議による議決がなお法令に違反し、又は著しく不当であるときの議決の取消し(32条) (都道府県)
- ・ 農業委員会が所掌事務に関する処分を取り消す場合の事前確認(33条) (都道府県)

### 【その他】

- ・ 次に掲げる機関委任事務は、地方公共団体の行政委員会の自主組織権を尊重する観点から、廃止するか、又は基準の大幅な緩和を含めた抜本的見直しを行うこととする。
  - ・ 農業委員会の設置の特例の承認、公告(3条) (都道府県)
  - ・ 農業委員会の選挙による委員の定数の特例の承認(7条) (都道府県)
  - ・ 農業委員会の委員の選挙について二以上の選挙区を設けることの承認(10条の2) (都道府県)
  - ・ 都道府県農業会議の会議員の定数の決定(41条) (都道府県)
  - ・ 都道府県農業会議の常任会議員の定数の決定、公告(47条の2) (都道府県)
- ・ 次に掲げる機関委任事務は、その存続の要否について検討の上、仮に存続するとした場合には、自治事務とすることとする。
  - ・ 小作主事等を農業委員会の総会又は部会へ出席させ、意見を述べさせること(25条) (都道府県)
  - ・ 小作主事等を都道府県農業会議の総会又は常任会議員の会議に出席させ、意見を述べ

べさせること（52条）（都道府県）

(267) 農地法（昭27法229）

【自治事務】

- ・ 4ヘクタールを超える農地転用の許可申請書に意見を付する事務（新規）（都道府県）

【法定受託事務】

- ・ 一時的に法人の事業に従事していない者について常時従事者と認めること（2条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 農地の権利移動の許可（3条）（都道府県、市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 農地取得の下限面積を定めること等（3条）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 農地保有合理化法人が農地売買等事業の実施により農地等を取得する場合の届出の受理（3条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 農地転用の許可（4条に規定する農林水産大臣の2ヘクタール超4ヘクタール以下の農地転用の許可を都道府県に委譲。別紙3の3(1)③参照）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 市街化区域内農地の転用届出の受理（4条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 農地転用許可の際に都道府県農業会議から意見を聞くこと（4条）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 農地転用のための権利移動許可（5条に規定する農林水産大臣の2ヘクタール超4ヘクタール以下の農地転用のための権利移動の許可を都道府県に委譲。別紙3の3(1)③参照）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 市街化区域内農地の転用目的での権利取得の届出の受理（5条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 所有できない小作地の面積を定めること等（6条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 農地の所有者がその農地のある市町村の区域内に住所を有するに至る見込みがあると認めること（6条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)）
- ・ 小作地所有制限の例外となる小作地の指定等（7条）（都道府県、市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)）
- ・ 所有できない小作地の公示等（8条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)）
- ・ 買収すべき小作地について国が買収するまでに所有権の譲渡しをすべき期間の延長の申し入れを受けること（9条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)）
- ・ 買収すべき小作地を定めること等（10条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)）

- ・ 買収令書の作成等（11条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 買収令書の謄本の受理等（11条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)）
- ・ 附帯施設の買収の必要性を認めること（14条）（市町村〔農業委員会〕）
- ・ 農業生産法人が農業生産法人でなくなった場合等における買収すべき農地の公示等（15条の2）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)）
- ・ 買収の申出を受けること（16条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)）
- ・ 農地等の賃貸借の解約等の許可等（20条）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 農地等の賃貸借について解約の申入れ等が知事の許可を受けることなく行われた旨の通知を受けること（20条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 小作料の定額金納の例外に係る承認（21条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 標準小作料を定めること等（24条の2）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 標準小作料の通知を受けること（24条の2）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 小作料減額の勧告（24条の3）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 農地等の賃貸借契約の存続期間等の通知を受けること（25条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 薪炭利用権設定の協議に関する承認等（26条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 薪炭利用権設定の裁定申請の受理（27条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 薪炭利用権設定の裁定等（28条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 薪炭利用権設定の裁定後の通知等（30条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 農地等の売渡しの相手方として認めること（36条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)）
- ・ 買受申込書の受理（37条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)）
- ・ 買受申込書の提出があったときの関係書類の進達（38条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)）
- ・ 売渡通知書の作成等（39条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 売渡通知書の謄本の受理（39条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)）
- ・ 対価の徴収（42条）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 滞納処分等（43条）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 農地等の利用関係の紛争についての和解の仲介の申出等（43条の2）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 農地等の利用関係の紛争についての和解の仲介の申出を受けること（43条の2）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 和解の仲介を行う場合に小作主事の意見を聞くこと（43条の3）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 農地等の利用関係の紛争についての和解の仲介等（43条の5）（都道府県）（メルクマール(8)）

クマール(8))

- ・ 買収の申出(45条)(市町村[農業委員会])(メルクマール(7))
- ・ 買収の申出の受理(45条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 買収すべき土地等の調査(46条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 買収の適否について都道府県農業会議から意見を聴くこと(47条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 買収すべき土地等の公示等(48条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 買収すべき土地であることの通知を受けた旨の公示等(48条)(市町村[農業委員会])(メルクマール(7))
- ・ 買収令書の作成等(50条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 買収令書の謄本の受理等(50条)(市町村[農業委員会])(メルクマール(7))
- ・ 不用物件の収去令書の交付(55条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 漁業権の消滅の適否について都道府県農業会議から意見を聞くこと(56条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 土地等の使用の適否について都道府県農業会議から意見をきくこと(57条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 代地買収に関する土地の調査等(59条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 土地配分計画の作成等(62条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 土地の買受予約申込書の經由事務(63条)(市町村)(メルクマール(7))
- ・ 土地の買受予約申込書の受理(63条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 売渡予約書の交付等(64条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 買受申込書の受理(65条)(市町村[農業委員会])(メルクマール(7))
- ・ 売り渡す土地等を定めること等(66条)(市町村[農業委員会])(メルクマール(7))
- ・ 売渡通知書の作成等(67条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 売渡通知書の謄本の受理(67条)(市町村[農業委員会])(メルクマール(7))
- ・ 土地等の一時使用が相当であると認めること等(68条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 代地の売渡通知書の交付(69条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 売渡後の土地等の検査(71条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 売り渡した土地等の買戻に係る買収令書の交付等(72条)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 売り渡した土地等に関する利用権の設定、移転等の許可(73条に規定する農林水産大臣の2ヘクタール超4ヘクタール以下の農地転用のための権利移動の許可を都道府県に委譲。別紙3の3(1)③参照)(都道府県)(メルクマール(8))
- ・ 道路等の譲与に係る譲受申込書の受理等(74条の2)(都道府県)(メルクマール(7))
- ・ 草地利用権の設定を求める協議に関する承認等(75条の2)(都道府県)(メルクマール(8))
- ・ 草地利用権の設定の裁定の申請の受理(75条の3)(都道府県)(メルクマール(8))

(8))

- 草地利用権の設定の裁定の申請に関する公示等（75条の4）（都道府県）（メルクマール(8)）
- 草地利用権の設定等の裁定（75条の5）（都道府県）（メルクマール(8)）
- 草地利用権の設定等の裁定の通知等（75条の6）（都道府県）（メルクマール(8)）
- 草地利用権の存続期間の更新等を求める協議に関する承認（75条の7）（都道府県）（メルクマール(8)）
- 草地利用権に係る土地等を買取るべき旨の裁定の申請の受理等（75条の8）（都道府県）（メルクマール(8)）
- 草地利用権に係る賃貸借の解除の承認（75条の9）（都道府県）（メルクマール(8)）
- 買収した土地等の管理（78条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- 買収等のために職員に立ち入って調査等を行わせること等（82条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- 農業委員会等からの報告徴収（83条）（都道府県）（メルクマール(7)・(8)）
- 違反転用に対する許可の取消し等（83条の2）（都道府県）（メルクマール(7)・(8)）
- 小作地の状況書類の作成等（84条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)・(8)）
- 異議申立ての受理等（85条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- 土地の面積の認定（86条）（都道府県・市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)・(8)）
- 換地予定地に相当する従前の土地の指定等（87条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- 農地の対価の算定方法を定めること等（施行令2条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- 農業生産法人が農業生産法人でなくなった場合における例外的に買収しない農地等の指定（施行令3条の3）（都道府県）（メルクマール(7)）
- 和解の成立・和解の仲介が打ち切られたときの通知（施行令3条の9）（都道府県）（メルクマール(8)）
- 農地等の権利移動の許可申請書の経由事務等（農地法施行規則2条の事務を農地法施行令に規定）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- 農地等の権利移動の許可申請書が農業委員会を経由しないで提出された場合において必要があると認めるときに農業委員会の意見を聞くこと（農地法施行規則2条の事務を農地法施行令に規定）（都道府県）（メルクマール(8)）
- 農地保有合理化法人が農地売買等事業の実施により農地等を取得する場合の届出の受理通知書の交付等（農地法施行規則2条の3の事務を農地法施行令に規定）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- 農地転用の許可申請書の経由事務等（農地法施行規則4条の事務を農地法施行令に規

定) (市町村 [農業委員会]) (メルクマール(8))

- 4ヘクタールを超える農地転用の許可申請書の経由事務等(農地法施行規則4条の事務を農地法施行令に規定)(都道府県)(メルクマール(8))
- 農地転用のための権利移動の許可申請書の経由事務等(農地法施行規則6条の事務を農地法施行令に規定)(市町村 [農業委員会]) (メルクマール(8))
- 4ヘクタールを超える農地転用のための権利移動の許可申請書の経由事務等(農地法施行規則6条の事務を農地法施行令に規定)(都道府県)(メルクマール(8))
- 市街化区域内農地の転用等の届出の受理通知書の交付等(農地法施行規則6条の3の事務を農地法施行令に規定)(市町村 [農業委員会]) (メルクマール(8))
- 小作地所有制限の例外となる小作地であることの指定の申請書の経由事務等(農地法施行規則8条の3、9条、10条の事務を農地法施行令に規定)(市町村 [農業委員会]) (メルクマール(7))
- 小作地所有制限の例外となる小作地であることの指定の申請書が農業委員会を経由せずに都道府県に提出された場合に必要があると認めるときに農業委員会から意見を聞くこと(農地法施行規則8条の3、9条、10条の事務を農地法施行令に規定)(都道府県)(メルクマール(7))
- 農地等の賃貸借の解約等の許可申請書の経由事務等(農地法施行規則14条の事務を農地法施行令に規定)(市町村 [農業委員会]) (メルクマール(8))
- 農地等の賃貸借の解約等の許可申請書が農業委員会を経由せずに都道府県に提出された場合に必要があると認めるときに農業委員会から意見を聞くこと(農地法施行規則14条の事務を農地法施行令に規定)(都道府県)(メルクマール(8))
- 和解の申立ての陳述の録取(農地法施行規則24条の2の事務を農地法施行令に規定)(市町村 [農業委員会]) (メルクマール(8))
- 不用物件の買取請求書の提出を受けること(農地法施行規則31条の事務を農地法施行令に規定)(都道府県)(メルクマール(7))
- 損失補償金の交付請求書の経由事務(農地法施行規則32条、33条の事務を農地法施行令に規定)(都道府県)(メルクマール(7))
- 使用される土地等の買取請求書の提出を受けること(農地法施行規則34条の事務を農地法施行令に規定)(都道府県)(メルクマール(7))
- 一時使用の申込書の経由事務(農地法施行規則40条の事務を農地法施行令に規定)(市町村 [農業委員会]) (メルクマール(7))
- 売り渡した土地等に関する利用権の設定、移転等の許可申請書の経由事務等(農地法施行規則41条の事務を農地法施行令に規定)(市町村 [農業委員会]) (メルクマール(7)・(8))
- 売り渡した土地等に関する利用権の設定、移転等の許可申請書の経由事務等(農地法施行規則41条の事務を農地法施行令に規定)(都道府県)(メルクマール(7)・(8))
- 道路等の譲受申込書の経由事務(農地法施行規則43条の事務を農地法施行令に規定)(市町村 [農業委員会]) (メルクマール(7))
- 貸付申込書の経由事務(農地法施行規則44条の事務を農地法施行令に規定)(市町村 [農業委員会]) (メルクマール(7))

- ・ 貸付通知書の交付（農地法施行規則 45 条の事務を農地法施行令に規定）（都道府県）（メルクマール(7)）
  - ・ 開拓財産以外のものの貸付申込書の経由事務等（農地法施行規則 45 条の 2 の事務を農地法施行令に規定）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)）
  - ・ 開拓財産以外のものの貸付申込書の提出を受けた場合における貸付通知書の交付（農地法施行規則 45 条の 2 の事務を農地法施行令に規定）（都道府県）（メルクマール(7)）
  - ・ 開拓財産の貸付申込書の経由事務等（農地法施行規則 46 条の事務を農地法施行令に規定）（都道府県）（メルクマール(7)）
  - ・ 国有財産整理簿の調製（農地法施行規則 49 条の事務を農地法施行令に規定）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(7)）
- ※ 5 条、14 条、15 条、15 条の 2、16 条、31 条、32 条、39 条、55 条、56 条、57 条、58 条、59 条、67 条、68 条、69 条、70 条、72 条、75 条の 7、75 条の 8、78 条に係る事務区分については、準用される 4 条、10 条、11 条、14 条、20 条、25 条、26 条、27 条、28 条、30 条、42 条、43 条、47 条、48 条、50 条、55 条、69 条、75 条の 2、75 条の 3、75 条の 4、75 条の 5、75 条の 6 の整理によるものとする。

#### 【廃止】

- ・ 農業委員会の権限の代行（89 条）（都道府県）

#### 【関与】

- ・ 農林水産大臣は、農地の農業上の効率的な利用を図るため特に必要がある場合又は農地等の利用関係の紛争の解決その他土地の農業上の利用関係の調整を図るため特に必要がある場合には、都道府県又は農業委員会に適切な農地の権利の設定若しくは移転又は利用関係の調整につき必要な措置をとるべきことを指示をすることができる。（新規）
- ・ 2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可をしようとするときには、当分の間、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。（農地法の一部を改正する法律（平10法56）（措置済み））（新規）
- ・ 農林水産大臣は、良好な営農条件を備えている農地を確保し、又は周辺の営農条件への支障を防止するため特に必要がある場合には、都道府県に農地等の転用について必要な措置をとるべきことを指示することができる。（新規）
- ・ 農林水産大臣は、農地の農業上の効率的な利用を図るため特に必要がある場合又は農地等の買収若しくは国有農地等の売渡しの適切な実施の観点から特に必要がある場合には、農地等の買収等について都道府県又は農業委員会に適切な措置をとるべきことを指示することができる。（新規）

#### 【その他】

- ・ 2ヘクタール以下の農地転用許可を自治事務とするものの可否については、許可事務が現に都道府県で実施されていることを基本に、地方分権の推進の観点に立って、国民

への食糧の安定供給の観点にも留意し、現に進められている農業基本法の見直しを踏まえ予定されている農地制度の見直しの際に、検討することとする。

#### (268) 農業経営基盤強化促進法（昭55法65）

##### 【法定受託事務】

- ・ 農地保有合理化事業規程の承認等（7条）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 農地保有合理化事業規程の変更等の承認等（8条）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 農地保有合理化法人に報告させること（9条）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 農地保有合理化法人に対し改善措置をとることを命ずること等（10条）（都道府県）（メルクマール(8)）
- ・ 農地保有合理化法人事業規程の承認の取消し等（11条）（都道府県）（メルクマール(8)）

##### 【その他】

- ・ 以下の事務については、農地法の整理に従って事務区分を検討する。
  - ・ 農業経営基盤強化促進基本方針の作成（5条）（都道府県）
  - ・ 市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想に対する承認（6条）（都道府県）

#### (269) 自作農維持資金融通法（昭30法165）

##### 【自治事務】

- ・ 自作農維持資金の貸付けに係る認定（5条）（都道府県）

#### (270) 土地改良法（昭24法195）

##### 【自治事務】

- ・ 土地改良事業に参加する者の資格の承認（3条）（市町村〔市町村長、農業委員会〕）
- ・ 土地改良区の設立の認可（5条）（都道府県）
- ・ 土地改良区の設立の同意を得るために必要なあつせん又は調停（6条）（都道府県）
- ・ 土地改良区（2以上の都府県にわたるものを除く。）の総代選挙に関する事務の管理（23条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
- ・ 土地改良区（2以上の都府県にわたるものを除く。）の総代会の総代の解職請求の受理等（24条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
- ・ 土地改良区の仮理事の選任又は役員選挙総会の招集等（29条の3）（都道府県）
- ・ 土地改良区の定款変更の認可（30条）（都道府県）
- ・ 土地改良区の土地改良事業の事業計画の変更、事業の廃止、新たな事業の実施の認可（48条）（都道府県）

- 土地改良区が定める換地計画の認可（５２条）（都道府県）
- 土地改良区が定める換地計画について同意を与えること（５２条）（市町村〔市町村長、農業委員会〕）
- 土地改良区が定める換地計画に対する都道府県の認可について意見を述べること（５２条の２）（市町村〔市町村長、農業委員会〕）
- 農業用排水施設等の管理規程の認可等（５７条の２）（都道府県）
- 農業集落排水施設整備事業の計画の認可（５７条の４）（都道府県）
- 農業協同組合等若しくは土地改良事業に参加する資格を有する者が行う土地改良事業の認可（９５条）（都道府県）
- 市町村が行う土地改良事業の認可（９６条の２）（都道府県）
- 農業委員会が定める交換分合計画の認可（９８条）（都道府県）
- 土地改良区が定める交換分合計画の認可（９９条）（都道府県）
- 土地改良区が定める交換分合計画について同意を与えること等（９９条）（市町村〔市町村長、農業委員会〕）
- 農業協同組合又は農地保有合理化法人が定める交換分合計画の認可（１００条）（都道府県）
- 農業協同組合又は農地保有合理化法人が定める交換分合計画に対する都道府県の認可について意見を述べること（１００条）（市町村〔市町村長、農業委員会〕）
- 市町村が定める交換分合計画の認可（１００条の２）（都道府県）
- 市町村が定める交換分合計画に対する都道府県の認可について意見を述べること（１００条の２）（市町村〔市町村長、農業委員会〕）
- 農用地の形質の変更の許可（１０９条）（都道府県）
- 土地改良区等からの必要な報告徴収、又は業務若しくは会計の状況の検査（１３２条１項）（都道府県）
- 土地改良区の組合員からの請求に基づく当該土地改良区の事業又は会計の状況の検査（１３３条）（都道府県）
- 土地改良区等の法令等違反に対する必要な措置命令等（１３４条）（都道府県）
- 土地改良区に対する解散命令（１３５条）（都道府県）
- 土地改良区の総会・選挙等の決議又は選挙若しくは当選の取消し（１３６条）（都道府県）
- 任期満了以外の事由による土地改良区（２以上の都道府県にわたるものを除く。）の総代選挙を行う旨の通知の受理等（施行令６条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
- 土地改良区（２以上の都道府県にわたるものを除く。）の総代選挙に係る選挙長の選任等（施行令８条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
- 土地改良区（２以上の都道府県にわたるものを除く。）の総代選挙に係る投票区設定の同意等（施行令１５条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
- 土地改良区（２以上の都道府県にわたるものを除く。）の総代の立候補の届出等に関する報告の受理（施行令１７条の３）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）

- ・ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）の総代選挙について無投票になった旨の報告の受理（施行令１８条の２）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
  - ・ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）の総代選挙に係る選挙録（投票録）の保管（施行令１９条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
  - ・ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）の総代選挙結果の報告の受理等（施行令２１条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
  - ・ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）の総代選挙の当選人への当選証書の付与及び氏名等の告示等（施行令２２条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
  - ・ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）の総代選挙の再選挙の期日の決定及び当該期日の告示（施行令２４条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
  - ・ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）の総代選挙の補欠選挙の期日の決定及び当該期日の告示（施行令２５条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
  - ・ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）の総代選挙の結果に関する異議の申出の受理等（施行令２７条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
  - ・ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）の総代選挙の無効の決定又は裁決（施行令２８条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
  - ・ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）の総代選挙に関する特別な場合の措置（施行令３１条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
  - ・ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）の総代選挙の費用の見積の作成等（施行令３２条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
  - ・ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）の総代の解職請求の受理、受理した旨の通知、総代解職請求代表者の住所等の告示・公表（施行令４０条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
  - ・ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）の総代の解職の投票の期日の決定及び告示（施行令４１条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
  - ・ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）の総代の解職の投票の結果の通知及び公表（施行令４３条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
  - ・ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）の総代の解職の投票の結果に関する異議の申出の受理等（施行令４４条）（都道府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）
- ※ 土地改良区（２以上の都府県にわたるものを除く。）に関する施行令４２条に係る事務区分については、準用される施行令８条、１５条、１９条、２８条、３１条、３２条

の整理によるものとする。

#### 【法定受託事務】

- 土地改良区（2以上の都府県にわたるもの）に係る23条、24条、施行令6条、8条、15条、17条の3、18条の2、19条、21条、22条、24条、25条、27条、28条、31条、32条、40条、41条、43条、44条に規定する事務（都府県〔選挙管理委員会〕、市町村〔選挙管理委員会〕）（メルクマール(7)）
- 国営土地改良事業の工事の一部に関する事務（89条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- 国営土地改良事業（事業の施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とするものに限る）の施行に係る地域についての換地計画の決定等（89条の2：89条の2及び施行令51条の3による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
- 土地改良財産の交換に係る事務（94条の2：94条の9及び施行令72条による委任）（都道府県）（メルクマール(2)①）
- 土地改良財産の譲与（用途を廃止したときはこれを無償で返還することを条件としたもの）に係る事務（94条の3：94条の9及び施行令72条による委任）（都道府県）（メルクマール(2)①）
- 土地改良財産の譲与（管理の費用を負担した額の範囲内におけるもの及び寄付に係るもの）に係る事務（94条の4：94条の9及び施行令72条による委任）（都道府県）（メルクマール(2)①）
- 土地改良財産の他目的使用に係る事務（94条の4の2：94条の9及び施行令72条による委任）（都道府県）（メルクマール(2)①）
- 土地改良財産台帳に係る事務（94条の5：94条の9及び施行令72条による委任）（都道府県）（メルクマール(2)①）
- 土地改良財産の管理委託に係る事務（94条の6：94条の9及び施行令72条による委任）（都道府県）（メルクマール(2)①）
- 国営干拓事業による埋立予定地の土地配分計画の対象地区のうち、県外者に配分すべき土地がない地区についての、埋立予定地の配分に係る事務（94条の8：94条の9及び施行令72条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
- 都道府県土地改良事業団体連合会からの必要な報告徴収、又は業務若しくは会計の状況の検査（132条2項：136条の2及び施行令79条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
- 都道府県土地改良事業団体連合会に対する必要な措置命令（134条の2：136条の2及び施行令79条による委任）（都道府県）（メルクマール(7)）
- 国有土地物件の国営土地改良事業への供用（国有の土地改良財産となる）の協議・決定（施行令55条）（都道府県）（メルクマール(2)①）
- 土地改良財産の管理委託に際しての協議（施行令56条：施行令72条による委任）（都道府県）（メルクマール(2)①）
- 土地改良財産の管理受託者への引継に係る事務（施行令57条：施行令72条による委任）（都道府県）（メルクマール(2)①）

- ・ 管理受託者による土地改良財産の他目的使用の承認（施行令 59 条：施行令 72 条による委任）（都道府県）（メルクマール(2)①）
  - ・ 委託に係る土地改良財産の状況に関する報告徴収（施行令 65 条：施行令 72 条による委任）（都道府県）（メルクマール(2)①）
  - ・ 委託に係る土地改良財産の管理の状況に関する実地監査（施行令 66 条：施行令 72 条による委任）（都道府県）（メルクマール(2)①）
  - ・ 土地改良財産たる土地における標識の設置（施行令 67 条：施行令 72 条による委任）（都道府県）（メルクマール(2)①）
- ※ 土地改良区（2 以上の都府県にわたるもの）に関する施行令 42 条に係る事務区分については、準用される施行令 8 条、15 条、19 条、28 条、31 条、32 条の整理によるものとする。

#### 【廃止】

- ・ 市町村選挙管理委員会の事務に対する指揮監督（施行令 46 条）（都道府県）

#### 【関与】

- ・ 市町村選挙管理委員会の事務に対する都道府県選挙管理委員会の指揮監督（施行令 46 条 1 項）は廃止する。
- ・ 都道府県選挙管理委員会の事務に対する農林水産大臣及び自治大臣の指揮監督（施行令 46 条 2 項）は廃止する。

### (271) 家畜商法（昭 24 法 208）

#### 【自治事務】

- ・ 家畜商免許（3 条）（都道府県）
- ・ 家畜商免許証の交付（6 条）（都道府県）
- ・ 家畜商免許の取消し等（7 条）（都道府県）
- ・ 営業保証金の供託（10 条の 2）（都道府県）
- ・ 家畜商事業所への立入検査（11 条の 3）（都道府県）
- ・ 家畜商名簿の登録変更申請書の受理等（施行令 3 条）（都道府県）
- ・ 家畜商名簿の登録の消除（施行令 4 条）（都道府県）
- ・ 家畜商免許証の書換交付の申請書の受理（施行令 5 条）（都道府県）
- ・ 家畜商免許証の再交付（施行令 6 条）（都道府県）
- ・ 登録の消除等に係る家畜商免許証の返納等（施行令 7 条）（都道府県）

### (272) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭 29 法 182）

#### 【自治事務】

- ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための市町村計画の作成等に係る市町村との協議（2 条の 4 に規定する都道府県の認定を協議に改正）（都道府県）

- ・ 酪農事業施設の設置の承認（１０条）（都道府県）
- ・ 酪農事業施設の変更の承認（１２条）（都道府県）
- ・ 生乳等取引契約に係る紛争のあつせん又は調停（２０条）（都道府県）
- ・ 牛乳等の生産者等からの報告徴収及び立入検査（２５条）（都道府県）

【関与】

- ・ 都道府県が酪農事業施設を新たに設置しようとする者に対して勧告するに当たっての農林水産大臣の承認（１３条２項）は廃止する。

(273) 家畜取引法（昭３１法１２３）

【自治事務】

- ・ 家畜市場の登録（３条）（都道府県）
- ・ 家畜市場の登録の申請の受理（４条）（都道府県）
- ・ 家畜市場の登録の基準の運用（５条）（都道府県）
- ・ 家畜市場の登録証の交付等（７条）（都道府県）
- ・ 家畜市場の登録証の書換交付申請等の受理（９条）（都道府県）
- ・ 家畜市場の廃止等の届出の受理（１０条）（都道府県）
- ・ 家畜市場の登録の取消し等（１８条）（都道府県）
- ・ 家畜市場における家畜取引の業務停止命令（１８条の２）（都道府県）
- ・ 家畜市場再編整備地域の指定（１９条）（都道府県）
- ・ 家畜市場再編整備計画の申請書の受理（２０条）（都道府県）
- ・ 家畜市場の再編整備に係る勧告（２０条の２）（都道府県）
- ・ 家畜市場再編整備計画の指定の手續きに係る意見聴取（２１条）（都道府県）
- ・ 家畜市場再編整備計画の変更の承認（２２条）（都道府県）
- ・ 家畜市場再編整備地域の指定の解除（２３条）（都道府県）
- ・ 家畜市場再編整備地域の指定等に係る告示（２４条）（都道府県）
- ・ 家畜市場の開設等の制限（２５条）（都道府県）
- ・ 地域家畜市場の移転に係る許可（２６条）（都道府県）
- ・ 臨時家畜市場の開場に係る届出の受理（２７条）（都道府県）
- ・ 家畜市場の開設日等における市場外取引の制限の許可（２７条の２）（都道府県）
- ・ 家畜市場の開設者等に対する報告聴取（２９条）（都道府県）

(274) 畜産物の価格安定等に関する法律（昭３６法１８３）

【自治事務】

- ・ 原料乳の価格に関する勧告等（５条）（都道府県）

(275) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭４０法１１２）

**【法定受託事務】**

- ・ 生乳生産者団体の指定等（6条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 指定の公示及び農林水産大臣への届出（8条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 受託規程の変更の届出の受理（9条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 指定生乳生産者団体の指定の解除等（10条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 加工原料乳の数量の認定等（11条、施行令5条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 生産者等からの報告徴収・立入検査（23条）（都道府県）（メルクマール(7)）

**(276) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭63法98）**

**【法定受託事務】**

- ・ 都道府県肉用子牛価格安定基金協会の指定等（7条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 業務規程の変更に係る承認（8条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 都道府県肉用子牛価格安定基金協会の指定の解除等（9条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 指定協会等に対する報告徴収又は立入検査（17条）（都道府県）（メルクマール(7)）

**(277) 養鶏振興法（昭35法49）**

**【自治事務】**

- ・ 標準鶏の認定（5条）（都道府県）
- ・ ふ化業者の登録（7条）（都道府県）
- ・ 登録ふ化業者のふ化場の新設の確認（8条）（都道府県）
- ・ 登録ふ化業者に対する必要な措置の命令（14条）（都道府県）
- ・ 登録ふ化業者からの必要な報告徴収及び事務所等への立入検査（16条）（都道府県）

**(278) 養ほう振興法（昭30法180）**

**【自治事務】**

- ・ 養ほう業者からの届出の受理（3条）（都道府県）
- ・ 他の都道府県の区域からの転飼の許可（4条）（都道府県）

**(279) 家畜改良増殖法（昭25法209）**

**【自治事務】**

- ・ 種畜についての臨時検査（4条）（都道府県）

- ・ 家畜人工授精師の免許（16条）（都道府県）
- ・ 家畜人工授精師の免許の取消し等（19条）（都道府県）
- ・ 家畜人工授精所の開設の許可（24条）（都道府県）
- ・ 家畜人工授精所の開設の許可の取消し等（26条）（都道府県）
- ・ 種畜の飼養者等からの必要な報告徴収（34条）（都道府県）
- ・ 家畜人工授精所等への立入検査等（35条）（都道府県）

## (280) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭28法35）

### 【自治事務】

- ・ 飼料等の販売業者に対する飼料等の廃棄、回収等の命令（2条の7：25条及び施行令7条による委任）（都道府県）
- ・ 飼料等の表示事項の表示又は遵守事項の遵守の指示（9条：25条及び施行令7条による委任）（都道府県）
- ・ 飼料等の販売業者からの届出の受理（18条：25条及び施行令7条による委任）（都道府県）
- ・ 飼料等の製造業者及び輸入業者からの報告徴収（品質改善に関する事項）、飼料等の販売業者等からの報告徴収（20条：25条及び施行令7条による委任）（都道府県）
- ・ 飼料等の製造業者及び輸入業者の事業場等への立入検査等（品質改善に関する事項）、飼料等の販売業者等の事業場等への立入検査等（21条：25条及び施行令7条による委任）（都道府県）

### 【法定受託事務】

- ・ 飼料等の製造業者及び輸入業者からの報告徴収（安全性に関する事項）（20条：25条及び施行令7条による委任）（都道府県）（メルクマール(4)②）
- ・ 飼料等の製造業者及び輸入業者の事業場等への立入検査等（安全性に関する事項）（21条：25条及び施行令7条による委任）（都道府県）（メルクマール(4)②）

### 【関与】

- ・ 飼料等の販売業者に対する飼料等の廃棄、回収等の命令について、有害な飼料等の販売により人体に影響が及ぶおそれがある緊急時において、農林水産大臣が直接に権限を行使する。

## (281) 牧野法（昭25法194）

### 【自治事務】

- ・ 市町村の管理する牧野の牧野管理規程の届出の受理、保護牧野の改良及び保全の指示、牧野の所有者等からの必要な報告の徴収その他適正な牧野利用に関する事務（都道府県）（3条、6条、9条、10条、11条、12条、13条、19条）

(282) 家畜伝染病予防法（昭26法166）

【自治事務】

- ・ 届出伝染病の届出の受理等（4条）（都道府県）
- ・ 新疾病の発見の届出の受理等（4条の2）（都道府県）
- ・ 家畜の所有者に対する監視伝染病の検査を受けるべき旨の命令等（5条）（都道府県）
- ・ 家畜の所有者に対する注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨の命令（6条）（都道府県）
- ・ 検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示（7条）（都道府県）
- ・ 検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付（8条）（都道府県）
- ・ 家畜の所有者に対する消毒方法等の実施命令（9条）（都道府県）
- ・ 発生予防措置の農林水産大臣への報告と関係都道府県への通報（12条の2）（都道府県）

【法定受託事務】

- ・ 患畜等の発見の届出の受理等（13条）（都道府県、市町村）（メルクマール(4)①）
- ・ 患畜等の隔離の解除等の指示等（14条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 家畜伝染病発生時の通行のしゃ断（15条）（都道府県、市町村）（メルクマール(4)①）
- ・ 患畜等の殺処分の指示（16条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 家畜の所有者に対する殺処分の命令等（17条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 患畜等の殺処分の事前届出（18条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 患畜等の殺処分の方法等の指示（19条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 病性鑑定のための疑似患畜の処分（20条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 死体の焼却等の解除の許可（21条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 汚染物品の焼却等の方法等の指示等（23条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 発掘の禁止の解除の許可（24条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 畜舎等の消毒の指示等（25条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 患畜等の表示（28条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 家畜の所有者に対する消毒方法等の実施の命令（29条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 検査、注射、薬浴又は投薬の実施等（30条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 家畜等の移動制限等（32条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 家畜集合施設の開催等の制限等（33条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ 放牧等の制限等（34条）（都道府県）（メルクマール(4)①）
- ・ まん延防止措置の農林水産大臣への報告と関係都道府県への通報（35条）（都道府県）（メルクマール(4)①）

【関与】

- ・ 家畜の伝染性疾病の発生により畜産に重大な影響を与えるおそれのある緊急時における検査、注射、薬浴又は投薬、消毒方法の実施に係る農林水産大臣の指示（４７条）（メルクマール(k)）

(283) 獣医師法（昭２４法１８６）

【自治事務】

- ・ 獣医師の診療簿及び検案簿の検査（２１条）（都道府県）

(284) 獣医療法（平４法４６）

【自治事務】

- ・ 診療施設開設の届出の受理等（３条）（都道府県）
- ・ 開設者に対する診療施設の使用制限命令等（６条）（都道府県）
- ・ 往診診療者等に対する必要な措置を講ずべき旨の命令等（７条）（都道府県）
- ・ 診療施設への立入検査等（８条）（都道府県）
- ・ 診療施設整備計画の認定（１４条）（都道府県）

(285) 競馬法（昭２３法１５８）

【自治事務】

- ・ 指定市町村に対する地方競馬の停止命令（２３条）（都道府県）
- ・ 指定市町村の競馬の開催、終了及び会計等についての報告徴収、施設等への立入り、帳簿等の検査、報告又は検査の結果の農林水産大臣への報告（２５条）（都道府県）

【関与】

- ・ 指定市町村に対する地方競馬の停止命令に当たっての承認（２３条３項）（メルクマール(d)）

(286) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平６法１１３）

【自治事務】

- ・ 卸売業の登録の申請を受理する事務（３６条）（都道府県）
- ・ 卸売業の登録を実施する等の事務（３７条）（都道府県）
- ・ 卸売業の登録を拒否する等の事務（３８条）（都道府県）
- ・ 卸売業の承継の届出を受理する事務（４１条において準用する１１条）（都道府県）
- ・ 卸売業の登録事項の変更の届出を受理する事務（４１条において準用する１２条）（都道府県）

- ・ 卸売業の廃止の届出を受理する事務（４１条において準用する１３条）（都道府県）
- ・ 登録卸売業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずる事務（４１条において準用する１８条）（都道府県）
- ・ 登録卸売業者の登録を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずる事務（４１条において準用する１９条）（都道府県）
- ・ 登録卸売業の登録を抹消する事務（４１条において準用する２０条）（都道府県）
- ・ 卸売業の登録の取消処分又は業務の停止命令をする際の聴聞手続を実施する事務（４１条において準用する２１条）（都道府県）
- ・ 小売業の登録の申請を受理する事務（４２条）（都道府県）
- ・ 小売業の登録を実施する等の事務（４３条）（都道府県）
- ・ 小売業の登録を拒否する等の事務（４４条）（都道府県）
- ・ 登録小売業者の変更登録の申請を受理し、変更登録を実施又は拒否し、その旨を申請者に通知する事務（４５条）（都道府県）
- ・ 小売業の承継の届出を受理する事務（４７条において準用する１１条）（都道府県）
- ・ 小売業の登録事項の変更の届出を受理する事務（４７条において準用する１２条）（都道府県）
- ・ 小売業の廃止の届出を受理する事務（４７条において準用する１３条）（都道府県）
- ・ 登録小売業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずる事務（４７条において準用する１８条）（都道府県）
- ・ 登録小売業者の登録を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずる事務（４７条において準用する１９条）（都道府県）
- ・ 登録小売業の登録を抹消する事務（４７条において準用する２０条）（都道府県）
- ・ 小売業の登録の取消処分又は業務の停止命令をする際の聴聞手続を実施する事務（４７条において準用する２１条）（都道府県）
- ・ 登録販売業者等に報告をさせ、又は都道府県職員にその営業所等に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させる事務（７５条）

#### 【法定受託事務】

- ・ 計画出荷基準数量等の決定等（５条）（都道府県）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 市町村別予定計画出荷数量を定め、これを市町村に通知する事務（施行令８条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 予定計画出荷基準数量を定め、これを生産者に通知する事務（施行令９条）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 予定計画出荷基準数量を変更し、当該数量を生産者に通知する事務（施行令１０条）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 市町村内に住所を有する生産者に係る計画出荷変更申出数量及び予定計画出荷基準数量を都道府県に報告する事務（施行令１１条）（市町村）（メルクマール(7)）
- ・ 市町村別予定計画出荷数量を変更する事務（施行令11条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 都道府県内に住所を有する生産者に係る計画出荷変更申出数量及び予定計画出荷基準

数量を農林水産大臣に報告する事務（施行令 12 条）（都道府県）（メルクマール（7））

- ・ 計画出荷基準数量を確定し、これを生産者に通知するとともに農林水産大臣に報告する事務（施行令 13 条）（市町村）（メルクマール（7））
- ・ 市町村別予定政府買入数量を定め、これを市町村に通知する事務（施行令 16 条において準用する 8 条）（都道府県）（メルクマール（7））
- ・ 予定政府買入基準数量を定め、これを生産調整実施者に通知する事務（施行令 16 条において準用する 9 条）（市町村）（メルクマール（7））
- ・ 予定政府買入基準数量を変更し、当該数量を生産調整実施者に通知する事務（施行令 16 条において準用する 10 条）（市町村）（メルクマール（7））
- ・ 市町村内に住所を有する生産調整実施者に係る政府売渡変更申出数量及び予定政府買入基準数量を都道府県に報告する事務（施行令 16 条において準用する 11 条）（市町村）（メルクマール（7））
- ・ 市町村別予定政府買入数量を変更する事務（施行令 16 条において準用する 11 条）（都道府県）（メルクマール（7））
- ・ 都道府県内に住所を有する生産調整実施者に係る政府売渡変更申出数量及び予定政府買入基準数量を農林水産大臣に報告する事務（施行令 16 条において準用する 12 条）（都道府県）（メルクマール（7））
- ・ 政府買入基準数量を確定し、これを生産調整実施者に通知するとともに、農林水産大臣に報告する事務（施行令 16 条において準用する 13 条）（市町村）（メルクマール（7））
- ・ 予定計画出荷基準数量（変更に係る数量を含む）又は予定政府買入基準数量（変更に係る数量を含む）を通知した生産者又は生産調整実施者からの不服申立てに対し決定を行う事務（施行令 48 条）（市町村）（メルクマール（7））

#### (287) 大豆なたね交付金暫定措置法（昭 36 法 201）

##### 【法定受託事務】

- ・ 大豆又はなたねの集荷の業務を行う者の登録に関する事務（5 条）（都道府県）（メルクマール（7））

#### (288) 農業倉庫業法（大 6 法 15）

##### 【自治事務】

- ・ 農業倉庫業者及び農業倉庫業者の業務規程の認可（6 条、27 条）（都道府県）
- ・ 農業倉庫業者からの必要な報告徴収、業務の執行又は財産の状況の検査等（16 条、27 条）（都道府県）

#### (289) 森林法（昭 26 法 249）

## 【自治事務】

- ・ 地域森林計画の樹立等（５条）（都道府県）
- ・ 森林所有者等の伐採等の届出の受理（１０条に規定する都道府県の事務をすべての市町村に委譲（森林法等の一部を改正する法律案を第１４２回国会に提出）。別紙３の３(3)①参照）（市町村）
- ・ 地域森林計画対象民有林の開発行為（林地開発行為）の許可等（１０条の２）（都道府県）
- ・ 林地開発行為に対する監督処分（１０条の３）（都道府県）
- ・ 地域森林計画の達成上必要な勧告（１０条の５）（地域森林計画の達成上必要な勧告は廃止し、市町村森林整備計画の達成上必要な勧告に改正し、市町村に委譲（森林法等の一部を改正する法律案を第１４２回国会に提出）。別紙３の３(3)①参照）（市町村）
- ・ 伐採の計画の変更命令等（１０条の６に規定する都道府県の事務をすべての市町村に委譲（森林法等の一部を改正する法律案を第１４２回国会に提出）。別紙３の３(3)①参照）（市町村）
- ・ 森林整備市町村の指定（１０条の７）（都道府県）（森林整備市町村の指定制は廃止（森林法等の一部を改正する法律案を第１４２回国会に提出）。）
- ・ 市町村森林整備計画の承認等に関する事務（１０条の８）（都道府県）
- ・ 森林整備市町村の長の勧告に係る要間伐森林等の所有権の移転等に関する調停（１０条の１１）（都道府県）
- ・ 分収育林契約の締結に関する裁定の申請の受理（１０条の１１の２）（都道府県）
- ・ 分収育林契約の締結に関する意見書の受理等（１０条の１１の３）（都道府県）
- ・ 分収育林契約の締結に関する裁定（１０条の１１の４）（都道府県）
- ・ 分収育林契約の締結に関する裁定の通知及び公告等（１０条の１１の５）（都道府県）
- ・ 分収育林契約の解除の承認（１０条の１１の７）（都道府県）
- ・ 森林整備協定の締結についてのあっせん（１０条の１４）（都道府県）
- ・ 森林施業計画等の適否の認定又は取消し等に関する事務（１１条、１２条、１３条、１５条、１６条、１７条、１８条、１８条の２、１８条の３に規定する都道府県の事務をすべての市町村に委譲（森林法等の一部を改正する法律案を第１４２回国会に提出）。別紙３の３(3)①参照）（市町村）
- ・ 森林法２５条１項４号から１１号に掲げる目的を達成するために指定される民有林の保安林（４号以下民有保安林）に係る以下の事務
  - ・ 保安林の指定等（２５条：４０条及び施行令５条による委任）（都道府県）
  - ・ 保安林の解除等（２６条：４０条及び施行令５条による委任）（都道府県）
  - ・ 保安林の指定・解除の申請書の受理（２７条１項：４０条及び施行令５条による委任）（都道府県）
  - ・ 保安林の指定・解除に係る予定告示等（３０条）（都道府県）
  - ・ 保安林予定森林における行為規制（３１条）（都道府県）
  - ・ 保安林の指定・解除に対する異議意見書の受理（３２条１項）（都道府県）

- ・ 意見の聴取会の開催（３２条２項：４０条及び施行令５条による委任）（都道府県）
  - ・ 意見の聴取会の開催の通知、公示（３２条３項：４０条及び施行令５条による委任）（都道府県）
  - ・ 保安林の指定・解除の告示（３３条１項：４０条及び施行令５条による委任）（都道府県）
  - ・ 保安林の指定・解除の所有者等への通知（３３条３項）（都道府県）
  - ・ 保安林の指定施業要件の変更（３３条の２：４０条及び施行令５条による委任）（都道府県）
  - ・ 保安林内の立木伐採、土地の形質変更等の許可等（３４条）（都道府県）
  - ・ 保安林内の行為規制に係る監督処分（３８条）（都道府県）
  - ・ 標識の設置（３９条１項）（都道府県）
  - ・ 保安林台帳の調製・保管（３９条の２）（都道府県）
  - ・ 保安林の適正な管理のための指導援助等（３９条の３）（都道府県）
  - ・ 国有保安林及び森林法２５条１項１号から３号までに掲げる目的を達成するために指定される民有林の保安林（１号～３号民有保安林）に係る保安林の指定・解除の申請書への意見書の添付（２７条３項）（都道府県）
  - ・ 森林施業に関する立入りの申請等の許可等（４９条１項、２項）（市町村）
  - ・ 害虫駆除等に関する立入りの申請等の許可等（４９条６項に規定する都道府県の事務をすべての市町村に委譲。別紙３の１(6)③参照）（市町村）
  - ・ 使用権設定に関する認可等（５０条）（都道府県）
  - ・ 使用権設定に関する裁定の申請の受理（５１条）（都道府県）
  - ・ 使用権設定に関する意見書の受理等（５２条）（都道府県）
  - ・ 使用権設定に関する裁定等（５３条）（都道府県）
  - ・ 使用権設定に関する協議が整った場合の届出の受理（５７条）（都道府県）
  - ・ 使用権設定に関する損失補償を必要としない行為の承認（５８条）（都道府県）
  - ・ 木材搬出等のための工作物の使用等の認可（６６条）（都道府県）
- ※ ５９条に係る事務区分については、準用される５２条、５３条の整理によるものとする。
- ※ ４号以下民有保安林に関する３３条の３に係る事務区分については、４号以下民有保安林に関して準用される２７条、３０条、３２条、３３条の整理によるものとする。

#### 【法定受託事務】

- ・ １号～３号民有保安林（２以上の都道府県にまたがる流域並びに１都道府県に完結する流域であっても国土保全上又は国民経済上特に重要な流域に係るものを除く。）に係る２５条、２６条、２７条１項、３２条、３３条１項、３３条の２に規定する事務（２５条、２６条、２７条１項、３２条、３３条１項、３３条の２に規定する農林水産大臣の事務を都道府県に委譲。別紙３の１(1)⑤参照）（都道府県）（メルクマール(2)②）
- ・ 国有保安林及び１号～３号民有保安林に係る３０条、３１条、３３条３項、３４条、３８条、３９条１項、３９条の２、３９条の３に規定する事務（メルクマール(2)②）

- ・ 国有保安林及び1号～3号民有保安林（2以上の都府県にまたがる流域並びに1都道府県に完結する流域であっても国土保全上又は国民経済上特に重要な流域に係るもの）に係る以下の事務（メルクマール(2)②）
    - ・ 保安林の指定・解除の申請書の受理・進達等（27条2項、3項）（都道府県）
    - ・ 保安林の指定・解除に対する異議意見書の受理・進達（32条1項）（都道府県）
  - ・ 保安施設地区に係る44条において準用する30条、31条、32条1項、33条3項、33条の3、34条、39条1項に規定する事務（都道府県）（メルクマール(2)②）
  - ・ 保安施設地区台帳の調製・保管（46条の2）（都道府県）
- ※ 国有保安林及び1号～3号民有保安林に関する33条の3に係る事務区分については、準用される27条、30条、32条、33条の整理によるものとする。

#### 【関与】

- ・ 地域森林計画の樹立等に係る農林水産大臣との協議（新規）（森林の整備目標、伐採、造林、林道及び保安施設に関する事項については同意を要する協議（メルクマール(c)）
- ・ 治山事業施行地に係る4号以下民有保安林の解除に係る農林水産大臣との同意を要する協議（新規）（メルクマール(c)）
- ・ 治山事業施行地に係る1号～3号民有保安林又は一定面積以上（指定理由の消滅による場合は1ヘクタール以上。公益上の理由による場合は5ヘクタール以上。）の1号～3号民有保安林の解除に係る農林水産大臣との同意を要する協議（新規）
- ・ 農林水産大臣が保安林整備臨時措置法（昭29法84）に基づき策定した保安林整備計画に即して国土保全の観点から特に必要があると認められる場合又は森林法32条に規定する異議意見書の提出があったときで広域的・公平的な観点から特に必要があると認められる場合の都道府県の保安林の指定・解除に対する農林水産大臣の指示（新規）（メルクマール(1)）

#### (290) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭54法51）

#### 【自治事務】

- ・ 基本構想の策定、林業経営改善計画の認定等（2条の2、3条、4条）（都道府県）

#### (291) 森林組合法（昭53法36）（運輸省と共管）

#### 【自治事務】

- ・ 森林組合（都道府県の区域を超えない区域を地区とする森林組合に限る。以下同じ。）、の設立、定款の変更、合併等の認可、共済規程等の承認等指導監督に関する事務（9条、10条、12条、19条、24条、25条、53条、54条において準用する53条、61条、78条、80条、83条、84条、89条、92条において準用する

非訟事件手続法 135 条の 25、100 条、101 条、102 条、108 条の 2、108 条の 3、109 条、110 条、111 条、112 条、113 条、114 条、114 条の 2、115 条、116 条）（都道府県）

- ・ 生産森林組合（都道府県の区域を超えない区域を地区とする生産森林組合に限る。以下同じ。）の設立、定款の変更、合併等の認可等指導監督に関する事務（100 条において準用する民法 56 条、59 条及び 83 条並びに非訟事件手続法 135 条の 25）（都道府県）
- ※ 生産森林組合に関する 100 条に係るその他の事務については、準用される 61 条、78 条、80 条、83 条、84 条の整理による。）
- ・ 森林組合連合会（都道府県の区域に満たない区域を地区とする森林組合連合会に限る。以下同じ。）の設立、定款の変更、合併等の認可、共済規程等の承認等指導監督に関する事務（101 条、102 条、108 条の 2、108 条の 3 において準用する 84 条）（都道府県）
- ※ 森林組合連合会に関する 109 条に係る事務については、準用される 19 条、24 条、25 条、53 条、54 条、61 条、78 条、80 条、84 条、89 条、92 条の整理による。
- ・ 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の報告徴収、業務又は会計の検査等指導監督に関する事務（110 条、111 条、112 条、113 条、114 条、114 条の 2、115 条、116 条）（都道府県）

## (292) 森林組合合併助成法(昭 38 法 56)

### 【自治事務】

- ・ 合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画の認定及び学識経験者からの意見聴取に関する事務(2 条、4 条)（都道府県）

## (293) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭 41 法 126)

### 【自治事務】

- ・ 入会林野整備計画又は旧慣使用林野整備計画（当該計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合を除く。）に係る以下の事務
  - ・ 入会林野整備計画の認可（3 条）（都道府県）
  - ・ 入会林野整備計画の適否の決定等（6 条）（都道府県）
  - ・ 異議申出を受けた場合の協議命令等（7 条）（都道府県）
  - ・ 調停の実施等（8 条）（都道府県）
  - ・ 入会林野整備計画の変更の適否の決定等（9 条）（都道府県）
  - ・ 入会林野整備計画の申請の却下等（10 条）（都道府県）
  - ・ 金銭供託の命令等（11 条）（都道府県）
  - ・ 入会林野整備により取得された権利を出資して行う農業生産法人又は生産森林組合の設立に係る登記の嘱託等（14 条）（都道府県）

- ・ 市町村の策定する旧慣使用林野整備計画の認可（19条）（都道府県）
- ・ 旧慣使用林野整備計画の認可の場合の意見の聴取等（22条）（都道府県）
- ・ 旧慣使用林野整備により取得された権利を出資して行う農業生産法人又は生産森林組合の設立に係る登記の嘱託等（23条）（都道府県）
- ・ 入会権者に対する立木の伐採の許可等（25条）（市町村）

#### 【その他】

- ・ 入会林野整備計画又は旧慣使用林野整備計画（当該計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合に限る。）に係る3条、6条、7条、8条、9条、10条、11条、14条、19条、22条、23条に規定する事務については、農地法の整理に従って事務区分を検討する。

### (294) 林業種苗法（昭45法89）

#### 【自治事務】

- ・ 育種母樹、普通母樹等の指定・解除、生産事業者の登録、講習会の開催、配布事業者の届出等に関する事務（3条、4条、5条、6条、7条、9条、10条、11条、12条、13条、14条、15条、16条、17条、19条、20条、23条、27条、28条、29条、31条、施行令2条、3条）（都道府県）

### (295) 森林国営保険法（昭12法25）（大蔵省と共管）

#### 【法定受託事務】

- ・ 保険契約の申込・継続・解除、保険証書の交付・再交付、保険証書の記載事項の変更、損害の実地調査、減額請求等に関する事務（施行令3条、4条、5条、6条、7条、8条、9条、10条、11条）（都道府県）（メルクマール(3)②）

### (296) 森林病虫害等防除法（昭25法53）

#### 【自治事務】

- ・ 森林病虫害等の駆除命令、都道府県防除実施基準、樹種転換促進指針、地区防除指針の策定・変更、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林の区域の指定・変更等に関する事務（5条、7条の3、7条の5、7条の6、7条の7、7条の8、7条の9、7条の10）（都道府県）
- ・ 森林害虫防除員の立入検査等（6条、7条）（都道府県）

#### 【関与】

- ・ 森林病虫害等の駆除命令、松くい虫等の特別伐倒駆除命令、松くい虫等の補完伐倒駆除命令についての農林水産大臣の森林病虫害等を駆除し又はそのまん延を防止するために特に必要がある緊急時における指示（メルクマール(k)）

- ・ 高度公益機能森林又は被害拡大防止森林の区域の指定等の際の協議（7条の5第2項）は農林水産大臣の同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

## (297) 漁業法（昭24法267）

### 【自治事務】

- ・ 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可等（8条）（都道府県）
- ・ 漁業の免許（10条）（都道府県）
- ・ 免許の内容等の事前決定等（11条）（都道府県）
- ・ 海区漁業調整委員会の免許の内容に関する意見陳述等（11条）（都道府県〔海区漁業調整委員会〕）
- ・ 漁業の免許の際の海区漁業調整委員会からの意見聴取（12条）（都道府県）
- ・ 漁業の免許をすべきでない旨の意見陳述の際の公開による意見聴取（13条）（都道府県〔海区漁業調整委員会〕）
- ・ 特定区画漁業権の共有請求の認可等（14条）（都道府県）
- ・ 漁業権の存続期間の短縮（21条）（都道府県）
- ・ 漁業権の分割又は変更の免許等（22条）（都道府県）
- ・ 定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定の認可等（24条）（都道府県）
- ・ 定置漁業権及び区画漁業権の移転の認可等（26条）（都道府県）
- ・ 相続又は法人の合併による定置漁業権又は区画漁業権の取得の届出の受理等（28条）（都道府県）
- ・ 免許の際の漁業権の制限又は条件の付与等（34条）（都道府県）
- ・ 免許後の漁業権の制限又は条件の付与の申請等（34条）（都道府県〔海区漁業調整委員会〕）
- ・ 休業の届出の受理（35条）（都道府県）
- ・ 休業中の漁業の許可等（36条）（都道府県）
- ・ 休業による漁業権の取消し等（37条）（都道府県）
- ・ 適格性喪失による漁業権の取消し等（38条）（都道府県）
- ・ 漁業権の変更、取消し又は行使の停止等（39条）（都道府県）
- ・ 漁業権の変更、取消し又は行使の停止によって生じた損失に対する政府による補償（39条）は廃止し、当該処分を行った都道府県による補償とする。（新規）
- ・ 取り消された漁業権の上に先取特権又は抵当権がある場合の、政府による補償金の供託（39条）は廃止し、当該補償を行う都道府県による供託とする。（新規）
- ・ 公益上の必要による漁業権の変更等の際の公開による意見聴取等（39条）（都道府県〔海区漁業調整委員会〕）
- ・ 錯誤によってした免許の取消しの際の海区漁業調整委員会からの意見聴取（40条）（都道府県）
- ・ 漁業権を取り消したときの先取特権者又は抵当権者への通知（41条）（都道府県）
- ・ 入漁権の設定、変更又は消滅に係る裁定申請の通知及び公示等（45条）（都道府県〔海区漁業調整委員会〕）

- ・ 漁業権等の登録（50条）（都道府県）
- ・ 水産動植物の繁殖保護、漁業調整等のために行う関係者に対する指示等（67条）（都道府県〔海区漁業調整委員会〕）
- ・ 漁業調整委員会の指示の取消し等（漁業権漁業のみに係るもの）（67条）（都道府県）
- ・ 漁場又は漁具の標識の設置命令（漁業権漁業のみに係るもの）（72条）（都道府県）
- ・ 漁業監督吏員の任命等（74条）（都道府県）
- ・ 司法警察員としての職務を行う漁業監督吏員の指名（74条5項）（都道府県）
- ・ 海区漁業調整委員会の議決が法令に違反すると認められるとき等の都道府県知事の再議命令（漁業権漁業のみに係るもの）（103条）は廃止し、都道府県知事は、漁業紛争の防止・解決、全国的・広域的な水産資源の保護その他漁業調整を図るために特に必要があると認める場合には、海区漁業調整委員会に対し、水産動植物の採捕に関する制限、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限等必要な指示を行うことができることとする。（新規）
- ・ 漁業者等に対する出頭の求め、報告徴収及び調査等（116条）（都道府県〔海区漁業調整委員会〕）
- ・ 漁業調整委員会が、その区域内における漁業に関する事項等処理するため、他人の土地に入って測量、検査等を行い生じさせた損失に対する補償金額の決定等（116条）（都道府県）
- ・ 漁業調整委員会が、その区域内における漁業に関する事項等処理するため、他人の土地に入って測量、検査等を行い生じさせた損失に対する政府による補償（116条3項において準用する39条5項）は廃止し、当該漁業調整委員会が設置された海区を管轄する都道府県による補償とする。（新規）
- ・ 漁業調整委員会に対する都道府県知事の監督上必要な命令又は処分（漁業権漁業のみに係るもの）（117条）は廃止し、都道府県知事は、漁業紛争の防止・解決、全国的・広域的な水産資源の保護その他漁業調整を図るために特に必要があると認める場合には、海区漁業調整委員会に対し、水産動植物の採捕に関する制限、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限等必要な指示を行うことができることとする。（新規）
- ・ 他人の土地の使用等の許可及び公告（120条）（都道府県）
- ・ 他人の土地に立ち入って漁業を営む場合の許可（121条）（都道府県）
- ・ 他人の土地への立入り等の許可（122条）（都道府県）
- ・ 土地又は土地の定着物の使用権設定に係る協議の認可等（124条）（都道府県）
- ・ 使用権設定の裁定等（125条）（都道府県〔海区漁業調整委員会〕）
- ・ 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者に対する増殖命令等（128条）（都道府県）
- ・ 遊漁規則制定の認可等（129条）（都道府県）
- ・ 内水面漁場管理委員会が、その区域内における漁業に関する事項等処理するため、他人の土地に入って測量、検査等を行い生じさせた損失に対する政府による補償（132条において準用する116条3項において準用する39条5項）は廃止し、当該内水

面漁場管理委員会が設置された都道府県による補償とする。（新規）

- ・ 漁業に関する必要な報告徴収及び帳簿書類等の検査等（都道府県が行う自治事務に係るもの）（134条）（都道府県）
- ※ 36条、37条、38条、111条、126条、132条に係る事務区分については、準用される13条、22条、34条、35条、39条、40条、103条、116条、117条、125条の整理によるものとする。

#### 【法定受託事務】

- ・ 漁業調整規則の制定、改廃その他知事許可漁業に係る事務等規則に基づく事務等（65条）（都道府県）（メルクマール(2)②）
- ・ 中型まき網漁業等の許可（66条）（都道府県）（メルクマール(2)②）
- ・ 漁業権漁業のみに係るもの以外のものに係る67条、72条に規定する事務（都道府県）（メルクマール(2)②）
- ・ 海区漁業調整委員会の選挙人名簿の調製等（89条）（市町村〔選挙管理委員会〕）（メルクマール(1)）
- ・ 委員の選挙に関する事務（94条において準用する公職選挙法23条、24条、30条、37条、38条、39条、41条、57条、61条、62条、63条、64条、71条、73条、130条、134条、161条）（市町村〔選挙管理委員会〕）（メルクマール(1)）
- ・ 解職の投票に関する事務（99条において準用する公職選挙法23条、24条、30条、37条、38条、39条、41条、57条、61条、62条、63条、64条、71条、73条、130条、134条）（市町村〔選挙管理委員会〕）（メルクマール(1)）
- ・ 海区漁業調整委員会の議決が法令に違反すると認められるとき等の都道府県知事の再議命令（漁業権漁業のみに係るもの以外のもの）（103条）は廃止し、都道府県知事は、漁業紛争の防止・解決、全国的・広域的な水産資源の保護その他漁業調整を図るために特に必要があると認める場合には、海区漁業調整委員会に対し、水産動植物の採捕に関する制限、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限等必要な指示を行うことができることとする。（新規）
- ・ 漁業調整委員会に対する都道府県知事の監督上必要な命令又は処分（漁業権漁業のみに係るもの以外のもの）（117条）は廃止し、都道府県知事は、漁業紛争の防止・解決、全国的・広域的な水産資源の保護その他漁業調整を図るために特に必要があると認める場合には、海区漁業調整委員会に対し、水産動植物の採捕に関する制限、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限等必要な指示を行うことができることとする。（新規）
- ・ 漁業に関する必要な報告徴収及び帳簿書類等の検査等（都道府県が行う法定受託事務に係るもの）（134条）（都道府県）（メルクマール(2)②）
- ・ 選挙人名簿の保存（施行令5条）（市町村〔選挙管理委員会〕）（メルクマール(1)）
- ・ 投票所の開閉時刻の定等（施行令6条）（市町村〔選挙管理委員会〕）（メルクマール

ル(1))

- ・ 委員の選挙に関する事務（施行令9条において準用する公職選挙法施行令24条、25条、26条、28条、31条、32条、45条、46条、48条、49条、50条、51条、53条、54条、59条の3、59条の4、59条の5、60条、61条、63条、64条、66条、67条、68条、70条の2、70条の3、75条、76条、77条、78条、82条、92条、131条）（市町村〔選挙管理委員会〕）（メルクマール(1)）
- ・ 解職請求者署名簿の作成（施行令12条）（市町村〔選挙管理委員会〕）（メルクマール(1)）
- ・ 署名者が有権者たることの証明等（施行令13条）（市町村〔選挙管理委員会〕）（メルクマール(1)）
- ・ 解職請求者名簿の証明の告示及び署名簿の縦覧等（施行令14条）（市町村〔選挙管理委員会〕）（メルクマール(1)）
- ・ 解職請求署名の無効の決定（施行令15条）（市町村〔選挙管理委員会〕）（メルクマール(1)）
- ・ 署名審査録の作製及び保持（16条）（市町村〔選挙管理委員会〕）（メルクマール(1)）
- ・ 委員の解職の投票に関する事務（施行令23条において準用する公職選挙法施行令24条、25条、26条、27条、28条、31条、32条、45条、46条、48条、49条、50条、51条、53条、54条、59条の3、59条の4、59条の5、60条、61条、63条、64条、66条、67条、68条、70条の2、70条の3、75条、76条、77条、78条、82条、131条）（市町村〔選挙管理委員会〕）（メルクマール(1)）

#### 【廃止】

- ・ 海区漁業調整委員会の議決の再議命令（103条）（都道府県）
- ・ 連合海区漁業調整委員会の議決の再議命令（111条において準用する103条）（都道府県）
- ・ この法律により市町村選挙管理委員会の権限に属させられた事項の同選挙管理委員会に対する指揮監督（115条1項）（都道府県〔選挙管理委員会〕）
- ・ 海区漁業調整委員会委員選挙に関し市町村選挙管理委員会が行った処分が成規に違反した場合等の当該処分の取消し及び停止（115条3項）（都道府県）
- ・ 漁業調整委員会等に対する監督上必要な命令、処分（117条）（都道府県）
- ・ 内水面漁場管理委員会に対する監督上必要な命令、処分（132条において準用する117条）（都道府県）

#### 【関与】

- ・ 主務大臣は、漁業紛争の防止・解決、全国的・広域的な水産資源の保護その他漁業調整を図るために特に必要があると認める場合には、都道府県知事に対し、水産動植物の採捕に関する制限、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限等必要な指示を

行うことができる。（新規）（メルクマール(1)）

- ・ 漁業計画を策定すべき要件に該当するにもかかわらず、都道府県知事が漁業計画を樹立しない場合には、主務大臣は、当該知事に対し、漁場計画を策定するよう指示を行うことができる。（新規）（メルクマール(1)）
  - ・ 主務大臣は、漁業紛争の防止・解決、全国的・広域的な水産資源の保護その他漁業調整を図るために特に必要があると認める場合には、漁業調整委員会に対する都道府県知事の事務（漁業権漁業のみに係るもの）について、当該知事に対し、必要な指示を行うことができる。（新規）（メルクマール(1)）
  - ・ 公益上の必要による漁業権の変更、取消し又は行使の停止によって生じた損失に対する補償金額を知事が決定する際の主務大臣の認可（39条7項）の取扱いについては、主務大臣が漁業紛争の防止・解決、全国的・広域的な水産資源の保護その他漁業調整を図るために行った指示に基づく都道府県知事の処分によって生じた損失に対する補償主体の取扱いも含め、今後法制的検討を深めた上で結論を得ることとする。
  - ・ 主務大臣の海区漁業調整委員会の解散命令（104条1項）は廃止し、主務大臣は、漁業紛争の防止・解決、全国的・広域的な水産資源の保護その他漁業調整を図るために特に必要があると認める場合には、海区漁業調整委員会に対し、水産動植物の採捕に関する制限、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限等必要な指示を行うことができることとする。（メルクマール(1)）
  - ・ この法律により市町村選挙管理委員会の権限に属させられた事項の同選挙管理委員会に対する都道府県選挙管理委員会の指揮監督（115条1項）は廃止する。
  - ・ 海区漁業調整委員会委員選挙に関し市町村選挙管理委員会が行った処分が成規に違反した場合等の知事による当該処分の取消し及び停止（115条3項）は廃止する。
  - ・ 漁業調整委員会に対する主務大臣の監督上必要な命令又は処分（117条）は廃止し、主務大臣は、漁業紛争の防止・解決、全国的・広域的な水産資源の保護その他漁業調整を図るために特に必要があると認める場合には、海区漁業調整委員会に対し、水産動植物の採捕に関する制限、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限等必要な指示を行うことができることとする。（メルクマール(1)）
  - ・ 増殖命令をすべきこと等の都道府県知事に対する命令（128条4項）は廃止する。
  - ・ 漁業調整委員会が、その区域内における漁業に関する事項等処理するため、他人の土地に入って測量、検査等を行い生じさせた損失に対する補償金額を知事が決定する際の主務大臣の認可（116条3項において準用する39条7項）の取扱いについては、主務大臣が漁業紛争の防止・解決、全国的・広域的な水産資源の保護その他漁業調整を図るために行った指示に基づく海区漁業調整委員会の行為によって生じた損失に対する補償主体の取扱いも含め、今後法制的検討を深めた上で結論を得ることとする。
- ※ 132条に係る関与については、準用される116条の取扱いによるものとする。

## (298) 漁業再建整備特別措置法（昭51法43）

### 【自治事務】

- ・ 漁業経営再建計画の認定、中小漁業者からの漁業経営再建計画の実施状況についての

必要な報告徴収その他漁業経営再建計画の変更等に関する事務（３条、１７条、施行令３条）（都道府県）

(299) 水産業協同組合法（昭２３法２４２）（大蔵省・運輸省と共管）

【自治事務】

- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合（都道府県の区域を超えない区域を地区とする漁業協同組合に限る。以下同じ。）の資源管理規程の設定又は変更の認可（１５条の２）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合の共済規程の設定、変更又は廃止の認可（１５条の３）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合の漁業自営要件を欠いた場合の届出（１７条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合の役員が欠けた場合の仮理事等の選任又は総会の招集（４３条、４４条において準用する４３条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合の定款の変更の認可（４８条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合の共済事業の全部譲渡の届出（５４条の３）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合の設立の認可（６４条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合の設立の認可又は不認可の通知等（６５条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合が設立の登記をしない場合の設立認可の取消し（６６条の２）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合の解散の決議の認可等（６８条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合の合併の認可（６９条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合の清算に係る裁判所に対する意見陳述等（７７条において準用する非訟事件手続法１３５条の２５）（都道府県）
- ・ 漁業生産組合の清算終了の届出の受理、監事からの報告の受理、裁判所に対する意見陳述等（８６条において準用する民法５９条及び８３条、非訟事件手続法１３５条の２５）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合連合会（都道府県の区域に満たない区域を地区とする漁業協同組合連合会に限る。以下同じ。）の監査規程の認可（８７条の２）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合連合会の解散の決議の認可等（９１条の２）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない漁業協同組合連合会の権利義務の包括承継の認可（９１条の３において準用する６９条）（都道府県）
- ・ 信用事業を行わない水産業協同組合（漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合（都道府県の区域を超えない区域を地区とする水産加工業協同組合に限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合連合会（都道府県の区域に満たない

区域を地区とする水産加工業協同組合連合会に限る。以下同じ。)、共済水産業協同組合連合会(都道府県の区域に満たない区域を地区とする共済水産業協同組合連合会に限る。以下同じ。))からの必要な報告の徴収(122条)(都道府県)

- ・ 信用事業を行わない水産業協同組合に対する業務又は会計の状況の検査(123条)(都道府県)
  - ・ 信用事業を行わない水産業協同組合に対する監督上必要な命令(123条の2)(都道府県)
  - ・ 信用事業を行わない水産業協同組合の法令等の違反に対する措置等(124条)(都道府県)
  - ・ 信用事業を行わない水産業協同組合に対する解散命令(124条の2)(都道府県)
  - ・ 信用事業を行わない水産業協同組合の決議、選挙又は当選の取消し(125条)(都道府県)
  - ・ 信用事業を行わない水産業協同組合の専用契約の取消し(126条)(都道府県)
  - ・ 信用事業を行わない水産業協同組合の認可等の条件の付加(126条の2)(都道府県)
- ※ 漁業生産組合に関する86条に係る事務については、準用される43条、48条、64条、65条、66条の2、68条、69条の整理による。
- ※ 信用事業を行わない漁業協同組合連合会に関する92条に係る事務については、準用される15条の2、43条、48条、64条、65条、66条の2、69条、77条の整理による。
- ※ 信用事業を行わない水産加工業協同組合に関する96条に係る事務については、準用される15条の3、43条、48条、54条の3において準用される54条の2、64条、65条、66条の2、68条、69条、77条の整理による。
- ※ 信用事業を行わない水産加工業協同組合連合会に関する100条に係る事務については、準用される43条、48条、64条、65条、66条の2、69条、77条、87条の2、91条の2、91条の3において準用される69条の整理による。
- ※ 共済水産業協同組合連合会に関する100条の6に係る事務については、準用される15条の3、43条、48条、64条、65条、66条の2、68条、69条、77条の整理による。

#### 【法定受託事務】

- ・ 信用事業を行う漁業協同組合の信託業務の事業の認可(11条)(都道府県)(メルクマール(2)④)
- ・ 信用事業を行う漁業協同組合の信用事業規程の設定、変更又は廃止の認可(11条の3)(都道府県)(メルクマール(2)④)
- ・ 信用事業を行う漁業協同組合の地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可(11条の4)(都道府県)(メルクマール(2)④)
- ・ 信用事業を行う漁業協同組合の大口信用供与の承認(11条の6)(都道府県)(メルクマール(2)④)
- ・ 信用事業を行う漁業協同組合の役員等の兼職又は兼業の認可(35条の2)(都道府県)

県) (メルクマール(2)④)

- ・ 信用事業を行う漁業協同組合の信用事業の全部譲渡の届出(54条の2)(都道府県)(メルクマール(2)④)
  - ・ 信用事業を行う漁業協同組合に係る15条の2、15条の3、17条、43条、44条において準用する43条、48条、54条の3、64条、65条、66条の2、68条、69条、77条において準用する非訟事件手続法135条の25に規定する事務(都道府県)(メルクマール(2)④)
  - ・ 信用事業を行う漁業協同組合連合会の証券子会社等の株式所有の認可等(87条の4)(都道府県)(メルクマール(2)④)
  - ・ 信用事業を行う漁業協同組合連合会の証券子会社等との間の取引等の承認(87条の5)(都道府県)(メルクマール(2)④)
  - ・ 信用事業を行う漁業協同組合連合会に係る91条の2、91条の3に規定する事務(都道府県)(メルクマール(2)④)
  - ・ 信用事業を行う水産業協同組合(漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会)に係る122条、123条、123条の2、124条、124条の2、125条、126条、126条の2に規定する事務(都道府県)(メルクマール(2)④)
- ※ 信用事業を行う漁業協同組合連合会に関する87条、87条の3、92条に係る事務については、準用される11条、11条の3、11条の4、11条の6、15条の2、35条の2、43条、48条、54条の2、64条、65条、66条の2、69条、77条の整理による。
- ※ 信用事業を行う水産加工業協同組合に関する93条、96条に係る事務については、準用される11条、11条の3、11条の4、11条の6、15条の3、35条の2、43条、48条、54条の2、54条の3、64条、65条、66条の2、68条、69条、77条の整理による。
- ※ 信用事業を行う水産加工業協同組合連合会に関する97条、100条に係る事務については、準用される11条、11条の3、11条の4、35条の2、43条、48条、54条の2、64条、65条、66条の2、69条、77条、87条の3、87条の4、87条の5、91条の2、91条の3の整理による。

### (300) 中小漁業融資保証法(昭27法346)(大蔵省と共管)

#### 【法定受託事務】

- ・ 漁業信用基金協会等から必要な報告を求め、業務又は財産の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること(65条、66条:84条及び施行令9条による委任)(都道府県)(メルクマール(7))

### (301) 漁業協同組合合併促進法(昭42法78)

#### 【自治事務】

- ・ 合併する漁業協同組合に信用事業を行う漁業協同組合が含まれていない場合の合併及び事業経営計画の認定（４条）（都道府県）

【法定受託事務】

- ・ 合併する漁業協同組合に信用事業を行う漁業協同組合が含まれている場合の合併及び事業経営計画の認定（４条）（都道府県）（メルクマール(2)④）
- ・ 都道府県漁業協同組合合併推進法人の指定、住所等の公示等（９条）（都道府県）（メルクマール(2)④）
- ・ 都道府県漁業協同組合合併推進法人の事業計画及び収支予算の認可、事業報告書及び収支決算書の提出の受理（１１条）（都道府県）（メルクマール(2)④）
- ・ 都道府県漁業協同組合合併推進法人からの報告の徴収、指定の取消し等（１２条）（都道府県）（メルクマール(2)④）

(302) 輸出水産物の振興に関する法律（昭２９法１５４）

【自治事務】

- ・ 輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録に関する事務（３条）（都道府県）
- ・ 輸出水産業者又は製造受託者からの必要な報告徴収、事業所等への立入検査等（３０条）（都道府県）

(303) 漁業災害補償法（昭３９法１５８）

【法定受託事務】

- ・ 漁業共済組合等からの報告徴収その他の監督に関する事務（６８条、６９条、７１条、７２条、７３条：７６条及び施行令１条による委任）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 漁業共済の加入に係る区域等の設定、漁業者の共済契約の締結の申込みに係る届出の受理その他の加入手続きに関する事務（１０５条、１０５条の２、１０８条、１０８条の２、１１８条、１２５条の４、１２５条の８：施行令８条、８条の２、９条、９条の２、１６条、１８条の８）（都道府県）（メルクマール(3)②）

(304) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭６３法９９）

【自治事務】

- ・ 遊漁船業を営もうとする者からの届出の受理、報告聴取、立入検査等（３条、１９条）（都道府県）

(305) 沿岸漁場整備開発法（昭４９法４９）

【自治事務】

- ・ 特定水産動物育成事業の認可、認可漁業協同組合等に対する勧告（8条、14条）（都道府県）

### (306) 漁船損害等補償法（昭27法28）

#### 【法定受託事務】

- ・ 漁船保険組合の仮理事の選任、漁船保険組合からの報告徴取その他の管理及び監督に関する事務（41条、62条、84条、85条、86条、87条：88条及び施行令3条による委任）（都道府県）（メルクマール(3)②）
- ・ 加入区の指定、指定漁船所有者の義務付保の同意の公示その他の加入手続きに関する事務（112条、112条の2、113条の2、施行令5条、7条）（都道府県）（メルクマール(3)②）

### (307) 漁船法（昭25法178）

#### 【自治事務】

- ・ 動力漁船の建造、改造及び転用の許可、動力漁船の工事完成後の認定、漁船の漁船原簿への登録その他漁船の建造許可、登録等に関する事務（3条の2、5条、6条、7条、9条、11条、11条の2、14条、16条、17条、18条、28条）（都道府県）

### (308) 漁港法（昭25法137）

#### 【自治事務】

- ・ 水産業協同組合が漁港修築事業を施行するために必要な他人の土地等への立入り等を行うに当たっての許可（24条：施行令21条による委任）（都道府県、市町村）
- ・ 第一種漁港（その所在地が1の都道府県に限られ、かつ、2以上の市町村にわたるもののうち農林水産大臣の指定するものに限る。）の漁港管理者の決定につき当該市町村間の協議が整わない場合の漁港管理者の指定（25条：施行令21条による委任）（都道府県）
- ・ 第一種漁港及び第二種漁港（それぞれ、その所在地が2以上の都道府県にわたるものを除く。）についての漁港管理規程の制定・変更の届出の受理（当該漁港の漁港管理者が都道府県である場合を除く。）、漁港管理規程についての助言又は勧告（34条：施行令21条による委任）（都道府県）
- ・ 漁港施設の処分の許可等（都道府県が所有し又は占有している漁港施設の形質若しくは所在の場所の変更又は収去に関する許可を除く。）（37条：施行令21条による委任）（都道府県）
- ・ 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときの許可（基本施設を都道府県が所有している場合を除く。）（38条：施行令21条による委任）（漁港管理者）
- ・ 漁港の区域内の水域又は公共空地における行為の許可等（当該行為をしようとする者

が都道府県である場合を除く。) (39条: 施行令21条による委任) (都道府県)

- ・ 漁港の区域内の水域及び公共空地について土砂の採取又は占用の許可を受けた者からの土砂採取料又は占用料の徴収等 (39条の3) (漁港管理者)
- ・ 漁港管理者の職務の執行に関する報告、立入り、検査等 (41条: 施行令21条による委任) (都道府県)

#### 【廃止】

- ・ 漁港修築事業を施行する者が漁協の場合、漁港修築計画を定めるための土地への立入り等に対する許可 (19条: 施行令21条による委任)
- ・ 漁港修築事業の施行者に対する施行方法の指示 (当該漁港修築事業の施行者が都道府県である場合を除く。) (23条: 施行令21条による委任)
- ・ 漁港修築事業の施行に関する報告、立入り、検査等 (41条2項: 施行令21条による委任)

#### 【関与】

- ・ 漁港区域内における公有水面の埋立のうち、漁港施設のための埋立で当該施設に国費(無利子貸付金を含む)の支出があるものに係る農林水産大臣の認可(39条7項)は廃止する。

#### 【その他】

- ・ 漁港の指定制度、漁港の整備計画制度等のあり方については、地方公共団体が漁港の管理者として主体的かつ効率的な整備・維持管理ができることとするとの観点に立って、国民への水産物の安定供給、水産資源の適正管理等の観点にも留意し、水産行政全体のあり方の検討の中で、平成12年3月までに検討し、抜本的に見直すこととする。(別紙3の4③参照)
- ・ 漁港修築事業の事業完了の認定(当該漁港修築事業の施行者が都道府県である場合を除く。)(24条の2: 施行令21条による委任)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による事務との重複を整理することとする。
- ・ 国以外の者が漁港修築事業を施行しようとする場合の施行に関する事務は、国が漁港の施設に関する技術上の基準の設定並びに同基準の遵守について必要な措置をとることができることとする。
- ・ 国は、漁港管理規程において最低限定めなければならない事項を定めるとともに、模範的な漁港管理規程例を示すこととする。

### (309) 水産資源保護法(昭26法313)

#### 【自治事務】

- ・ 保護水面の指定、解除(15条の農林水産大臣の事務を都道府県に委譲。別紙3の1(1)⑥参照)(都道府県)
- ・ 保護水面の管理(16条)(都道府県)

- ・ 保護水面の管理計画の変更等（１７条）（都道府県）
- ・ 保護水面の区域内における工事の許可（１８条）（都道府県）
- ・ さく河性魚類の通路に係る工作物の所有者等に対する管理命令（２２条）（都道府県）

#### 【法定受託事務】

- ・ 水産資源の保護培養のため必要な規則の制定等（４条）（都道府県）（メルクマール(2)②）
- ・ 国が実施しなければならない水産資源の調査のために必要がある場合における、漁業を営み又はこれに従事する者からの報告徴収（３０条）（都道府県）（メルクマール(2)②）

#### 【関与】

- ・ 保護水面指定・解除に係る農林水産大臣との同意を要する協議（新規）（メルクマール(c)）
- ・ 水産資源の保護培養上特に必要があると認められるときに限り、国は保護水面を指定することができることとする。（新規）
- ・ 保護水面の管理計画の変更に係る農林水産大臣の認可（１７条２項）は廃止し、農林水産大臣との同意を要する協議とする。（メルクマール(i)）なお、軽微な変更の場合は協議を要しないこととする。
- ・ 保護水面の管理計画の変更に係る農林水産大臣の命令（１７条３項）は指示とする。（メルクマール(1)）

### (310) 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭４８法１００）（大蔵省・通商産業省と共管）

#### 【自治事務】

- ・ 指定区域の指定（２条）（都道府県）
- ・ 経営資金を貸し付けた融資機関からの必要な報告徴収、事務所への立入検査（７条）（都道府県）
- ・ 被害漁業者等の認定（２条）（市町村）

### (311) 工場立地法（昭３４法２４）（大蔵省・厚生省・通商産業省・運輸省と共管）

#### 【自治事務】

- ・ 特定工場の届出の受理、勧告、変更命令、実施制限期間短縮に関する事務（６条、７条、８条、９条、１０条、１１条、１２条、１３条、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則３条。別紙３の３(1)④、３(2)参照）（都道府県、指定都市）

### (312) エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する

る臨時措置法（平5法18）（大蔵省・厚生省・通商産業省・運輸省・建設省と共管）

【自治事務】

- ・ 中小企業者及び組合等の事業計画の承認、承認の取消し、変更の承認、実施状況の報告徴収（20条）（4条、5条、28条：29条及び施行令22条による委任）（都道府県）

(313) 中小企業団体の組織に関する法律（昭32法185）（大蔵省・厚生省・通商産業省・運輸省・建設省と共管）

【自治事務】

- ・ 協業組合の事業転換の認可（5条の7：101条の3及び施行令10条による委任）（都道府県）
- ・ 協業組合の設立の認可（5条の17：101条の3及び施行令10条による委任）（都道府県）
- ・ 公正取引委員会からの請求を受けて行う協業組合の業務又は会計に関する報告の徴収・検査（5条の22：101条の3及び施行令10条による委任）（都道府県）
- ・ 商工組合の特別の地域を地区とすることの承認（9条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
- ・ 商工組合の員外利用制限の特例の認可、商工組合の員外利用制限の特例の認可の取消し（17条の2：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
- ・ 商工組合（商工組合連合会）の設立の認可等（42条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
- ・ 商工組合（商工組合連合会）の業務等の改善命令、商工組合の組合員構成の要件を欠いた場合の解散命令、商工組合連合会が会員構成の要件を欠いた場合の解散命令、商工組合（商工組合連合会）の業務等の改善命令に違反した場合等の解散命令（調整事業に係らないもの）、商工組合（商工組合連合会）の解散命令の通知の特例（官報掲載）（調整事業に係らないもの）（69条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
- ・ 報告書の徴収（商工組合、商工組合連合会）（調整事業に係らないもの）（92条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
- ・ 組合員の有する工場、事業場、事務所又は倉庫へ立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料についての検査（調整事業に係らないもの）、組合の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況についての検査（調整事業に係らないもの）（93条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
- ・ 事業協同組合、事業協同小組合若しくは企業組合から協業組合への組織変更の認可（95条：101条の3及び施行令10条による委任）（都道府県）
- ・ 商工組合から事業協同組合への組織変更の認可、商工組合から事業協同組合への組織変更の届出（96条：101条の3及び施行令11条による委任）（都道府県）
- ・ 命令、認可、承認の際の通商産業大臣への通知等（101条の2：101条の3及び

施行令 11 条による委任) (都道府県)

- ※ 5 条の 23、33 条、47 条、54 条、71 条、97 条に係る事務区分については、準用される 17 条の 2、96 条、中小企業等協同組合法 35 条の 2、48 条、51 条、62 条、63 条、97 条、104 条、105 条、105 条の 2、105 条の 3、105 条の 4、106 条、106 条の 2 の整理によるものとする。

#### 【法定受託事務】

- ・ 商工組合の調整規程の認可、商工組合の調整規程の変更の認可 (18 条：101 条の 3 及び施行令 11 条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 商工組合の調整規程の認可に関する通知、商工組合に対する調整規程の認可に関する証明、商工組合の調整規程の認可の申請に関し、組合に報告請求又は関係行政機関に照会を發したときの組合に対する通知 (20 条：101 条の 3 及び施行令 11 条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 商工組合の調整規程が適合しなくなった場合の調整規程の変更命令及び認可の取消し (21 条：101 条の 3 及び施行令 11 条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 商工組合の調整規程の廃止の届出 (22 条：101 条の 3 及び施行令 11 条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 商工組合の組合協約の認可、商工組合の組合協約変更の認可等 (28 条：101 条の 3 及び施行令 11 条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 組合協約の締結に関する勧告 (商工組合) (30 条：101 条の 3 及び施行令 11 条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 商工組合連合会の総合調整規程の認可、商工組合連合会の総合調整規程変更の認可 (32 条：101 条の 3 及び施行令 11 条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 商工組合 (商工組合連合会) の業務等の改善命令 (調整事業に係るもの) (67 条：101 条の 3 及び施行令 11 条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 商工組合 (商工組合連合会) の業務等の改善命令に違反した場合等の解散命令 (調整事業に係るもの)、商工組合 (商工組合連合会) の解散命令の通知の特例 (官報掲載) (調整事業に係るもの) (69 条：101 条の 3 及び施行令 11 条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 商工組合 (商工組合連合会) の組合員から組合に対する不服の申出の必要な措置 (調整事業に係るもの) (71 条において準用する中小企業等協同組合法 104 条：101 条の 3 及び施行令 11 条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 商工組合 (商工組合連合会) の組合員からの組合の検査請求に対する業務又は会計状況等の検査 (調整事業に係るもの) (71 条において準用する中小企業等協同組合法 105 条：101 条の 3 及び施行令 11 条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))
- ・ 商工組合 (商工組合連合会) の決算関係書類の提出 (調整事業に係るもの) (71 条において準用する中小企業等協同組合法 105 条の 2：101 条の 3 及び施行令 11 条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))

による委任) (都道府県) (メルクマール(7))

- ・ 調整規程、総合調整規程、組合協約の認可時における公正取引委員会への同意の請求、調整規程、総合調整規程、組合協約の認可時における公正取引委員会との協議、調整規程等の変更命令等の処分をしたときの公正取引委員会への通知、公正取引委員会が商工組合等の調整規程等が法律の定める要件に適合しなくなったときに行う調整規程等の変更命令及び認可の取消請求を受けて行う調整規程等の変更命令及び認可、取消し(90条:101条の3及び施行令11条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))
  - ・ 報告書の徴収(商工組合、商工組合連合会)(調整事業に係るもの)(92条:101条の3及び施行令11条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))
  - ・ 組合員の有する工場、事業場、事務所又は倉庫へ立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料についての検査(調整事業に係るもの)、組合の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況についての検査(調整事業に係るもの)(93条:101条の3及び施行令11条による委任) (都道府県) (メルクマール(7))
- ※ 33条に係る事務区分については、準用される20条、21条、22条、28条、30条の整理によるものとする。

**(314) 中小企業等協同組合法(昭24法181)(大蔵省・厚生省・通商産業省・運輸省・建設省と共管)**

**【自治事務】**

- ・ 事業協同組合の設立の認可、定款変更の認可その他、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に関する事務(9条の2の2、9条の2の3、9条の6の2、9条の9、27条の2、35条の2、48条、51条、57条の5、62条、63条、69条、97条、104条、105条、105条の2、105条の3、105条の4、105条の5、106条、106条の2)(都道府県)

**(315) 電気通信事業法(昭59法86)(郵政省と共管)**

**【自治事務】**

- ・ 公用水面に水底線路を敷設する際の事前届出の受理等(85条)(都道府県)
- ・ 水底線路を保護する必要があると認めるときに行う保護区域内の水面に設定されている漁業権の取消し、変更等命令等(86条)(都道府県)
- ・ 水底線路を保護する必要があると認めるときに行う保護区域内の水面に設定されている漁業権の取消し、変更等命令によって生じた損失に対する補償金額の決定についての海区漁業調整委員会からの意見聴取及び当該金額の決定(87条)(都道府県)

**【関与】**

- ・ 漁業権に関する利害関係人等の意見等により第一種電気通信事業者の届出事項を変更する必要がある旨の郵政大臣及び第一種電気通信事業者に対する関係都道府県知事の通知(85条2項)に係る主務大臣の指示(新規)(メルクマール(1))

- ・ 水底線路を保護する必要があると認めるときに行う水底線路の保護区域内の水面に設定されている漁業権の取消し、変更等命令（８６条５項）に係る主務大臣の指示（新規）（メルクマール(1)）
  - ・ 水底線路の保護区域内の漁業権設定に係る水底線路の保護に必要な配慮（８６条６項）に係る主務大臣の指示（新規）（メルクマール(1)）
- ※ ８７条２項に係る関与については、準用される漁業法３９条の取扱いによるものとする。

**(316) 地すべり等防止法（昭３３法３０）（建設省と共管）**

**【法定受託事務】**

- ・ 地すべり防止区域内の行為規制、地すべり防止工事その他地すべり防止区域の管理に関する事務（７条～９条、１１条、１３条～１６条、１８条、２０条～２６条、３０条、３１条、３３条～３６条、３８条、４１条、４２条、４８条）（都道府県）（メルクマール(2)②）

**(317) 海岸法（昭３１法１０１）（運輸省・建設省と共管）**

**【自治事務】**

- ・ 海岸保全区域の管理（海岸の現状維持に関する事務に限る。）（５条１項）（都道府県）
- ・ 市町村が管理することが適当であると認められる海岸保全区域の管理（海岸の現状維持に関する事務に限る。）（５条２項）（市町村）
- ・ 港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域と重複する海岸保全区域の管理（海岸の現状維持に関する事務に限る。）（５条３項）（港湾管理者又は漁港管理者である地方公共団体）
- ・ 港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長が管理することが適当であると認められる区域についての管理（海岸の現状維持に関する事務に限る。）（５条４項）（港湾管理者又は漁港管理者である地方公共団体）
- ・ 海岸管理者を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の海岸管理者が管理することが適当であると認められるものの管理（海岸の現状維持に関する事務に限る。）（５条５項）（都道府県、市町村、港湾管理者又は漁港管理者である地方公共団体）
- ・ 海岸保全区域の占用の許可（７条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）
- ・ 海岸保全区域における行為の制限の許可（８条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）
- ・ 国又は地方公共団体が７条１項の規定による占用又は８条１項の規定による行為をしようとするときの協議（１０条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）

- ・ 占用料又は土石採取料の徴収（11条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）
- ・ 7条1項又は8条1項の規定に違反した者、7条1項又は8条1項の規定に附した条件に違反した者及び偽りその他不正な手段により7条1項又は8条1項の規定による許可を受けた者に対する監督処分等（12条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）
- ・ 海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときの当該他の工作物の管理者に対する当該海岸保全施設に関する維持の措置命令等（15条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）
- ・ 海岸保全区域に関する調査若しくは測量のため必要があるときの占有者に対する通知、他人の占有する土地若しくは水面への立入り及び材料置場若しくは作業場としての他人の土地の一時使用等（18条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）
- ・ 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の請求等（海岸の維持に関するものに限る。）（20条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）
- ・ 海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設が21条1項各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が14条の築造の基準に適合しないときの当該海岸保全施設の管理者に対する当該海岸保全施設の管理について必要となる措置命令等（海岸の維持に関するものに限る。）（21条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）
- ・ 海岸保全区域内の水面に設定されている漁業権の取消し、変更又はその行使の停止命令（22条1項）（都道府県）
- ・ 兼用工作物の管理に要する費用についての当該兼用工作物の管理者との協議（兼用工作物の維持に関する事務に限る。）（30条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）
- ・ 負担金等を納付しない者があるときの納付の督促、延滞金の徴収等（海岸の維持に関する事務に限る。）（35条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）
- ・ 海岸法の施行に関し必要があると認めるときの主務大臣の求めに応じてする主務大臣への報告又は資料の提出（海岸の維持に関するものに限る。）（38条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）
- ・ 海岸保全区域における制限行為の指定（施行令3条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）

#### 【法定受託事務】

- ・ 海岸保全区域の指定等（3条）（都道府県）（メルクマール(1)）
- ・ 港湾区域、港湾隣接地域若しくは公告水域又は漁港区域の全部又は一部を海岸保全区域として指定しようとするときの港湾管理者、港湾管理者の長若しくは公告水域を管理する都道府県又は農林水産大臣との協議（4条）（都道府県）（メルクマール(1)）
- ・ 海岸保全区域の管理（海岸の現状維持に関する事務を除く。）（5条1項）（都道府県）（メルクマール(1)）

- ・ 市町村が管理することが適当であると認められる海岸保全区域の指定（５条２項）（都道府県）（メルクマール(1)）
- ・ 市町村が管理することが適当であると認められる海岸保全区域の管理（海岸の現状維持に関する事務を除く。）（５条２項）（市町村）（メルクマール(1)）
- ・ 港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域と重複する海岸保全区域の管理（海岸の現状維持に関する事務を除く。）（５条３項）（港湾管理者又は漁港管理者である地方公共団体）（メルクマール(1)）
- ・ 港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長が管理することが適当であると認められる区域についての当該港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長との協議（５条４項）（都道府県）（メルクマール(1)）
- ・ 港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長が管理することが適当であると認められる区域についての管理（海岸の現状維持に関する事務を除く。）（５条４項）（港湾管理者又は漁港管理者である地方公共団体）（メルクマール(1)）
- ・ 海岸管理者を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の海岸管理者が管理することが適当であると認められるものの管理（海岸の現状維持に関する事務を除く。）（５条５項）（都道府県、市町村、港湾管理者又は漁港管理者である地方公共団体）（メルクマール(1)）
- ・ 市町村が管理することが適当であると認められる海岸保全区域を指定しようとするときの当該市町村への意見の聴取（５条６項）（都道府県）（メルクマール(1)）
- ・ ５条２項の規定による指定又は５条４項に規定する協議により定めた区域（これを変更する場合も含む。）の公示及びその旨の主務大臣への報告（５条７項）（都道府県）（メルクマール(1)）
- ・ 海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときの承認等（１３条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）
- ・ 海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときの当該他の工作物の管理者に対する当該海岸保全施設に関する工事の施行命令等（１５条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）
- ・ 他の工事又は他の行為により必要の生じた海岸保全施設に関する工事の原因者に対する原因者工事の施行命令（１６条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）
- ・ 海岸保全施設に関する工事の施行により必要の生じた附帯工事の施行（１７条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）
- ・ 海岸保全施設に関する工事のため必要があるときの占有者に対する通知、他人の占有する土地若しくは水面への立入り及び材料置場若しくは作業場としての他人の土地の一時使用等（１８条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）
- ・ 海岸保全施設の新設又は改良により損失を受けた者に対する損失補償等（１９条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）

- ・ 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の請求等（海岸の維持に関するものを除く。）（20条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）
- ・ 海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設が21条1項各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が14条の築造の基準に適合しないときの当該海岸保全施設の管理者に対する当該海岸保全施設の管理について必要となる措置命令等（海岸の維持に関するものを除く。）（21条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）
- ・ 漁業権の取消し、変更又はその行使の停止により生じた損失についての漁業権者に対する損失補償（22条2項）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）
- ・ 海岸保全施設の整備に関する基本計画の作成、変更及びこれらの主務大臣への提出等（23条）（都道府県）（メルクマール(1)）
- ・ 海岸保全区域台帳の調製及び保管等（24条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）
- ・ 兼用工作物の管理に要する費用についての当該兼用工作物の管理者との協議（兼用工作物の維持に関する事務を除く。）（30条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）
- ・ 他の工事等により必要を生じた海岸管理者が施行する工事に要する費用についての負担金の徴収（31条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）
- ・ 海岸管理者が施行する附帯工事についての原因者である場合の負担金の徴収（32条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）
- ・ 海岸保全施設に関する工事により著しく利益を受ける者がある場合の受益者負担金の徴収（33条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）
- ・ 負担金等を納付しない者があるときの納付の督促、延滞金の徴収等（海岸の維持に関する事務を除く。）（35条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）
- ・ 海岸法の施行に関し必要があると認めるときの主務大臣の求めに応じてする主務大臣への報告又は資料の提出（海岸の維持に関するものを除く。）（38条）（都道府県〔海岸管理者〕、市町村〔海岸管理者〕）（メルクマール(1)）

#### 【関与】

- ・ 重要港湾の港湾管理者が協議に応じようとする場合の運輸大臣の同意（4条2項）は、重要港湾の管理者たる都道府県又は港湾管理者の運輸大臣への協議とする。
- ・ 12条の監督処分については、国は、台風の接近又は地震の発生等による津波、高潮等の被害が差し迫っており、海岸の防護のための緊急の措置をとる必要がある場合に限り、必要な指示を行うことができるものとする。（新規）（メルクマール(j)）

【その他】

- ・ 占用許可、行為規制、監督処分等（7条、8条、10条2項、11条、12条、35条、施行令3条）に係る基準のうち、必要なものを法令の委任に基づく告示に定める。

(318) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭26法97）（運輸省・建設省と共管）

【法定受託事務】

- ・ 市町村が施行する災害復旧事業の監督に関する事務（9条、11条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 市町村が施行する災害復旧事業に関する国庫負担金の額の算定・交付・還付、災害復旧事業の成功認定に関する事務（13条）（都道府県）（メルクマール(7)）
- ・ 災害の状況の報告に関する事務（施行令5条）（都道府県）（メルクマール(7)）

(319) 集落地域整備法（昭62法63）（建設省と共管）

【自治事務】

- ・ 集落地域整備基本方針の策定等（4条）（都道府県）
- ・ 集落農業振興地域整備計画の策定等に係る市町村との協議（7条に規定する都道府県の認可を協議に改正）（都道府県）
- ・ 市町村が定める交換分合計画の認可（11条）（都道府県）
- ・ 交換分合計画の公告等（12条）（都道府県）

【関与】

- ・ 集落地域整備基本方針の策定に係る農林水産大臣及び建設大臣の承認（4条5項）は協議とする。
- ※ 4条8項に係る関与については、準用される4条5項の整理によるものとする。

(320) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭41法110）（経済企画庁・通商産業省・運輸省・建設省と共管）

【自治事務】

- ・ 流通業務施設の整備に関する基本方針の策定等（3条の2）（都道府県）

【関与】

- ・ 都道府県の流通業務施設の整備に関する基本方針の策定に係る主務大臣の承認（3条の2第6項）は協議とする。

(321) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平元法58）

【法定受託事務】

- ・ 特定農地貸付けの承認（3条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）
- ・ 特定農地貸付けの事項変更の承認等（施行令4条）（市町村〔農業委員会〕）（メルクマール(8)）

(322) 海洋水産資源開発促進法（昭46法60）

【自治事務】

- ・ 資源管理協定の対象となる海域が2以上の都道府県の管轄に属し、かつ、当該資源管理協定の対象となる漁業の種類に指定漁業等が含まれない場合に関する資源管理協定の認定等（12条の2、施行令8条：12条の7及び施行令9条による委任）（当該資源管理協定の対象となる海域を最も広くその管轄する海域に含む都道府県）
- ・ 認定資源管理協定の対象となる海域において認定資源管理協定の対象となる種類の海洋水産資源を利用する漁業を営む者（指定漁業等により利用するものを除く。）又はその団体であって認定資源管理協定に参加していないものに対して行うあっせん（12条の4：12条の7及び施行令9条による委任）（当該認定資源管理協定の対象となる海域を管轄する都道府県）

(323) 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平元法65）

【自治事務】

- ・ 経営改善計画及び事業提携計画の承認、経営改善計画及び事業提携計画の変更の承認、承認の取消し（3条、4条）（都道府県）

(324) 市民農園整備促進法（平2法44）（建設省と共管）

【自治事務】

- ・ 市町村が定める交換分合計画の認可（5条）（都道府県）
- ※ 6条に係る事務区分については、準用される土地改良法99条、109条の整理によるものとする。

(325) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平8法77）

【自治事務】

- ・ 漁獲可能量につき都道府県別に定める数量の策定及び変更に対する意見（3条）（都道府県）

【法定受託事務】

- ・ 都道府県計画の策定、変更、検討等（4条）（都道府県）（メルクマール(2)②）
- ・ 指定海域及び指定海洋生物資源の指定等（5条）（都道府県）（メルクマール(2)）

②)

- 都道府県計画の効果の確保のために講ずべき措置についての要請（６条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 都道府県計画の達成のための措置等（７条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 都道府県計画の達成のための漁業権の制限又は条件の付加に当たっての海区漁業調整委員会からの意見聴取（７条において準用する漁業法３４条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 都道府県計画の達成のための漁業権の制限又は条件の付加に当たっての漁業権者に対する通知及び公開による意見の聴取（７条において準用する漁業法３７条において準用する同法３４条）（都道府県〔海区漁業調整委員会〕）（メルクマール(2)②)
  - 都道府県計画の達成のための漁業権の制限又は条件の付加に当たって、漁業権者等の意見陳述のため資料を閲覧させること（７条において準用する漁業法３７条において準用する同法３４条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 採捕の数量等の公表（８条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 採捕に関する助言、指導又は勧告（９条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 採捕の停止等の命令（１０条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 採捕を行う者別の漁獲量の限度の割当て、割当ての基準の策定等（１１条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 停泊命令等（１２条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 協定の認定（１３条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 協定の認定及び廃止等（１４条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 協定への参加のあっせん（１５条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 認定協定の目的達成のための措置等（１６条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 認定協定の目的達成のための漁業権の制限又は条件の付加に当たっての海区漁業調整委員会からの意見聴取（１６条において準用する漁業法３４条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 認定協定の目的達成のための漁業権の制限又は条件の付加に当たっての漁業権者に対する通知及び公開による意見の聴取（１６条において準用する漁業法３７条において準用する同法３４条）（都道府県〔海区漁業調整委員会〕）（メルクマール(2)②)
  - 認定協定の目的達成のための漁業権の制限又は条件の付加に当たって、漁業権者等の意見陳述のため資料を閲覧させること（１６条において準用する漁業法３７条において準用する同法３４条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 採捕の数量等の報告に係る規則の制定及び報告の受理（１７条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 関係者に対する報告徴収及び立入検査（１８条）（都道府県）（メルクマール(2)②)
- ②)
- 認定協定の変更の認定、取消し及び廃止の届出の受理（施行規則６条の事務を施行令に規定）（都道府県）（メルクマール(2)②)
  - 協定の認定並びに認定協定の変更の認定及び取消しに当たっての関係海区漁業調整委員会からの意見聴取（施行規則８条の事務を施行令に規定）（都道府県）（メルクマール(2)②)

ル(2)②)

- ・ 認定協定参加等の届出の受理（施行規則9条の事務を施行令に規定）（都道府県）  
（メルクマール(2)②)